第六條　資本金額ヲ課稅標準ト爲ス營業ト之ヲ課稅標準ト爲サザル營業又ハ營業稅令第一條ニ揭ゲザル營業トヲ兼營スル場合ニ於テハ課稅標準ト爲スベキ資本金額ハ資本金額ヲ課稅標準ト爲ス營業ニ屬スル資産價額ノ總資産價額ニ對スル割合ヲ總資本金額ニ乘ジテ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ資本金額ヲ課稅標準ト爲ス營業ニシテ朝鮮ト朝鮮外トニ營業場アルモノノ資本金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ資産價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金額ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第七條　營業稅令第十二條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ同令第七條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄府尹郡守又ハ島司ニ申請スベシ

前項ノ申請ヲ爲ス者免除ヲ受ケントスル製鐵事業ト其ノ他ノ事業トヲ營ムモノナルトキハ收入金額ヲ區分シタル計算書ヲ添附スベシ

第八條　相續讓渡其ノ他原因ノ何タルヲ問ハズ營業ヲ繼續スル者ハ相續ノ場合ニ在リテハ其ノ繼續ノ事實ヲ知リタル後十日內ニ其ノ他ノ場合ニ在リテハ繼續後十日內ニ其ノ旨ヲ所轄府尹郡守又ハ島司ニ申告スベシ

第九條　營業者住所氏名若ハ名稱ヲ變更シ又ハ營業場ヲ移轉シタルトキハ十日內ニ之ヲ所轄府尹郡守又ハ島司ニ申告スベシ他ノ府郡島ニ營業場ヲ移轉シタルトキハ移轉先ノ所轄府尹郡守又ハ島司ニモ之ヲ申告スベシ

第十條　營業者廢業シタルトキハ十日內ニ其ノ旨ヲ所轄府尹郡守又ハ島司ニ申告スベシ

第十一條　府尹郡守又ハ島司ハ所轄內ノ營業ニ關スル事情ニ精通スル者ニ對シ各營業者ノ課稅標準ノ見込額順位其ノ他營業稅ニ關シ必要ナル事項ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル者ハ府尹郡守又ハ島司ノ指定スル期限迄ニ所轄府尹郡守又ハ島司ニ答申スベシ

第十二條　府尹郡守又ハ島司ハ營業稅令第十五條第一項ノ規定ニ依リ每年三月三十一日迄ニ課稅標準ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第十三條　營業稅令第十六條第一項ノ規定ニ依ル審查ノ請求ハ不服ノ事由ヲ明ニシタル書類ニ證憑書類ヲ添附シ所轄府尹郡守又ハ島司ヲ經由シ道知事ニ之ヲ爲スベシ

第十四條　道知事ニ於テ營業稅令第十七條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ納稅義務者ニ之ヲ通知スベシ

第十五條　營業稅令第十八條第一項ノ請求ハ其ノ事由ヲ明ニシタル書類ニ證憑書類ヲ添附シ所轄府尹郡守又ハ島司ニ之ヲ爲スベシ

第十六條　府尹郡守又ハ島司ニ於テ營業稅令第十八條第二項ノ更訂ニ關スル處分ヲ爲シタルトキハ納稅義務者ニ之ヲ通知スベシ

第十七條　府尹郡守又ハ島司ニ於テ營業稅令第十八條第一項ノ請求ニ付更訂スベキモノニ非ズト認メタルトキハ之ヲ却下スベシ

第十八條　第十三條及第十四條ノ規定ハ營業稅令第十八條第三項ノ規定ニ依ル審查ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第十九條　營業者ガ所轄府尹郡守又ハ島司ノ管內ニ現住セザルトキハ課稅標準ノ申告納稅其ノ他營業稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ所轄府尹郡守又ハ島司ニ屆出ヅベシ

第二十條　稅務官吏ガ營業稅令第二十二條ノ規定ニ依リ營業者ニ質問シ又ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢査スルトキハ別表樣式ノ檢查章ヲ携帶スベシ

附　則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和二年ニ限リ第十二條中三月三十一日トアルハ六月十五日トス

（別表省略）

第六節　關　稅

第一款　總　說

韓國に於ける近代的なる關稅制度は李朝開國四百八十五年（明治九年）日韓修好條規を締結し、我國と通商を約せしを以て始まる。爾後引續き各國と通商條約を締結して貿易關係を開始し、關稅收入も次第に增加したり。而して當時は關稅及噸稅を總稱して之を港稅と云ひ、我財政顧問就任後隆熙元年（明治四十年）以後に於て始めて關稅なる名稱に改めたるものとす。始め稅關創設の當初に在りては清國の勢力强大にして、稅關事務の如きも擧げて之を同國に依囑し、韓國の稅關は清國の稅關事務を掌理せし外國人に依り監督せられ、以て我財政顧問就任の時に及びたり。當時總稅務司廳なる獨立の機關ありて關稅事務を專管したるも、光武九年（明治三十八年）九月以來之を我財政顧問の專管に移し、次で隆熙二年（明治四十一年）一月總稅務司廳を廢止し、新たに關稅局を置きて度支部大臣の管理に屬し、關稅・噸稅・開港の維持設備及外國貿易に關する事項竝に稅關工事部及燈臺局の監督に關する事項を掌理せしめたり。

日韓併合に際し帝國政府は、爾後十年間を期し朝鮮に於ける外國貿易及對內地貿易に關しては、從前と同率の關稅を賦課すべき旨を宣言したり。之れ關稅が通商條約に據る關係上、直に急激なる變更を加へ難き事情ありしに因るものにして、從つて此の期間に於ける關稅制度は、右宣言に牴觸せざる範圍內に於て適度の刷新を圖るに止め、此の期間經過後卽ち大正九年八月二十九日以後に於て始

めて從來の制度に革新を加へ、原則として內地と共通の關稅制度に依ることとし、從來の諸法規を廢して關稅法及關稅定率法其の他を朝鮮に施行し、特殊の事情あるものに限り若干の例外を設けたり。

第二款　開港及港灣施設

第一項　開　港

韓國に於ける外國との通商貿易の事實は固より其の由來する所古しと雖も、近代的意味に於ける開港は開國四百八十五年（明治九年）日韓修好條規を締結し、釜山に稅關を設置したるを以て嚆矢とすべし。其の後同四百八十九年（明治十三年）に至り同一の目的を以て元山を開き、同四百九十二年（明治十六年）には仁川、建陽元年（明治三十年）には鎭南浦及木浦、光武三年（明治三十二年）には群山、馬山浦及城津、光武九年（明治三十八年）には龍巖浦、隆熙二年（明治四十一年）には淸津を夫々開港としたり。

右の內馬山浦は明治四十三年八月朝鮮併合のことと成るや、帝國政府の締盟各國に對して發せる宣言書中に於て爾後開港たることを廢止せられ、之に代りて新義州を開港として新に追加したり。卽ち『從來ノ開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニヨリ之ヲ開港トシ、更ニ新義州ヲモ開港トシ、內外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スヘシ』と云へるもの之なり。之れ馬山浦は其の貿易額輕微にして之を閉鎖するも貿易上大なる支障なきと、新義州が南滿洲鐵道安奉線改築工事竣成の曉は益重要なる地點たるべきを以てなり。

而して此等諸開港の取締に關しては從來各開港中、仁川・釜山・元山の三港に就き韓國政府に於て制定公布したる港口停泊船隻暫行章程ありしのみにして、而も其の內容甚だ簡單に過ぎ、港務行政上適

切ならざるものあり。依て大正四年七月府令第七十二號を以て開港取締規則を公布し、同年八月一日より之を施行したり。本令に於て認めたる開港は仁川・群山・木浦・釜山・鎭南浦・新義州・龍巖浦・元山・淸津・城津の十港にして、其の後大正十年に至り雄基港を追加したり。本令は此等各開港の港界を定めたる外、港務行政に關する諸般の規定を設けしものなるが、右は其の後大正九年三月府令第二十三號・同十年五月同第九十二號・同十三年二月同第八號・同年九月同第五十六號等を以て其一部を改正せられたり。右規則に規定せられたる各開港の港界は左の如し（同規則第一條）。

仁川港

猫角より大月尾島の北端に向け引きたる延長線・勿淄島の東端を基準として南徹西二分の一西に引きたる一線・納島の南端より西四分の三南に引きたる一線及市街の南東に在る百二十八呎山頂より納島の東端に引きたる一線以內

群山港

所雉串より南四分の三東に引きたる一線・堂末より後望山山頂に引きたる一線及龍堂より前望山挂燈立標に向け引きたる一線以內

木浦港

南角より高下島二百四十呎山頂に引きたる一線・高下島二百四十二呎山頂より四十二呎島の山頂を經て對岸に引きたる一線及牙山山頂より三鶴島の東端を經て務安半島に引きたる一線以內

釜山港

富民洞南端より絕影島大風浦に向け引きたる一線及廣蠻末より浮鳳末に引きたる一線以內

鎭南浦港

猪島百七十七呎山頂より北二分の一西に引きたる一線及望達里埼より北二分の一西に引きたる一線以內

新義州港

下端洞（海關の威化洞に當る）目標より北微西二分の一西の對岸小沙河川口右岸に引きたる一線及三橋川川口目標より西に引きたる一線以內

龍巖浦港

獅子島二百五十呎山頂より加次島頂上に引きたる一線・加次島頂上より「クルミ」島頂上に引きたる一線・「クルミ」島頂上より長島頂上を經て延長したる一線及三橋川川口目標より西に引きたる一線以內

元山港

連島里百三十六呎山頂より陽日川川口右岸に引きたる一線以內

淸津港

高秣山突角より輸城河（海關の輸浦川に當る）川口右岸に引きたる一線以內

城津港

沙津端より對岸厚里津山山頂に引きたる一線以內

雄基港

琵琶頂島東端より雄基山千三百三十一呎山頂に引きたる一線以內

第二項　港灣施設

次に此等開港の港灣施設は往時頗る不完全にして、殆んど天然の儘に放置せらるる狀態にありたり。依て光武十年（明治三十九年）以降五箇年繼續計畫を以て、此等諸港灣の修築・海陸聯絡の諸設備・航路標識の建設等に著手し、之が爲に當初工費總額三百六十四萬餘圓を計上したり。其の後隆熙二年（明治四十一年）鎭南浦・仁川稅關工事擴張の爲に經費百二十五萬圓を增加し、豫算總額を四百九十萬餘圓と

更め、仁川稅關工事を一箇年、鎭南浦稅關工事を三箇年延長し、更に同四年度に於て該總工費豫算を追加して四百九十五萬餘圓に更訂せしが、爾來著〻として之が工事の進捗を見來り、同年度末に於て仁川・釜山及鎭南浦等を除く外、殆んど全部豫定の計畫を竣工することを得たり。

然し乍ら、右は第一期計畫として、當時財政の許す範圍內に於て應急の施設を爲すに止めたるものにして、固より充分なるものに非ず。且又努めて將來の擴張計畫に支障なからんことを期したるが故に、築港工事の如き大規模の經營は專ら之を次期の計畫に讓りたるものなり。依て明治四十三年八月の併合後に於ては、從來の八箇年計畫の繼續工事は同年度限之を打切とし、新に明治四十四年度以降の繼續事業として、釜山・仁川・鎭南浦等の諸港を改良する計畫を樹て、殘餘工事と共に之を遂行することとしたり。之れ當時平南鐵道工事竣成し、南滿洲鐵道安奉線の改築、京元・湖南兩鐵道建設工事の如きも亦其の竣成近きにありて、朝鮮交通機關が遠からずして歐亞聯絡の一焦點たるべき事情ありしに鑑み、更に進みて海陸聯絡の設備を大成するの必要を認めたるに因るものなり。次いで大正四年度以降の繼續事業として元山港を修築し、又同十一年以降の繼續事業として淸津・城津・群山・多獅子島・木浦及雄基の諸港を修築することとしたり。今、各港別に其の施設工事の著手・竣成の經過を概說すれば左の如し。

（一）釜山港

釜山港は既に述べたるが如く、光武十年（明治三十九年）以降五箇年繼續事業として工費百五十萬餘圓を以て海陸聯絡の設備其の他之に附隨する工事を施行したるも、右は稅關の設備及關釜聯絡船に對する設備の應急的なるものに限られたり。依て明治四十四年度以降大正七年度に至る八箇年繼續事業として、工費三百八十八萬餘圓を投じて大要次の如き施設を爲したり。卽ち既成第一棧橋の北側一萬六千餘坪を埋立て陸上施設の地區に充て、又、第一棧橋沿突堤に竝行し、之と百十五間の間隔を存して、幅二十一間、長さ二百間の鐵造第二棧橋を新築し、之に鐵道線路三條を敷設したり。右は七千噸級の汽船二隻、二萬噸級の汽船二隻を同時に繫留し得るものなり。又釜山鎭方面に波除堤を築造し、面積約十五萬坪の船溜を作成し、小型船舶の碇泊に便し、其の他上屋・稅關の設備を完成し、港口及棧橋附近竝錨地を浚渫する等の改善を施したり。

然るに以上は年額約七十萬噸の貨物を標準として目論見たる設備なるも、本港貿易の發達は遙に豫期を超え、大正七年度に於て既に出入貨物百五十九萬噸以上に達し、將來更に增加すべき趨勢に在りて、到底右の設備を以て滿足すべきものに非ざるを以て、更に大正八年度以降六箇年の繼續事業として工費九百十七萬餘圓を豫算に計上し、諸設備の擴張改善の工事を進行せしむることとしたり。但し右豫算は中途に於て財政の關係上百三十萬餘圓を削減し、竣成年限を大正十八年度（昭和四年度迄延長したり。

（二）仁川港

仁川港は光武十年（明治三十九年）以降六箇年繼續事業として、工費九十四萬餘圓を以て稅關廳舍・上屋・鐵道引込線等の諸設備、海面の埋立、物揚場・交通棧橋・浮棧橋等の築造を完成したるも、右は過渡期に於ける應急的施設に過ぎず。本港は由來干滿の差甚だしく最大三十三尺に及び、右の施設を以てしては尙ほ繫船及荷役上極めて不便にして、將來の貿易進展上遺憾の點尠からず。依つて明治四十四年度以降に於て本港として最も必須なる閘門式船渠を築造し、四千五百噸級の船舶三隻を同時に渠內

岸壁に繫留するを得しめ、尙之に附帶する諸設備を施すこととし、總工費七百五萬餘圓を以て起工、大正十二年度に於て全部之を完成したり。

（三）鎭南浦港

鎭南浦港は光武十年（明治三十九年）工費十四萬餘圓を以て稅關用地の埋立、棧橋・倉庫・稅關廳舍等の諸設備を爲したるも、更に隆熙三年（明治四十二年）開門式船渠築造の計畫を樹て、先づ第一期工事として豫算九十九萬餘圓を以て工事に著手したり。而して明治四十四年度以降四箇年繼續事業として之を繼承し、四十五年六月開船渠を開船渠に改め、大正二年工費十二萬圓を追加し、繫船岸壁・物揚場竝に四萬餘坪の埋立及上屋・道路等の設備を大正四年度に於て完成したり。右繫船岸壁は三千噸級の船舶二隻を同時に繫留し得る設備なるも、本港干滿の差は最大二十四尺に及び、右の設備を以てしては尙ほ荷役上不便尠からず、且つ船渠の規模狹小なるにより、更に設備の改善、擴大の計畫を樹て、差當り大正十五年度に於て豫算九萬餘圓を計上、工事に著手したり。

（四）元山港

元山港は光武十年（明治三十九年）工費四十九萬圓を以て稅關設備に著手し、明治四十三年度を以て之を完成したり。其の後大正四年に至り工費百五十六萬圓を以て海陸連絡の設備を企畫し、更に大正七年に至り百八萬餘圓を、同十一年再び八十五萬圓を追加計上したり。而して右に依りて二萬七千餘坪を埋立て、三千噸級船舶二隻を同時に繫留し得べき繫船壁及物揚場を築造し、其の他上屋・廳舍、突堤棧橋の改造、稅關棧橋防波堤の建設等を達成せんとするものにして、繫船壁・防波堤・埋立・上屋等の主要工事は大正の末年既に竣工し、爾餘の陸上設備も昭和三年度に於て竣工の豫定に屬せしものとす。

（五）群山港

群山港は光武十年（明治三十九年）工費八萬餘圓を以て稅關用地の埋立、棧橋・上屋等を建設し、明治四十三年度以降大正四年度に亙りて工費四萬五千圓を以て棧橋三基の築造、鐵道引込線の敷設等を完成し、更に大正九年度に於て工費十萬餘圓を以て江岸の埋立整理を爲し、大正十二年度に於て工費二萬餘圓を以て道路・鐵道引込線の延長・上屋の建設等を爲す等、諸設備の充實を圖り來りしも、何れも未だ不完全なるを免れずして、繫船荷役上に不便尠からざりしを以て、大正十五年度以降六箇年繼續事業として豫算二百八十五萬圓を計上し、埋築・海陸連絡設備・陸上設備等の工事に著手したり。

（六）木浦港

木浦港は光武十年（明治三十九年）工費九萬餘圓を以て物揚場・棧橋・上屋・廳舍等を建設し、併合後更に棧橋・物揚場を設置したるも、貿易の發展に伴ひ擴築の必要あるにより、大正十五年度以降五箇年繼續事業として豫算六十萬圓を計上し、浮棧橋・埋築等の工事に著手したり。

（七）清津港

清津港は光武十一年（明治四十年）工費約四十二萬圓を以て、稅關用地の埋立・物揚場・防波堤等の築造を爲せしも、大正十一年度以降八箇年繼續事業として工費二百五十萬圓を以て埋立・物揚場・防波堤・鐵道引込線等の諸設備を企畫し、大正十五年度末現在に於て施工中に屬したり。

（八）城津港

城津港は隆熙三年（明治四十二年）工費四萬餘圓を以て稅關用地の埋立、其の他の諸設備に著手し、明治四十四年竣成したるも、規模狹小にして貿易の進展を阻害するを以て、大正十一年度以降五箇年繼續

事業として、工費三十四萬圓を以て防波堤其の他の設備に著手し、大正十五年度を以て之を完了したり。

（九）多獅子島港

多獅子島港の海陸連絡設備を完成するには總工費六百五十萬圓を要する豫定なるも、差當り應急的施設として豫算五十萬圓を計上し、大正十五年度以降四箇年繼續事業として工事に著手したり。

（一〇）雄基港

雄基港は永く天然の儘に放置せられ何等の設備を有せざりしが、大正十五年度以降四箇年繼續事業として、豫算六十六萬圓を以て差當り水面積三萬五千坪の船溜を築造する計畫を樹て、工事に著手したり。

以上の他、新義州、龍巖浦の各港にも夫々應急的施設を加へ來れるも、貿易の增進に適應すべき擴張計畫は大正の末年に於て未だ調査中に屬したり。

第三款　關稅制度

第一項　序說

既に一言したる如く、日韓併合に際し帝國政府は、韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享くべきこととなり居たる獨逸國、亞米利加合衆國、墺地利洪牙利國、白耳義國、清國、丁抹國、佛蘭西國、大不列顚國、伊太利國及露西亞國の各政府に對して左の如き宣言を發し、爾後十年間を期して朝鮮に於ける貿易に關して從前と同率の關稅を賦課すべきこととなしたり。

韓國併合ニ關スル宣言

明治三十八年日韓協約成リテヨリ玆ニ四年有餘、其ノ間日韓兩國政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ從事シタリト雖、同國現在ノ統治制度ハ尙未タ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラス、衆民疑懼ノ念ヲ懷キ適歸スル所ヲ知ラサルノ狀アリ。韓國ノ靜謐ヲ維持シ、韓民ノ福利ヲ增進シ、併セテ韓國ニ於ケル外國人ノ安寧ヲ計ルカ爲ニハ、此ノ際現制度ニ對シ根本的ノ改善ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ。

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ應シテ現在ノ事態ヲ改良シ、且將來ノ安固ニ對シテ完全ナル保障ヲ與フルノ急務ナルヲ認メ、日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ承認ヲ經、兩國全權委員ヲシテ一ノ條約ヲ締結セシメ、全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトトナセリ。

該條約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ、同日ヨリ直ニ之ヲ施行スヘク、日本帝國政府ハ同條約ノ結果朝鮮ニ關スル統治ノ全部ヲ擔當スルコトトナレルヲ以テ、玆ニ左ノ方針ニ依リ外國人及外國貿易ニ關スル事項ヲ處理スヘキコトヲ表明ス。

一、韓國ト列國トノ條約ハ當然無效ニ歸シ、日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラルヘシ。

朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ、日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限日本內地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有シ、且其ノ適法ナル既得權ノ保護ヲ受クヘシ。

日本帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ於ケル外國領事裁判所ニ繫屬スル事件ハ、最終ノ決定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾スヘシ。

二、日本帝國政府ハ從來ノ條約ニ關係ナク、今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ、現在ト同率ノ輸出入稅及噸稅ヲ課スヘシ。

朝鮮ヨリ日本ニ移出シ又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦、今後十年間前項

ノ貨物及船舶ニ對スルト同率ノ課稅ヲ受クルモノトス。

三、日本帝國政府ハ今後十年間日本國トノ條約國ノ船舶ニ對シ、朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ從事スルコトヲ許スヘシ。

四、從來ノ開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニ依リ之ヲ開港トナシ、更ニ新義州ヲモ開港トシ、內外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スヘシ。

蓋し我併合と共に從來韓國が諸外國と條約を以て規定せる協定稅率は當然消滅に歸し、直ちに帝國の稅率を適用し得べしと雖も、斯くの如く從來の稅率に急激なる變更を加ふるは、諸外國の朝鮮に有する經濟上の利害に多大の影響を及ぼすのみならず、內地朝鮮間の經濟關係にも急激なる變動を來すべきを顧慮したるものなり。右宣言に基き之と同時に制令第四號を以て左の如く朝鮮に於ける關稅及移出入稅に關する件を制定公布したり。

朝鮮ニ於ケル關稅及移出入稅ニ關スル件（明治四十三年八月二十九日制令第四號）

第一條　外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮ヨリ外國ニ輸出スル貨物ニ付テハ當分ノ內從來ノ稅率ニ依リ輸出入稅ヲ賦課ス

第二條　內地、臺灣及樺太ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物ニ付テハ當分ノ內從來ノ輸入稅ト同一ノ稅率ニ依リ移入稅ヲ賦課ス

朝鮮ヨリ內地、臺灣及樺太ニ移出スル貨物ニ付テハ當分ノ內第一條ノ輸出稅ト同一ノ稅率ニ依リ移出稅ヲ賦課ス

第三條　外國竝內地、臺灣及樺太ヨリ入港スル船舶ニ對シテハ當分ノ內從來ノ稅率ニ依リ噸稅ヲ賦課ス

第四條　輸出入及移出入ノ貨物及出入船舶ノ取扱ニ關シテハ當分ノ內從來ノ輸出入貨物及船舶ノ取扱ニ關スル例ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して更に右と對應して內地に於ても之と同時に勅令第三百三十一號を以て、左の如く朝鮮より移入する貨物の移入稅等に關する件を公布したり。

朝鮮ヨリ移入スル貨物ノ移入稅等ニ關スル件（明治四十三年八月二十九日勅令第三百三十一號）

第一條　朝鮮ヨリ內地、臺灣及樺太ニ貨物ヲ移入スルトキハ輸入稅ト同率ノ移入稅ヲ課シ朝鮮ヨリ入港スル船舶ニハ噸稅ヲ課ス

第二條　移入稅ニ關シテハ關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及稅關假置場法ヲ噸稅ニ關シテハ噸稅法ヲ準用ス

第三條　朝鮮ヨリ移入スル貨物中外國ヨリ輸入スル場合ニ於テ內國稅ヲ課スヘキモノアルトキハ外國ヨリ輸入スルモノニ準シ內國稅ヲ課ス

第四條　外國ニ輸出スル貨物ニ關シ內國稅ヲ免除若ハ下戻シ又ハ交付金ヲ下付スルコトヲ定メタル規定ハ之ヲ朝鮮ニ移出スル貨物ニ準用シ外國ヨリ輸入シタル貨物ニ關シ輸入稅ヲ下戻スヘキコトヲ定メタル規定ハ之ヲ本令ニ依リ移入稅ヲ課セラレタル貨物ニ準用ス

第五條　內國稅法中同法ヲ施行セサル地ヨリ同法施行地ニ貨物ヲ移入スルコトヲ禁止シタル規定ハ朝鮮ヨリ移入スル貨物ニ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如くにして併合以後十年間は關稅に關して從來の制度を踏襲することとなりしを以て、右の關稅據置期間に在りては、當初の宣言に牴觸する制度の刷新なきは當然なり。然し乍ら元來朝鮮の關稅制度は韓國政府が列國と締結せる條約に基き、主として慣例に依れるものなるを以て、其の間

統一を缺きて之が運用上の不便多きのみならず、又賦課の公平を失すること尠からず、且又其の取扱方法繁雜にして、產業の發達を著しく阻害したり。依て明治四十五年三月に至り、一般關稅制度の刷新を期し、朝鮮關稅令其の他の諸法規を制定し、同年四月一日より之を施行したり。新制度制定の趣旨は大體に於て內地の關稅制度に準據するを原則としたるも、尙朝鮮に於ける特殊事情と、併合の際に於ける帝國政府の宣言とに鑑み、幾多の例外を設けたり。

對外宣言に基く關稅據置期間は大正九年八月二十八日を以て滿了すべきが故に、之を機會として其の後に於ける時勢の進運に順應して關稅制度を刷新するの要あり。依て大正六年三月朝鮮總督府に關稅調査會を設置し、以て關稅制度及政策に關する事項の調査を開始し、職員を支那・歐米・印度・南洋等の各地に派遣して研究調査を遂げしめ、之に加ふるに朝鮮自體の財政・稅制・產業・民度等の特殊事情を考慮し、以て關稅に關する制度及政策の一大刷新を期したり。斯くして大正九年八月二十八日關稅據置期間の滿了を期として、對外的には總て內地と共通の關稅制度に依ることとし、從來の諸法令を廢止し、關稅法・關稅定率法其の他を朝鮮に施行し、朝鮮の民度・產業及陸接國境に依る交通の實情に鑑み、特殊の事情あるものに限り若干の例外を設けたり。而して從來存置せし內地・朝鮮間の移入稅は兩者間の經濟交通促進の爲め相互に之を撤廢することとし、內地側は大正九年八月二十九日より之を實行したるも、朝鮮側は其の財政計畫上向ほ當分の內之を存置し、後其の一部を撤廢して以て大正末年に及びたり。

第二項　關稅法規

第一目　朝鮮關稅令の制定及改正

前述の如く關稅に關しては、併合後に於ても引續き從來韓國政府が諸外國と締結せし條約と從來の慣習とに從ふこととなり、從て不文の取扱例に依ること多きが爲に、取扱上不便を感ずること尠からざりき。依て關稅に關する根本法規として明治四十五年三月に至り、制令第十七號を以て朝鮮關稅令を制定公布し、同年四月一日より之を施行したり。其の全文左の如し。

朝鮮關稅令（明治四十五年三月二十八日制令第十七號）

第一條　朝鮮ニ輸入スル貨物又ハ朝鮮ヨリ輸出スル貨物ニハ朝鮮關稅定率令ニ依リ關稅ヲ課ス

第二條　船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ニ關シテハ關稅法第一條、第三條、第七十三條及第九十八條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ國稅徵收法トアルハ國稅徵收令、勅令トアルハ朝鮮總督府令、大藏大臣トアルハ朝鮮總督、市町村役場トアルハ面役場、市町村吏員トアルハ面吏員トス

朝鮮總督ハ關稅法第四十六條ノ期間ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條　關稅ハ輸入又ハ輸出申告ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ之ヲ課ス但シ保稅倉庫ニ庫入シタル貨物ノ輸入稅ハ庫入申告ノ日、運送期限ノ經過シタル貨物ノ輸入稅ハ公賣ノ日、關稅法第八十三條第三項ノ規定ニ依リ徵收スル關稅ハ犯則ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ之ヲ課ス

第四條　船舶修繕ノ爲又ハ巨大重量ノ貨物ニシテ開港ニ於テ積卸シ難キ貨物ヲ陸揚若ハ船積スル爲必要ト認ムルトキハ稅關長ハ外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フルコトヲ得開港トノ交通著シク不便ナル場所ニ於テ貨物ヲ陸揚又ハ船積スル爲必要アルトキ亦同シ

第五條　關稅法中關稅ニ關スル規定ハ輸出稅ニ之ヲ準用ス

第六條　內地、臺灣及樺太ヨリ貨物ヲ朝鮮ニ移入スル場合ニ付テハ輸入ニ關スル規定、朝鮮ヨリ貨物ヲ內地、臺灣及樺太ニ移出スル場合ニ付テハ輸出ニ關スル規定ヲ準用ス

內地、臺灣及樺太ヨリ發送シタル貨物ニ付テハ外國貨物ニ關スル規定、朝鮮ト內地、臺灣及樺太トノ間ニ於ケル出入船舶ニ付テハ外國貿易船ニ關スル規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

平安北道義州府水口鎭ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ由ル貨物ノ輸出入ニ關シテハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル

而して右と同時に府令第四十八號を以て朝鮮關稅令施行規則を左の如く定め、同じく同年四月一日より之を施行したり。

朝鮮關稅令施行規則（明治四十五年三月二十八日府令第四十八號）

第一章　關稅ノ賦課徵收及擔保

第一條　關稅ヲ徵收セムトスルトキハ朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル場合ノ外其ノ稅金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫若ハ通信官署ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

第二條　納稅人前條ノ告知書ヲ受ケタルトキハ之ニ稅金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ納付スヘシ

第三條　旅客ノ携帶品關稅法第二十四條但書ニ揭ケタル貨物等ニ付貨物ヲ檢查シタル官吏直ニ關稅ヲ徵收スルトキハ他ノ官吏若ハ公吏ノ立會アルヲ要ス

前項ニ依リ關稅ヲ徵收シタルトキハ立會官吏若ハ公吏ノ證明ヲ受ケ稅關ニ報告スヘシ

第四條　關稅法第四十二條ニ依リ郵便局ニ於テ稅金額ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便物交付前ニ之ヲ名宛人ニ通知スヘシ

第五條　前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ稅金ニ相當スル收入印紙ヲ郵便局ノ交付スル納付書ニ貼附シ郵便局ニ提出スヘシ

第六條　郵便局ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ當該稅關ニ送付スヘシ

第七條　關稅法第二條ニ依リ減稅ヲ請ハムトスル者ハ損傷貨物ノ記號、番號、品名、數量、價格及請求ノ要領ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第八條　關稅ノ擔保トシテ提供スヘキモノハ金錢又ハ稅關ノ確實ト認ムル有價證券ニ限ル

第九條　擔保ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十條　稅關ハ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十一條　關稅法第六條但書ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ最初公告ノ日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ爲スヘシ

第十二條　前條ノ公告ハ擔保提供者ノ住所又ハ居所氏名、證券ノ種類、金額、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第十三條　公賣決行前ニ關稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第十四條　關稅法第六條但書ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第二章　船舶ニ關スル手續

第十五條　船舶ノ入港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕出港、入港ノ時及乘組海員ノ數ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十六條　積荷目錄ニハ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量及荷受人ヲ記載スヘシ

第十七條　艙口申告書ニハ艙口ノ所在箇數、船用品目錄ニハ船用品ノ種類、數量及見積價格、旅客氏名表ニハ旅客ノ國籍、氏名、乘込地及上陸地ヲ記載スヘシ

第十八條　外國貨物ヲ積載セル船舶積荷目錄又ハ運送目錄提出前ニ貨物積卸ノ認許ヲ得ムトスルトキハ其ノ理由ヲ詳記シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十九條　船舶ノ出港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕向港及出港ノ時ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十條　外國貿易船出港ノ免許ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ出港ヲ免許シタルトキハ爰ニ預リタル船舶國籍證書其ノ他ノ書類ヲ還付スヘシ

第二十一條　外國貨物ヲ積載セル船舶日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ノ積卸ヲ爲ス爲稅關長ノ特許ヲ受ケムトスルトキハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十二條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ貨物ノ船卸ヲ爲ストキ又ハ外國貨物ヲ積載セル沿海通航船內國貨物ノ積卸ヲ爲スニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　警察官吏關稅法第十八條第二項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關又ハ稅關監視署ニ急報スヘシ

第二十四條　外國貨物ノ假陸揚ヲ爲サムトスルトキハ其ノ記號、番號、品名、箇數、數量及陸揚ノ事由ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關ニ、稅關ノ設置ナキ地ニ在リテハ稅關官吏ニ、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ豫メ申告スル能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ

第二十五條　關稅法第二十一條ノ申告ハ物品ノ種類、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十六條　警察官吏前二條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關又ハ稅關監視署ニ通報スヘシ

第二十七條　沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後其ノ地所轄ノ稅關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入レタルトキハ其ノ種類、數量、原價及積入地ヲ記載シタル目錄ヲ歸港地所轄ノ稅關ニ提出スヘシ

第三章　貨物ニ關スル手續

第一節　總則

第二十八條　日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ若ハ保稅地域ヨリ搬出シ又ハ保稅地域內ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ爲ス爲特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十九條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ

第三十條　稅關長ノ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ陸揚船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ヲ爲ス爲特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ場所期間貨物ノ種類等ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十一條　稅關ノ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ檢查ヲ受ケムトスル者アルトキハ稅關ハ之ヲ特許スル特許ノ條件ニ違反シタルトキハ稅關ハ特許ヲ取消スヘシ

第三十二條　左ノ地域ニハ外國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

一　稅關長カ關稅法第二十八條ニ依リ稅關構外ニ於テ貨物ノ陸揚、船積ノ場所トシテ指定シ又ハ特許シタル地域

二　陸路運送貨物藏置ノ爲鐵道停車場構內ニ於テ稅關長カ指定シタル地域

第二節　貨物ノ輸出及積戻手續

第三十三條　輸出申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量價格及仕向港及仕向地ヲ

記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ旅客携帶品ニ關スル申告ハ文書ヲ以テスルヲ要セス

輸出貨物朝鮮產ニ非サル貨物ナルトキハ仍其ノ產地ヲ記載スヘシ

朝鮮關稅定率令第三條第二十六號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ムトスル朝鮮產ニ非サル貨物及同條第二十七號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ムトスル貨物ハ最初輸出ノ際輸出申告書ニ仍輸出ノ目的及再輸入ノ場所ヲ記載スヘシ

前項再輸入ノ場所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸出港稅關ニ申告スヘシ

第三十四條　朝鮮關稅定率令第四條ニ依ル關稅免除ノ貨物ヲ法定期間內ニ輸出セムトスル者ハ輸出申告ヲ爲スト同時ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ貨物ニ付輸出ノ免許ヲ爲シタルトキハ輸入免狀又ハ證明書ニ輸出濟ノ旨ヲ記入シ提出者ニ交付スヘシ

第三十五條　第三十三條第一項ノ規定ハ積戻申告ニ之ヲ準用ス

第三節　貨物輸入ノ手續

第三十六條　輸入申告書ニハ積載船舶ノ名稱、國籍貨物ノ仕入地、積出地、產出地又ハ製造地、記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記載スヘシ

第三十七條　輸入申告書ニ添附スヘキ仕入書ハ貨物ノ仕入國ニ於テ作成シ貨物賣渡人ノ署名アルモノナルコトヲ要ス

第三十八條　旅客携帶品ニ關スル申告ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　朝鮮關稅定率令第三條第二十五號第二十六號及第二十七號ニ該當スル貨物ヲ輸入セムトスル者關稅ノ免除ヲ得ムトスルトキハ輸入申告ヲ爲スト同時ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スヘシ但シ輸入貨物朝鮮產ニシテ稅關官吏ニ於テ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スル能ハサル理由アリト認ムルモノニ限リ他ノ證憑書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十條　朝鮮關稅定率令第四條ニ揭ケタル貨物ノ輸入ヲ爲サムトスル者ハ輸入申告書ニ仍輸入ノ目的及輸出港ヲ記載スヘシ

輸出港ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸入港稅關ニ申告スヘシ

第四十一條　關稅法第三十四條但書ニ依リ輸入免許前ニ貨物引取ノ認許ヲ得ムトスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ輸入申告書ニ記載シタル貨物ヲ分割シテ引取ノ認許ヲ得ムトスル者ハ仍該貨物ノ記號、番號、品名、數量及輸入申告ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四十二條　郵便局ハ稅關ノ檢查ヲ經タル後ニ非レハ輸入郵便物ヲ名宛人ニ交付スルコトヲ得ス

稅關官吏郵便物ヲ檢查スルトキハ郵便局員立會ノ上之ヲ行フヘシ

郵便局ハ輸入郵便物ノ到著シタルトキハ輸入郵便物目錄ヲ作リ當該稅關ニ通知スヘシ

第四十三條　郵便物ヲ名宛人ニ交付スル能ハサルトキハ郵便局ハ其ノ理由ヲ記載シ稅關ニ通知スヘシ

第四節　貨物ノ運送

第四十四條　海路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目錄ニハ船舶ノ名稱、貨物ノ運送先、內外國貨物ノ區別、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目錄ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

陸路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目錄ニハ貨物ノ運送先、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目錄ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

第四十五條　關稅法第三十九條ノ五ノ規定ニ依リ外國貨物ノ運送ヲ認許シタル貨物運送ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ運送先貨物ノ品名、箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

第四十六條　關稅法第三十九條ノ五ニ依リ外國貨物ノ運送ヲ認許シタルトキハ其ノ認許證ニ前條ノ申請書ニ記載シタル事項ノ外指定通路ヲ記載スヘシ

警察官吏前項ノ認許ヲ爲シタルトキハ認許證ノ寫ヲ其ノ地所轄ノ稅關ニ送付スヘシ

第四十七條　運送貨物運送先ニ到達シタルトキハ運送免狀ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運送貨物免狀ト符合スルトキハ稅關ハ免狀ニ運送濟ノ旨ヲ記入シテ之ヲ提出者ニ還付スヘシ

第五節　貨物ノ收容ニ關スル手續

第四十八條　關稅法第四十七條ノ揭示及第四十八條ノ申告書ニハ貨物ノ記號、番號、品名及箇數ヲ記載スヘシ

第四十九條　關稅法第五十條第二項ニ依リ貨物ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項及關稅法第五十一條ノ公告ニハ前條ニ揭ケタル事項ノ外公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第五十條　關稅法第五十條第二項ニ依リ貨主ニ交付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第五十一條　收容貨物ノ數料ハ別ニ之ヲ定ム

第四章　異議

第五十二條　關稅ノ賦課ニ關スル異議ノ申立書ニハ不服ノ要領、理由、要求及處分ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ附屬書類又ハ物件アルトキハ之ヲ表示スヘシ

第五十三條　異議判定書ニハ異議者ノ住所、氏名、異議申立ノ要領、判定ノ理由及判定主文ヲ記載スヘシ

第五十四條　判定書ノ交付ハ使丁ノ送達ニ依リ之ヲ爲ス但シ書留郵便ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十五條　判定書ヲ送達シタルトキハ受領證ヲ徵スヘシ

第五十六條　異議者ノ住所、居所不明ナルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ判定書ヲ交付スルコト能ハサルトキハ其ノ要領ヲ揭示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ揭示ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキヲ以テ判定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第五十七條　關稅法第六十三條ニ依リ貨物ヲ買上ケ又ハ評價人ヲシテ評價セシメムトスルトキハ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五十八條　異議者前條ニ依リ貨物評價ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ評價人ヲ選定シ其ノ職業、住所又ハ居所、氏名ヲ申告シ稅關長ノ認可ヲ受クヘシ但シ本條ノ期間ハ異議者ノ申請ニ依リ稅關長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第五十九條　稅關長ハ異議者ノ選定シタル評價人ヲ不適當ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ其ノ改選ヲ命スヘシ

第六十條　稅關長評價人ヲ認可シタルトキハ評價ノ時期及場所ヲ指定シテ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第六十一條　評價人評價ヲ終リタルトキハ評價ノ理由ヲ詳記シタル評價書ヲ作リ之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六十二條　評價終リタルトキハ稅關長ハ課稅價格ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五章　犯則事件ノ調查及處分

第六十三條　差押物件ハ差押ヲ爲シタル官吏之ヲ封印スヘシ

第六十四條　差押目錄ニハ物件ノ品名、數量、差押ノ場所及時、物件所持者ノ住所、又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第六十五條　差押物件ヲ所持者又ハ面役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ受領證ヲ徵シ面役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ旨差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六十六條　關稅法第九十條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公告ニハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第六十七條　臨檢、搜索及訊問、調書ニハ臨檢、搜索又ハ訊問ノ事實、場所及時竝供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第六十八條　稅關官吏犯則事件ノ調查ヲ終リタルトキハ稅關長ニ報告スヘシ

第六十九條　關稅法第九十四條ニ依ル處分ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

處分通告書ニハ關稅法第九十四條ニ依ル處分ノ通告ハ期間ヲ記載スヘシ

第七十條　第五十四條及第五十五條ノ規定ハ處分通告書ノ送達ニ之ヲ準用ス

第七十一條　沒收ニ該當スル物品ニシテ面役場ノ保管ニ係ルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十二條　稅關長犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アリタルトキハ差押目錄ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所持者又ハ面役場ノ保管ニ係ルトキハ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第七十三條　犯則ノ調查及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除若ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第六章　稅關ノ執務時間及臨時開廳

第七十四條　稅關ノ執務時間ハ休日ヲ除キ午前九時ヨリ午後四時三十分ニ至ル但シ土曜日ハ午後三時三十分迄トス

第七十五條　稅關ノ執務時間外ニ於テ臨時開廳ノ特許ヲ請ハムトスル者ハ開廳ノ期間及其ノ期間中ニ爲スヘキ事項ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納ムヘシ

第七章　雜　則

第七十六條　朝鮮關稅令第四條ノ特許ヲ得ムトスルトキハ港名、船舶ノ名稱、國籍、碇泊期間及理由、貨物ノ陸揚又ハ船積ニ係ルトキハ其ノ品名、數量ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關長ニ申請スヘシ

前項ノ特許ヲ得タルトキハ船長ヨリ特許手數料ヲ稅關ニ納付スヘシ

第七十七條　稅關ノ證明又ハ船舶貨物ニ關スル計表ヲ請フ者ハ手數料ヲ納ムヘシ

第七十八條　棧橋、起重機其ノ他稅關所屬ノ土地建設物又ハ備品ヲ使用スル者ヲシテ使用料ヲ納付セシムルコトアルヘシ

第七十九條　手數料及使用料ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第八十條　手數料、使用料、收容貨物ノ費用及數料ハ收入印紙ヲ以テ手數料及使用料ヲ納付セムトスル者ハ納付書ニ貼附シテ之ヲ提出スヘシ

第八十一條　稅關官吏及收稅官吏ハ差押物件、沒收物件、收容貨物關稅ノ擔保物等ニシテ當該官吏ノ賣却スルモノハ直接ト間接トヲ問ハス之ヲ買受クルコトヲ得ス

第八十二條　朝鮮關稅令若ハ本令ニ依リ當該官吏ニ於テ作ルヘキ文書ニハ官廳名若ハ官氏名及年月日ヲ記載シ之ニ捺印スヘシ

第八十三條　申告書其ノ他ノ文書ニハ提出者ノ國籍、住所又ハ居所及提出ノ年月日ヲ記載シ提出者之ニ署名スヘシ

第八十四條　朝鮮關稅令若ハ本令ニ依ル公告ハ所轄稅關ニ揭示スルノ外朝鮮總督府官報又ハ其ノ地ノ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第八十五條　朝鮮關稅令又ハ本令ニ依リ稅關又ハ稅關長ニ提出スヘキ文書ハ稅關支署、稅關出張所所在地ニ在リテハ稅關支署及稅關出張所ニ提出スヘシ

前項ノ外稅關ニ關スル規定ハ稅關支署及稅關出張所ニ之ヲ準用ス

第八十六條　本令ハ朝鮮ト內地、臺灣及樺太トノ間ニ於ケル船舶ノ出入及貨物ノ移出入ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮關稅令は制定後久しく改正を見ざりしも、大正八年一月に至り制令第二號を以て第一條中『朝鮮ヨリ輸出スル貨物』の十字、第三條中『又ハ輸出』の四字、及第五條『關稅法中關稅ニ關スル規定ハ輸出稅ニ之ヲ準用ス』とあるを削除し、同年四月一日より之を施行したり。右は從來朝鮮に於て輸移出稅

を存置せるは小麥・大豆・小豆・荏胡麻子・生牛・牛皮・石炭及鐵鑛の八品なりしも、此等の輸移出稅は產業及貿易の發達に資せんが爲、大正八年度以降總て之を全廢することと爲せしを以て、之に伴ひて右の如く改正したるものとす。

第二目　關稅法の施行と其の特例

韓國併合の際に於ける對外宣言に依る關稅据置期間は、大正九年八月二十八日を以て滿了すべきにより、同年八月勅令第三百六號を以て右滿了の翌日より關稅法其の他の關係法規を朝鮮に施行することと爲し、同時に制令第二十號を以て曩の朝鮮關稅令其の他は同年八月二十八日限之を廢止することとしたり。關稅法に關しては第六編「關稅」の部に讓りて玆には之を省略す。

關稅法其の他の關係法規を朝鮮に施行するに當りては、朝鮮の特殊事情に鑑み此等の朝鮮に於ける特例を設くるの必要あるを以て、同年八月法律第五十三號を以て之に關する規定を設けたり。右法律及其の改正等に關しては、便宜上之を第三項關稅定率の部に就て記述すべきを以て、玆には其の內關稅法に關する部分を抄錄すべし。

關稅法關稅定率法保稅倉庫法及假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件（大正九年八月七日法律第五十三號）（抄錄）

第五條　平安北道新義州停車場ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ朝鮮總督ノ指定スル地點ニ由ルノ外貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入、積戻又ハ運送ニ關スル手續ハ朝鮮總督ノ指定スル場合ヲ除クノ外最初ノ到著地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第六條　左ニ揭クル物品ハ平安北道義州郡水口鎭ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス之カ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得但シ朝鮮總督ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　鐵道旅客以外ノ旅客ノ用品及職業上必要ナル器具

二　朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地域內ノ住民カ其ノ地域內ニ於テ收穫又ハ生產シタル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

三　前號ノ住民カ前號ノ地域內ニ於テ爲ス作業ニ必要ナル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

第七條　前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入スル物品ニ付テハ關稅法ヲ適用セス

第八條　朝鮮ニ於テハ關稅法、保稅倉庫法又ハ假置物法中大藏大臣又ハ主務大臣トアルハ朝鮮總督市町村役場トアルハ府廳又ハ面事務所、市町村吏員トアルハ府ノ官吏若ハ吏員又ハ面ノ吏員國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

第九條　從來ノ開港ノ外開港ト爲スヘキ場所及開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督之ヲ定ム

附　則

第十條　本法ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條　本法施行前朝鮮關稅令朝鮮保稅倉庫令又ハ朝鮮陸接國境關稅令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ關稅法、保稅倉庫法又ハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

關稅法の施行及右法律第五十三號の制定に伴ひ、府令第百十五號を以て左の如く之が施行規則を制定したり。

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則（大正九年八月二十八日府令第百十五號）

第一章　關稅ノ賦課徵收及擔保

第一條　關稅法第一條但書ニ依リ特別協定ノ適用ヲ受クヘキ地域内ノ産出品又ハ製造品ナルコトヲ證明スヘシ但シ郵便物及課稅價格百圓ヲ超エサル貨物ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　前條ノ證明ハ貨物ノ産出地製造地仕入地若ハ積出地ノ帝國領事館若ハ貿易事務館帝國領事館及貿易事務館ナキトキハ其ノ地ノ稅關其ノ他ノ官廳公署又ハ商業會議所ノ證明シタル製産原地證明書ヲ以テスルヲ要ス

前項ノ製産原地證明書ニハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及産出又ハ製造ノ地域ヲ記載スヘシ

第三條　關稅ヲ徵收セムトスルトキハ其ノ稅金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

前項ノ規定ハ朝鮮總督府遞信官署現金受拂規則ニ依リ關稅ヲ徵收スル場合ニ之ヲ適用セス

第四條　納稅人前條ノ告知書ヲ受ケタルトキハ之ニ稅金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ納付スヘシ

第五條　旅客ノ携帶品關稅法第三十一條但書ニ揭ケタル貨物等ニ付貨物ヲ檢査シタル官吏直ニ關稅ヲ徵收スルトキハ他ノ官吏若ハ公吏ノ立會アルヲ要ス

前項ニ依リ關稅ヲ徵收シタルトキハ立會官吏若ハ公吏ノ證明ヲ受ケ稅關ニ報告スヘシ

第六條　關稅法第四十二條ニ依リ郵便局ニ於テ稅金額ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便物交付前ニ之ヲ名宛人ニ通知スヘシ

第七條　前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ稅金ニ相當スル收入印紙ヲ郵便局ノ交付スル納付書ニ貼付シ郵便局ニ提出スヘシ

第八條　郵便局ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ當該稅關ニ送付スヘシ

第九條　關稅法第二條ニ依リ減稅ヲ請ハムトスル者ハ損傷貨物ノ記號、番號、品名、數量、價格及請求ノ要領ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十條　關稅ノ擔保トシテ提供スヘキモノハ金錢又ハ稅關ノ確實ト認ムル有價證券ニ限ル

第十一條　擔保ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十二條　稅關ハ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十三條　關稅法第六條但書ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ最初公告ノ日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ爲スヘシ

第十四條　前條ノ公告ハ擔保提供者ノ住所又ハ居所、氏名、證券ノ種類、金額、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第十五條　公賣決行前ニ關稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第十六條　關稅法第六條但書ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第二章　船舶ニ關スル手續

第十七條　船舶ノ入港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕出港、入港ノ時及乘組海員ノ數ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十八條　積荷目錄ニハ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量及荷受人ヲ記載スヘシ

第十九條　艙口申告書ニハ艙口ノ所在箇數、船用品目錄ニハ船用品ノ種類、數量及見積價格、旅客氏名表ニハ旅客ノ國籍、氏名、乘込地及上陸地ヲ記載スヘシ

前項ノ文書ニハ仍船舶ノ名稱及國籍ヲ記載スヘシ

第二十條　外國貨物ヲ積載セル船舶積荷目錄又ハ運送目錄提出前ニ貨物積卸ノ認許ヲ得ムトスルトキハ其ノ理由、貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十一條　船舶ノ出港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕向港及出港ノ時ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十二條　外國貿易船出港ノ免許ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ出港ヲ免許シタルトキハ襲ニ預リタル船舶國籍證書其ノ他ノ書類ヲ還付スヘシ

第二十三條　外國貨物ヲ積載セル船舶日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ノ積卸ヲ爲ス爲稅關長ノ特許ヲ受ケムトスルトキハ其ノ理由貨物ノ種類箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十四條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ左ノ特許手數料ヲ納付スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ貨物ノ船卸ヲ爲ストキ又ハ外國貨物ヲ積載セル沿海通航船內國貨物ノ積卸ヲ爲スニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス

日出ヨリ日沒迄　二時間迄毎ニ三圓

日沒ヨリ午後十二時迄　同　五圓

午後十二時ヨリ日出迄　同　十圓

第二十五條　警察官吏關稅法第十八條第二項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關又ハ稅關監視署ニ急報スヘシ

第二十六條　外國貨物ノ假陸揚ヲ爲サムトスルトキハ其ノ記號番號品名箇數數量及陸揚ノ事由ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關ニ、稅關ノ設置ナキ地ニ在リテハ稅關官吏ニ、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申告スル能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ

第二十七條　關稅法第二十一條ノ申告ハ物品ノ種類數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　警察官吏前二條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關又ハ稅關監視署ニ通報スヘシ

第二十九條　沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後其ノ地所轄ノ稅關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入レタルトキハ其ノ種類數量原價及積入地ヲ記載シタル目錄ヲ歸港地所轄ノ稅關ニ提出スヘシ

第三章　貨物ニ關スル手續

第一節　總則

第三十條　日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ若ハ保稅地域ヨリ搬出シ又ハ保稅地域內ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ爲ス爲特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十一條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ左ノ特許手數料ヲ納付スヘシ

日出ヨリ日沒迄　二時間迄毎ニ三圓

日沒ヨリ午後十二時迄　同　五圓

午後十二時ヨリ日出迄　同　十圓

第三十二條　稅關ノ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ陸揚船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ヲ爲ス爲特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ場所期間貨物ノ種類箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十三條　稅關ノ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ檢查ヲ受ケムトスル者アルトキハ稅關ハ之ヲ特許スルコトアルヘシ但シ關稅法第三十一條但書ノ場合ニ於テハ特許ヲ受クルヲ要セス

前項ノ特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ場所期間貨物ノ種類箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

本條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料トシテ檢查ニ要スル時間一時間迄毎ニ三圓ヲ納付スヘシ檢查ノ爲旅費ヲ要スルトキハ更ニ其ノ實費ヲ加フ

第二節　貨物ノ輸出及積戻手續

第三十四條　輸出申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱國籍貨物ノ記號番號品名箇數數量價格仕向港及仕向地ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ旅客携帶品及平安北道新義州停車場ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ由ル貨物ニシテ鐵道ニ依ラサルモノノ輸出申告ハ文書ヲ以テスルヲ要セス

輸出貨物外國產ナルトキハ仍其ノ產地ヲ記載スヘシ

關稅定率法第七條第十七號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ムトスル外國產貨物ノ輸出申告書ニハ仍輸出ノ目的及再輸入ノ場所ヲ記載スヘシ

前項再輸入ノ場所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸出地稅關ニ申告スヘシ

第三十五條　關稅定率法第八條又ハ第十條ニ依ル關稅免除ノ貨物ヲ法定期間內ニ輸出セムトスル者ハ輸出申告ヲ爲スト同時ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ貨物ニ付輸出ノ免許ヲ爲シタルトキハ輸入免狀又ハ證明書ニ輸出濟ノ旨ヲ記入シ提出者ニ交付スヘシ

第三十六條　第三十四條第一項ノ規定ハ積戻申告ニ之ヲ準用ス

第三節　貨物輸入ノ手續

第三十七條　輸入申告書ニハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕入地、積出地、產出地又ハ製造地、記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記載スヘシ

第三十八條　輸入申告書ニ添附スヘキ仕入書ハ貨物ノ仕入國ニ於テ作成シ貨物賣渡人ノ署名アルモノナルコトヲ要ス

第三十九條　旅客携帶品及平安北道新義州停車場ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ由ル貨物ニシテ鐵道ニ依ラサルモノノ輸入申告ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四十條　關稅定率法第七條第十七號、第十八號及第二十二號ニ該當スル貨物ヲ輸入セムトスル者關稅ノ免除ヲ得ムトスルトキハ輸入申告ヲ爲スト同時ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スヘシ

但シ輸入貨物內國產ニシテ稅關官吏ニ於テ輸出免狀又ハ之ニ代フルコトヲ得理由アリト認ムルモノニ限リ他ノ證憑書類ヲ以テ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スル能ハサル

第四十一條　關稅定率法第八條第二號乃至第八號及第十條ニ揭ケタル貨物ノ輸入ヲ爲サムトスル者ハ輸入申告書ニ仍輸入ノ目的及輸出地ヲ記載スヘシ輸出地ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸入地稅關ニ申告スヘシ

第四十二條　關稅法第三十四條但書ニ依リ輸入免許前ニ貨物引取ノ認許ヲ得ムトスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ輸入申告書ニ記載シタル貨物ヲ分割シテ引取ノ認許ヲ得ムトスル者ハ仍該貨物ノ記號、番號、品名、數量及輸入申告ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四十三條　郵便局ハ輸入郵便物ノ到著シタルトキハ輸入郵便目錄ヲ作リ當該稅關ニ通知スヘシ

稅關官吏郵便物ヲ檢查スルトキハ郵便局員立會ノ上之ヲ行フヘシ

第四十四條　郵便物ヲ名宛人ニ交付スル能ハサルトキハ郵便局ハ其ノ理由ヲ記載シ稅關ニ通知スヘシ

第四節　貨物ノ運送

第四十五條　海路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目錄ニハ船舶ノ名稱、貨物ノ運送先、內外國貨物ノ區別、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目錄ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

陸路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目錄ニハ貨物ノ運送先、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目錄ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

第四十六條　關稅法第三十九條ノ五ニ揭ケタル外國貨物運送ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ運送先、貨物ノ品名、箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

第四十七條　關稅法第三十九條ノ五ニ依リ外國貨物ノ運送ヲ認許シタルトキハ其ノ認許證ニ前條ノ申請書ニ記載シタル事項ノ外指定通路ヲ記載スヘシ

警察官吏前項ノ認許ヲ爲シタルトキハ認許證ノ爲ヲ其ノ地所轄ノ稅關ニ送付スヘシ

第四十八條　運送貨物運送先ニ到達シタルトキハ運送免狀ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運送貨物免狀ト符合スルトキハ稅關ハ免狀ニ運送濟ノ旨ヲ記入シテ之ヲ提出者ニ還付スヘシ

第五節　貨物ノ收容ニ關スル手續

第四十九條　關稅法第四十七條ノ揭示及第四十八條ノ申告書ニハ貨物ノ記號番號品名及箇數ヲ記載スヘシ

第五十條　關稅法第五十條第二項ニ依リ貨物ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項及關稅法第五十一條ノ公告ニハ前條ニ揭ケタル事項ノ外公賣ノ事由公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第五十一條　關稅法第五十條第二項ニ依リ貨主ニ交付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第五十二條　收容貨物ノ數料ハ五百斤又ハ十立方尺迄每ニ一日三錢トシ收容ノ日ハ數料ヲ徵收シ解除ノ日ハ之ヲ徵收セス

前項ノ數料ハ官設保稅倉庫ノ數料又ハ稅關構內若ハ官設假置場ノ使用料ノ外別ニ之ヲ徵收ス

第一項ノ數料ハ重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物ニ在リテハ重量ニ依リ其ノ他ニ在リテハ容積ニ依リ之ヲ徵收ス但シ徵收上便宜ト認ムルトキハ重量ニ依ルヘキモノヲ容積ニ依リ容積ニ依ルヘキモノヲ重量ニ依リ徵收スルコトヲ得

第四章　異　議

第五十三條　關稅ノ賦課ニ關スル異議ノ申立書ニハ不服ノ要領理由要求及處分ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ附屬書類又ハ物件アルトキハ之ヲ表示スヘシ

第五十四條　異議判定書ニハ異議者ノ住所又ハ居所氏名異議申立ノ要領判定ノ理由及判定主文ヲ記載スヘシ

第五十五條　判定書ノ交付ハ使丁ノ送達ニ依リ之ヲ爲ス但シ書留郵便ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十六條　判定書ヲ送達シタルトキハ受領證ヲ徵スヘシ

第五十七條　異議者ノ住所居所不明ナルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ判定書ヲ交付スル能ハサルトキハ其ノ要領ヲ揭示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ揭示ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキヲ以テ判定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第五十八條　關稅法第六十三條ニ依リ貨物ヲ買上ケ又ハ評價人ヲシテ評價セシメムトスルトキハ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五十九條　異議者前條ニ依リ貨物評價ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ評價人ヲ選定シ其ノ職業住所又ハ居所氏名ヲ申告シ稅關長ノ認可ヲ受クヘシ但シ本條ノ期間ハ異議者ノ申請ニ依リ稅關長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第六十條　稅關長ハ異議者ノ選定シタル評價人ヲ不適當ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ其ノ改選ヲ命スヘシ

第六十一條　稅關長評價人ヲ認可シタルトキハ評價ノ時期及場所ヲ指定シテ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第六十二條　評價人評價ヲ終リタルトキハ評價ノ理由ヲ詳記シタル評價書ヲ作リ之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六十三條　評價終リタルトキハ稅關長ハ課稅價格ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五章　犯則事件ノ調查及處分

第六十四條　差押物件ハ差押ヲ爲シタル官吏之ヲ封印スヘシ

第六十五條　差押目錄ニハ物件ノ品名數量差押ノ場所及時物件所持者ノ住所又ハ居所氏名ヲ記載スヘシ

第六十六條　差押物件ヲ所持者府廳又ハ面事務所ニ保管セシメタルトキハ其ノ受領證ヲ徵シ府廳又ハ面事務所ニ保管セシメタルトキハ其ノ旨差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六十七條　關稅法第九十條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公告ニハ物件ノ品名數量公賣ノ事由公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第六十八條　臨檢搜索及訊問調書ニハ臨檢搜索又ハ訊問ノ事實場所及時竝供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第六十九條　稅關官吏犯則事件ノ調查ヲ終リタルトキハ稅關長ニ報告スヘシ

第七十條　關稅法第九十四條ニ依ル處分ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

處分通告書ニハ關稅法第九十四條ニ揭ケタル事項ノ外犯則ニ關スル詳細ノ事實、物品ノ數量、納付ノ場所及期間ヲ記載スヘシ

第七十一條　第五十五條及第五十六條ノ規定ハ處分通告書ノ送達ニ之ヲ準用ス

第七十二條　沒收ニ該當スル物品ニシテ府廳又ハ面事務所ノ保管ニ係ルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十三條　稅關長犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アリタルトキハ差押目錄ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所持者、府廳又ハ面事務所ノ保管ニ係ルトキハ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第七十四條　犯則ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ヲ創除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

ルトキハ之ニ認印スヘシ

第七十五條　關稅法第八十七條ノ稅關官吏タル資格ヲ證明スル證票ハ別記樣式ニ依ル

第六章　稅關ノ執務時間及臨時開廳

第七十六條　稅關ノ執務時間ハ休日ヲ除クノ外左ノ如シ但シ土曜日ハ午後三時迄トス

五月一日ヨリ十月三十一日迄　午前九時ヨリ午後四時ニ至ル

十一月一日ヨリ四月三十日迄　午前九時三十分ヨリ午後四時ニ至ル

第七十七條　稅關ノ執務時間外ニ於テ臨時開廳ノ特許ヲ請ハムトスル者ハ開廳ノ期間及其ノ期間中ニ爲スヘキ事項ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ左ノ特許手數料ヲ納付スヘシ

日出ヨリ日沒迄　一時間迄每ニ七　圓

日沒ヨリ午後十二時迄　同　十五　圓

午後十二時ヨリ日出迄　同　二十五圓

稅關支署及稅關出張所ニ在リテハ稅關長ハ其ノ地ノ狀況ニ依リ前項ノ特許手數料ヲ半額迄ニ低減スルコトヲ得

第七章　雜　則

第七十八條　關稅法第九十八條ノ特許ヲ得ムトスルトキハ港名、船舶ノ名稱、國籍、碇泊期間及理由、貨物ノ陸揚又ハ船積ニ係ルトキハ其ノ品名、數量ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關長ニ申請スヘシ

前項ノ特許ヲ得タルトキハ特許手數料トシテ一回ニ付二十圓ヲ稅關ニ納付スヘシ

開港トノ交通著シク不便ナル場所ニ於テ貨物ヲ陸揚又ハ船積スル爲外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フル場合ニ於テ土地ノ狀況及船舶ノ種類ニ依リ必要アルトキハ稅關長ハ豫メ朝鮮總督ノ認可ヲ得テ前項ノ手數料ヲ減スルコトヲ得

第七十九條　稅關ノ證明又ハ船舶貨物ニ關スル計表ヲ請フ者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一　證　明　　每一件　二圓

二　輸出入貨物日計表

稅　關

稅關支署及稅關出張所　每一月　十圓乃至三十圓

三　其ノ他船舶貨物ニ關スル計表　每一月　五圓乃至二十圓

第八十條　貨物藏置ノ爲稅關構內ヲ使用スル者ハ貨物ヲ搬出スルトキ左ノ使用料ヲ納付スヘシ但シ輸出スヘキ貨物、關稅定率法第七條第一號及第二號ノ物品竝旅客ノ携帶セル旅具ハ此ノ限ニ在ラス

一　貨物搬入ノ日ヨリ五日迄　每一件　五十錢乃至一圓

二　貨物搬入ノ日ヨリ六日以上十五日迄　每一件　一圓

五百斤又ハ十立方尺迄每ニ　一日　一錢

無料

三　貨物搬入ノ日ヨリ十六日以後一日　二錢
五百斤又ハ十立方尺迄毎ニ

前項ノ日數ノ計算ニ付テハ搬入ノ日ハ之ヲ算入シ搬出ノ日ハ之ヲ算入セス

第五十二條第三項ノ規定ハ第一項ノ使用料ノ徵收ニ付之ヲ準用ス

第八十一條　手數料、使用料、收容貨物ノ費用及數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ手數料、使用料、收容貨物ノ費用及數料ヲ納付セムトスル者ハ納付書又ハ申告書ニ貼附シテ之ヲ提出スヘシ

第八十二條　稅關官吏及收稅官吏ハ差押物件、沒收物件、收容貨物、關稅ノ擔保物等ニシテ當該官吏ノ賣却スルモノハ直接ト間接トヲ問ハス之ヲ買受クルコトヲ得ス

第八十三條　關稅法若ハ本令ニ依リ當該官吏ニ於テ作ルヘキ文書ニハ官廳名若ハ官氏名及年月日ヲ記載シ之ニ捺印スヘシ

第八十四條　申告書其ノ他ノ文書ニハ提出者ノ國籍、住所又ハ居所及提出ノ年月日ヲ記載シ提出者之ニ署名スヘシ

第八十五條　關稅法若ハ本令ニ依ル公告ハ所轄稅關ニ揭示スルノ外朝鮮總督府官報又ハ稅關所在地ノ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第八十六條　關稅法又ハ本令ニ依リ稅關又ハ稅關長ニ提出スヘキ文書ハ稅關支署ノ管轄內ニ在リテハ稅關支署、稅關出張所所在地ニ在リテハ稅關出張所ニ提出スヘシ

前項ノ外稅關ニ關スル規定ハ稅關支署及稅關出張所ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前收容シタル貨物ノ數料ニ付テハ仍舊令ニ依ル

（別記樣式省略）

右法律第五十三號及府令第百十五號は、爾後大正末年に至る迄に何れも數次に亙り其の一部に改正を加へられしが、前者に對する改正は何れも關稅率に關するもののみなるを以て、之を第三項に於て記述することと爲し、左に府令第百十五號に對する改正を順次列擧すべし。

（一）第一回改正（大正十年一月十五日府令第六號）

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則中左ノ通改正ス

第十條中「稅關ノ確實ト認ムル有價證券」ヲ「國債」ニ改ム

第十一條　金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ提供ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ稅關ニ提出スヘシ乙種國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ提供ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ稅關ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第十二條　削除

第十四條中「證券ノ種類」ヲ「國債ノ種別、證券又ハ登錄ノ記號」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ關稅ノ擔保トシテ國債以外ノ有價證券ヲ提供スル者ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ引續キ其ノ有價證券ヲ以テ擔保ト爲スコトヲ得

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ稅關ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ移入稅又ハ出港稅ノ擔保ニ付之ヲ準用ス

（二）第二回改正（大正十年五月十七日府令第八十七號）

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則中左ノ通改正ス

第二十三條及第三十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第七十七條ノ特許ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ關稅法第十七條ノ特許ヲ受ケタル者其ノ船卸シタル貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ又ハ船積ノ爲貨物ヲ保稅地域ヨリ搬出スルニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（三）第三回改正（大正十一年三月二十九日府令第三十號）

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則中左ノ通改正ス

第三十五條第一項中「又ハ第十條」ヲ削ル

第四十一條中「及第十條」ヲ削ル

第五十二條第一項中「解除ノ日ハ」ノ下ニ「收容ノ日ニ解除スル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第八十條ノ二　貨物藏置貿易設備等ノ爲必要ナル稅關構內ノ土地又ハ建物ハ公用ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ專用ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ稅關構內ノ土地又ハ建物ヲ專用スル者ハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

土地　一坪迄每ニ　一月　五十錢

建物　同　同　一圓

土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ必要ト認ムルトキハ前項ノ使用料ヲ低減スルコトアルヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（四）第四回改正（大正十一年四月一日府令第四十五號）

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則中左ノ通改正ス

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

關稅ヲ徵收セムトスルトキハ納付スヘキ日本銀行本店支店又ハ代理店ヲ指定シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ日本銀行ヘ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

第四條中「告知書」ヲ「納稅告知書」ニ「指定ノ金庫」ヲ「指定ニ依リ日本銀行」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（五）第五回改正（大正十一年十二月二十二日府令第百五十五號）

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ馬德里條約ニ依リ差出人カ關稅ヲ負擔スル郵便物ニ付遞信官署ニ於テ關稅ヲ立換ヘ納付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（六）第六回改正（大正十四年十一月七日府令第百八號）

關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則中左ノ通改正ス

第六條中「馬德里條約」ヲ「萬國郵便聯合ノ約定」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三項　關稅率

第一目　朝鮮關稅定率令の制定

既に述べたる所の如く日韓併合に際しては、關稅率は韓國時代各國との條約に依り定めたる所を其の儘踏襲することと爲せしと雖も、右は各國何れも其の稅率を異にし、實際取扱上頗る煩雜を極めたり。依て明治四十五年三月に至り制令第二十號を以て左の如く新に朝鮮關稅定率令を制定し、從來適用し來れる稅率に基き定率表を編成し、以て其の分類及適用を整理統一すると共に、輸出稅の種目を削減し、同年四月一日より之を實施したり。

朝鮮關稅定率令（明治四十五年三月二十八日制令第二十號）

第一條　朝鮮ニ輸入シ又ハ朝鮮ヨリ輸出スル物品ニハ別表ニ依リ輸入稅又ハ輸出稅ヲ課ス

第二條　從價稅品ハ輸入品ニ在リテハ輸入港ニ到著シタルトキノ價格ニ依リ、輸出品ニ在リテハ輸出港ニ於ケル市價ニ依リテ課稅ス

第三條　左ニ揭クル物品ニハ輸入稅ヲ免除ス

一　御料品

二　朝鮮ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族竝其ノ從者ニ屬スル物品

三　陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物

四　陸海軍ニ於テ燃料トシテ輸入スル原油以外ノ礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、八七五ヲ超エタルモノ

五　軍艦

六　官廳ノ保管轉換品、配給品及送還品

七　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品竝在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品

八　本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品

九　朝鮮在住者ニ贈與スル動章、賞牌及記章

十　記錄文書其ノ他ノ書類

十一　官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品

十二　慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈シタル物品

十三　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

十四　旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル

十五　個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十六　輸出貨物ノ容器ニ供スル爲輸入スル物品ニシテ朝鮮總督府令ヲ以テ指定シタルモノ

十七　金銀銅ノ掘採又ハ採取ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥及化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲輸入スル鑛業者ノ輸入スルモノ但シ稅關カ相當ト認メタルモノニ限ル

十八　漁業者カ自己ノ使用ニ供スル爲輸入スル漁船及漁具

十九　朝鮮ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水產物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬スル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

二十　政府、道、府、郡其ノ他ノ地方團體又ハ公共組合ノ輸入スル種用ノ動物

二十一　栽植接木又ハ播種用ノ植物枝幹莖根及種子
二十二　朝鮮外ヘ航行スル艦船ニ船用ノ爲開港内ニ於テ引渡ス物品
二十三　難破シタル朝鮮在籍船舶ノ解體材及艤裝品
二十四　朝鮮近海ニテ破損シタル船舶ノ船材船具及船用品
二十五　朝鮮ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ
二十六　輸出シタル物品ニシテ五年内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ
二十七　加工又ハ修繕ノ爲輸出シタル物品ニシテ一年内ニ輸入スルモノ
二十八　旅客又ハ貨物ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル車輛其ノ他ノ運搬具及其ノ備品附屬品
二十九　前號ノ車輛内ニ於テ消費スル食料品燃料其ノ他ノ消耗品但シ稅關カ相當ト認メタル數量ニ限ル
三十　本令施行前ニ免稅特許ヲ受ケタル者ノ輸入スル免稅物品

第四條　左ニ揭クル物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年内ニ輸出スルモノニハ輸入稅ヲ免除ス

一　輸入貨物ノ容器ニシテ朝鮮總督府令ヲ以テ指定シタルモノ
二　學術研究ノ爲輸入スル物品
三　試驗品トシテ輸入スルモノ
四　注文取集ノ爲輸入スル見本品
五　演劇其ノ他興行用ノ爲輸入スル物品

第五條　前條ノ場合ニ於テ稅關ハ必要ト認ムルトキハ輸入ノ際擔保トシテ稅金ニ相當スル金錢又ハ有價證券ヲ提供セシムルコトヲ得

第六條　左ニ揭クル物品ニハ輸出稅ヲ免除ス

一　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル
二　小包郵便物
三　船用品
四　本令施行前ニ免稅特許ヲ受ケタル者ノ輸出スル免稅物品

第七條　左ニ揭クル物品ハ輸入ヲ禁止ス

一　僞造變造又ハ模造ノ貨幣紙幣銀行券及有價證券
二　葉錢及廢貨竝其ノ類似品ニシテ通貨ノ信用ヲ害スル虞アルモノ
三　公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍圖畫彫刻物其ノ他ノ物品
四　特許權實用新案權意匠權商標權及著作權ヲ侵害スル物品
五　銃砲彈藥及爆發物但シ政府若ハ政府ノ許可ヲ得タル者ノ輸入スルモノヲ除ク
六　紅蔘但シ政府又ハ政府ノ許可ヲ得タル者ノ輸入スルモノヲ除ク
七　動植物ニ有害ナル物品ニシテ朝鮮總督府令ヲ以テ指定シタルモノ

第八條　本令中輸入ノ物品ニ關スル規定ハ内地臺灣及樺太ヨリ朝鮮ニ移入スル物品輸出ノ物品ニ關スル規定ハ朝鮮ヨリ内地臺灣及樺太ニ移出スル物品ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）

輸入稅表

番號	品名	稅率
第一類	穀物	從價五分
二	豆類	從價五分
三	穀粉及澱粉類	同五分

四	種子類	從價 五分
	第二類	
五	蔬菜（生、乾、鹽漬又ハ貯藏シタルモノ）	同 五分
六	果實	
	一 生果	同 五分
	二 乾、鹽漬又ハ貯藏シタルモノ	同 七分五厘
七	茶	同 七分五厘
八	胡椒（粉末ニセサルモノ）	同 五分
九	香味料	同 八分
一〇	砂糖各種	同 七分五厘
一一	糖蜜及糖水	同 七分五厘
一二	氷砂糖	同 一割
一三	菓子類	同 一割
一四	素麺、饂飩及其ノ他ノ麺類	同 七分五厘
一五	味噌	同 五分
一六	醤油	同 五分
一七	酢	同 五分
一八	肉類	
	一 生鮮ナルモノ	同 五分
	二 乾、鹽漬又ハ貯藏シタルモノ	同 七分五厘
一九	魚介類	
	一 生鮮ナルモノ	同 五分
	二 乾、鹽漬又ハ貯藏シタルモノ	同 七分五厘
二〇	海產物（海草及海參等）	從價 七分五厘
二一	寒天	同 七分五厘
二二	鹽	同 七分五厘
二三	燕巢	同 八分
二四	豆腐、蒟蒻、麩、湯葉及鹽辛	同 五分
二五	ラムネ、ジンジャービーア、曹達水及礦水等ノ如キ諸飲料	同 七分五厘
二六	飲食物（別號ニ揭ケサルモノ）	同 七分五厘
二七	淸酒及支那醸造酒	同 八分
二八	林檎酒	同 八分
二九	麥酒	同 一割
三〇	葡萄酒樽入、罎入各種（ポート、セリー、ヴェルモット、シャンパン等ヲ含ム）	同 七分五厘
三一	リキュール各種	同 一割
三二	酒精及蒸溜酒	
	一 壺入ノモノ	同 七分五厘
	二 樽入、罎入各種	同 二割
三三	酒類（別號ニ揭ケサルモノ）	同 一割
三四	煙草各種	同 二割
	第三類	
三五	貂、臘虎、海豹、獺、海狸、狐、兎及其ノ他ノ上等毛皮	同 一割五分
三六	皮類	
	一 生又ハ治理セサルモノ	同 五分
	二 鞣又ハ治理シタルモノ	同 七分五厘
三七	熟皮	

	一 普通ノモノ	同 七分五厘
	二 上等ノモノ又ハ押形ヲ附シ模樣ヲ附ケ若ハ着色シタルモノ	同 一割
三八	皮革製品	同 八分
三九	毛髮	同 八分
四〇	毛類（別號ニ揭ケサルモノ）	同 七分五厘
四一	羽毛	同 七分五厘
四二	骨（工程ヲ經サルモノ）	同 五分
四三	角（工程ヲ經サルモノ）	
	一 犀角	同 八分
	二 其ノ他	同 五分
四四	牙（工程ヲ經サルモノ）	
	一 象牙	同 八分
	二 其ノ他	同 五分
四五	象牙製品	同 八分
四六	蹄（工程ヲ經サルモノ）	同 五分
四七	甲及殼（工程ヲ經サルモノ）	
	一 鼈甲	同 八分
	二 其ノ他	同 五分
四八	甲殼製品	
	一 鼈甲製品	同 二割
	二 其ノ他	同 八分
四九	珊瑚（工程ヲ經サルモノ）	同 五分
五〇	珊瑚製品（全製又ハ半製ノモノ）	
	一 珠	同 二割
	二 其ノ他	同 八分
五一	眞珠	同 二割
	第四類	
五二	植物性油	
	一 桐油	同 五分
	二 其ノ他	同 七分五厘
五三	獸脂	同 七分五厘
五四	蠟（動物性又ハ植物性ノモノ）	同 七分五厘
五五	石油及其ノ他ノ礦物性油	同 五分
五六	油、脂及蠟（別號ニ揭ケサルモノ）	同 七分五厘
五七	髮附油	同 八分
五八	蠟燭	同 七分五厘
	第五類	
五九	人參（紅、白、精、粗ヲ別タス）	同 五分
六〇	明礬	同 五分
六一	硫黄	同 七分五厘
六二	松脂	同 七分五厘
六三	樟腦	同 五分
六四	龍腦	同 一割
六五	麝香	同 一割
六六	膠	同 五分
六七	藥材（別號ニ揭ケサルモノ）	同 五分
六八	製藥各種	同 五分

六九	化學藥（別號ニ揭ケサルモノ）	從價　七分五厘
	第六類	
七〇	蘇木	同　七分五厘
七一	雌黃	同　七分五厘
七二	洋紅及コチニール	河　八分
七三	朱	同　八分
七四	ヴァニシュ及漆	同　七分五厘
七五	染料、顏料及彩料（別號ニ揭ケサルモノ）	同　七分五厘
七六	タール及ピッチ	同　五分
七七	塗料及同材料（別號ニ揭ケサルモノ）	同　七分五厘
	第七類	
七八	實綿及繰綿	同　五分
七九	亞麻、大麻、黃麻、苧麻及其ノ他ノ植物纖維（別號ニ揭ケサルモノ）	同　五分
八〇	繭	同　七分五厘
八一	羊毛	同　五分
八二	綫絲各種（綿、毛、大麻等ニテ製シタルモノ）	同　五分
八三	生絲、撚生絲、熨斗絲、屑絲、眞綿	同　七分五厘
八四	綫及縫絲	
	一　絹製ノモノ	同　八分
	二　其ノ他	同　五分
八五	天蠶絲	同　八分
八六	繩索各種	同　七分五厘

	第八類	
八七	綿製品	從價　七分五厘
八八	毛製品	同　七分五厘
八九	毛綿交織布	同　七分五厘
九〇	紗、縮緬、琥珀、繻子、緞子、羽二重、天鵞絨（絹製ノモノ）	同　一割
九一	絹製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同　七分五厘
九二	絹綿交織布	同　七分五厘
九三	絹毛交織布	同　七分五厘
九四	亞麻布、亞麻綿交織布、亞麻毛交織布、亞麻絹交織布各種	同　七分五厘
九五	帆布	同　七分五厘
九六	苧麻布及大麻、黃麻等ノ織物（別號ニ揭ケサルモノ）	同　七分五厘
九七	ブランケット及ラッグ	同　七分五厘
九八	地氈	同　七分五厘
九九	蠟布、油布及牀布	同　七分五厘
一〇〇	フェルト	同　七分五厘
一〇一	紋織地	同　七分五厘
一〇二	刺繡布（金、銀又ハ絹ニテ刺繡シタルモノ）	同　八分
一〇三	布帛及布帛製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同　八分
	第九類	
一〇四	衣類及服飾品各種	
	一　絹製ノモノ	同　八分
	二　其ノ他	同　七分五厘
一〇五	帽子	同　七分五厘

一〇六	靴及其ノ他ノ履物	同　五分
一〇七	釦、鈕バックル、フック及アイ類	同　七分五厘
一〇八	細貨類（眞假ヲ別タス）	
	一　鼈甲、珊瑚珠、眞珠、金、銀、ゼード又ハ貴石製ノモノ、金又ハ銀ヲ鍍シタルモノ、蒔繪漆塗ノモノ	同　二割
	二　硝子製ノモノ	同　一割
	三　其ノ他	同　八分
一〇九	髮飾具	
	一　金屬製ノモノ	
	甲　金又ハ銀製ノモノ、琺瑯ヲ施シタルモノ	同　二割
	乙　金屬ヲ鍍シタルモノ	同　一割
	丙　其ノ他	同　七分五厘
	二　象牙、鼈甲、珊瑚、眞珠、ゼード又ハ貴石製ノモノ、上等漆塗ノモノ	同　二割
	三　絹、綿、毛、普通陶磁器、硝子、モザイック又ハメルシヤウム製ノモノ	同　七分五厘
	四　其ノ他	同　一割
	第十類	
一一〇	粗紙	同　五分
一一一	色紙、紋紙、ファンシーペーパー、壁紙	同　一割
一一二	印刷料紙（別號ニ揭ケサルモノ）	同　七分五厘
一一三	紙類（別號ニ揭ケサルモノ）	同　七分五厘
一一四	印材	同　一割
一一五	帳簿類（白紙ノモノ）	同　七分五厘
一一六	文具類	同　七分五厘

	第十一類	
一一七	石炭及コークス	同　五分
一一八	貴石類	同　二割
一一九	ゼード製品	同　二割
一二〇	琥珀	同　八分
一二一	モザイック製品	同　七分五厘
一二二	メルシヤウム製品	同　七分五厘
一二三	砥石	同　五分
一二四	石類（別號ニ揭ケサルモノ）	
	一　工ヲ加ヘタルモノ	同　七分五厘
	二　工ヲ加ヘサルモノ	同　五分
一二五	金剛砂	同　五分
一二六	セメント各種	同　五分
一二七	石灰	同　五分
一二八	砂紙	同　五分
	第十二類	
一二九	煉瓦及瓦	同　五分
一三〇	土器	同　七分五厘
一三一	陶磁器	
	一　普通品	同　七分五厘
	二　上等品	同　八分
一三二	窓硝子各種	同　七分五厘
一三三	硝子板（緣ノ有無ヲ別タス）	同　八分

一三四	鏡又ハ鍍銀シタル硝子板（緣ノ有無ヲ別タス）	從價　一割
一三五	硝子製品	同　七分五厘
	第十三類	
一三六	鋼	同　七分五厘
一三七	ブリキ板	同　七分五厘
一三八	ニツケル	同　七分五厘
一三九	白金	同　七分五厘
一四〇	水銀	同　七分五厘
一四一	銅	
	一　線	同　七分五厘
	二　其ノ他	同　五分
一四二	黄銅	同　七分五厘
一四三	金屬箔	
	一　金箔及銀箔	同　一割
	二　其ノ他	同　七分五厘
一四四	金屬各種（別號ニ掲ケサルモノ）	
	一　塊、錠、條、竿、板、箍、帶、丁形及アングル形	同　五分
	二　筒、管、線、波形又ハ電鍍シタルモノ	同　七分五厘
	三　故及屑	同　五分
一四五	針及ピン	同　七分五厘
一四六	刄物	同　七分五厘
一四七	錨及鏈	同　五分
一四八	金銀製品	同　二割
一四九	鍍金屬製品	
	一　金又ハ銀ヲ鍍シタルモノ	從價　一割
	二　其ノ他	同　八分
一五〇	琺瑯ヲ施シタル物品	同　八分
一五一	釘類、工匠具、鐵道用材料及其ノ他ノ物品（金屬製ノモノ）	同　七分五厘
	第十四類	
一五二	時計及同部分品	同　七分五厘
一五三	寫眞器	同　一割
一五四	望遠鏡及雙眼鏡	同　八分
一五五	眼鏡	同　七分五厘
一五六	樂器	同　一割
一五七	機械類	
	一　金屬製ノモノ	同　七分五厘
	二　其ノ他	同　八分
一五八	兵器及彈藥	同　八分
一五九	獵銃	同　一割
一六〇	獵銃附屬品	
	一　金屬製ノモノ	
	甲　金屬ヲ鍍シタルモノ	同　一割
	乙　其ノ他	同　七分五厘
	二　絹、綿又ハ毛製ノモノ	同　七分五厘
	三　其ノ他	同　一割
一六一	爆發物	同　一割

	第十五類	
一六二	香木各種	同　二割
一六三	家屋建築用木材（既ニ切リ組ミタルモノ）	同　五分
一六四	木材（別號ニ掲ケサルモノ）	
	一　軟木	同　七分五厘
	二　堅木	同　一割
一六五	屋根板	同　五分
一六六	竹（割リタルト否トヲ別タス）	同　五分
一六七	樹皮其ノ他ノ鞣皮用品	同　五分
一六八	籐（割リタルト否トヲ別タス）	同　五分
一六九	木炭及骨炭	同　七分五厘
一七〇	馬具	同　一割
一七一	馬車	同　一割
一七二	荷車	同　八分
一七三	扇及團扇	同　七分五厘
一七四	提燈類	同　五分
一七五	ランプ及同部分品	同　七分五厘
一七六	傘	
	一　紙張ノモノ	同　五分
	二　其ノ他	同　七分五厘
一七七	傘骨	同　七分五厘
一七八	膳、椀、重箱、盆、箪笥、鏡臺其ノ他ノ木製器具	同　五分
一七九	漆器	
	一　蒔繪ノモノ	同　二割
	二　其ノ他	同　八分
一八〇	障子、襖及木製ノ戸	同　五分
一八一	家具	同　八分
一八二	旅櫃及提囊	同　一割
一八三	佩袋、煙囊其ノ他ノ袋物類	
	一　絹、綿又ハ毛製ノモノ	同　七分五厘
	二　其ノ他	同　一割
一八四	煙管	
	一　金屬製ノモノ	
	甲　金、銀製又ハ琺瑯ヲ施シタルモノ	同　一割五分
	乙　金屬ヲ鍍シタルモノ	同　一割
	丙　其ノ他	同　七分五厘
	二　象牙、鼈甲、珊瑚又ハゼード製ノモノ	同　一割五分
	三　土器、普通陶磁器、硝子、モザイツク又ハメルシャウム製ノモノ	同　七分五厘
	四　其ノ他	同　一割
一八五	蓆	
	一　疊	同　五分
	二　其ノ他	
	甲　普通品	同　五分
	乙　上等品	同　七分五厘
一八六	造花	同　八分
一八七	繪畫、版畫、寫眞、彫刻物各種（緣ノ有無ヲ別タス）	同　一割
一八八	美術品	同　一割
一八九	衝球、象棋、骨牌其ノ他ノ遊戲用器具	

	一　金屬製ノモノ				
	甲　金屬ヲ鍍シタルモノ	従價	一割	二〇四	一　帆船
	乙　其ノ他	同	七分五厘	二〇五	二　蒸汽船
	二　象牙製ノモノ	同	二割	二〇六	三　其ノ他
	三　絹、綿、毛、土器、普通陶磁器、硝子、モザイヲク又ハメルシヤウム製ノモノ	同	七分五厘	二〇七	別號ニ揭ケサル生粗品又ハ未製品
	四　其ノ他	同	一割	二〇八	別號ニ揭ケサル半製品
一九〇	玩具			二〇九	別號ニ揭ケサル全製品
	一　金屬製ノモノ				
	甲　金屬ヲ鍍シタルモノ	同	一割	二一〇	第十六類
	乙　其ノ他	同	七分五厘	二一一	理學、數學、氣象學、醫療用等ノ諸學術器具及其ノ附屬品
	二　象牙又ハ鼈甲製ノモノ、上等漆塗ノモノ	同	二割	二一二	活　字（新古ヲ別タス）
	三　絹、綿、毛、土器、普通陶磁器、硝子、モザイヲク又ハメルシヤウム製ノモノ	同	七分五厘	二一三	書籍、新聞紙、樂譜、地圖、海圖及設計圖
	四　其ノ他	同	一割	二一四	收入印紙、郵便切手及官製郵便端書
一九一	蕉香類	同	一割	二一五	紙幣、銀行券及其ノ半製品、利札、株券其ノ他ノ有價證券
一九二	齒磨粉	同	八分	二一六	金銀地金
一九三	石鹼	同	五分	二一七	貨　幣
一九四	マッチ	同	五分	二一八	度量衡器
一九五	線　香	同	二割		消防用具
一九六	煙　火	同	二割		農　具
一九七	油　粕	同	五分		武　器
一九八	鳥糞其ノ他ノ肥料	同	五分		貨物包裝用袋、帆、蓆、茶鉛及繩
一九九	護謨及護謨製品	同	八分		廣告專用品
二〇〇	船舶				看　板
					雜形各種

	一　帆船	每噸	○、二五圓		
	二　蒸汽船	同	○、五○		
	三　其ノ他	従價	八分		
	別號ニ揭ケサル生粗品又ハ未製品	同	五分		
	別號ニ揭ケサル半製品	同	七分五厘		
	別號ニ揭ケサル全製品	同	八分		
		無稅			

輸出稅表

番號	品名	稅率	番號	品名	稅率
一	朝鮮產品			六　牛皮	同五分
	一　小麥	従價五分		七　石炭	同五分
	二　大豆	同五分		八　鐵鑛	同五分
	三　小豆	同五分		九　其ノ他	無稅
	四　荏胡麻子	同五分	二	其ノ他	同
	五　生牛	同五分			

斯くして特に指定したるものを除くの外、朝鮮に輸入し又は朝鮮より輸出する物品には定率表に依り輸入稅又は輸出稅を賦課することとし、各種品目に就き一々課稅率を示して其の準據する所を瞭かにしたるを以て、從來稅率の適用に就き的確なる標準を定むること難く、爲に往々課稅上の紛議を生じ、又貿易業者に於て豫め取引上確實なる計算を立つる能はざりし支障を除くことを得たり。而して小麥・大豆・小豆・荏胡麻子・生牛・牛皮・石炭・鐵鑛の八種の物品を除くの外悉く輸移出稅を廢止したることは、之により輸出貿易を奬勵し、一般產業の發達を促すべく、頗る注目すべき點と謂ふべし。

第二目　朝鮮關稅定率令の改正

朝鮮關稅定率令は爾後必要に應じ數次の改正を行はれ、以て大正九年の廢止に至れり。卽ち先づ大正二年十月に至り制令第六號を以て、朝鮮關稅定率令中左の如く改正し、同年同月十五日より之を施行したり。

制令第六號（大正二年十月七日）

朝鮮關稅定率令中右ノ通改正ス

第四條ニ左ノ一號ヲ加フ

六　修繕ノ爲輸入スル物品

第四條ノ二　加工又ハ製造ノ爲輸入シ輸入ノ日ヨリ一年內ニ加工品又ハ製造品トシテ輸出スル物品ニシテ朝鮮總督府令ヲ以テ指定シタルモノニハ輸入稅ヲ免除ス

第五條中「前條」ヲ「前二條」ニ改ム

附　則

本令ハ大正二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

之れ朝鮮に於ける工業の進歩に伴ひ、漸次輸出を目的とする加工及製造の企畫を見るに至りたるも、之が材料品の輸入は關稅の負擔あるが爲に、十分なる發達を期し難きものあり。依て加工修繕及製造の爲に輸入する物品に對し、輸入稅免除の制を設けて事業の發達を助長せんとしたるものなり。

尋いで大正四年十一月制令第七號を以て次の如く改正、卽日より之を施行したり。

制令第七號（大正四年十一月五日）

朝鮮關稅定率令中左ノ通改正ス

第三條第十七號ヲ左ノ如ク改ム

十七　金銀銅鐵ノ掘採採取又ハ製鍊ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥、鎔解劑トシテ使用スル鹽基性鑛物又ハ化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲鑛業者又ハ製鍊業者ノ輸入スルモノ但シ稅關カ相當ト認メタルモノニ限ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來鑛業奬勵の趣旨を以て關稅を免除する鑛業用品は、金銀銅の掘採採取又は製鍊の事業に必要なる器具機械爆發藥及化學藥料に限られたるも、鐵鑛業は朝鮮に於て內地資本家の計畫に係る製鐵事業等と相俟ちて其の發達を促進する爲め之を保護奬勵する必要あり。依て金銀銅の鑛業同樣其の掘採の事業に必要なる前記物品に對し之が關稅を免除せしものにして、又金銀銅鐵の製鍊業は其の掘採の事業と關聯して、之が興起發達を助長するの必要あり。當時恰も一二製鍊所の企畫を爲すものあるを機とし、從來關稅政策上既定の方針たる鑛業奬勵の趣旨に基き、該事業に必要なる器具機械鹽基性鑛物及化學藥料に對して、前記鑛業用品と同樣之が關稅を免除したるものなり。

越えて大正七年三月に至り制令第三號を以て次の如く改正、卽日より之を施行したり。

制令第三號（大正七年三月七日）

朝鮮關稅定率令中左ノ通改正ス

第三條ノ二　鐵ノ掘採ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥又ハ化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲鑛業者ノ輸入スルモノニハ輸入稅ヲ免除ス但シ稅關カ相當ト認メタルモノニ限ル

第三條ノ三　銑鐵、鋼鐵、壓延鋼材（軌條及繼目板ヲ含ム）又ハ銀鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材ノ製造者カ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力若ハ製鋼能力ヲ有スル設備又ハ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力若ハ製鋼能力ヲ增加スル設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ輸入スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

前項ノ設備ヲ爲ス者朝鮮總督ノ指定シタル副生物製造ノ設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ

輸入スルトキ亦前項ニ同シ

第三條ノ四　前條ノ設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者製鐵若ハ副生物製造ニ必要ナルコークス、配合劑鎔解劑、化學藥料又ハ製鐵原料ニ使用スル故鐵若ハ屑鐵ヲ輸入スルトキ亦前條ニ同シ

別表輸入稅表第百十七號中「石炭及コークス」ヲ「コークス」ニ改メ同表第二百十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二一九　石炭　同

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前一年三萬五千佛噸未滿ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ鐵ノ製鍊事業ヲ營ム計畫ヲ爲シタル者カ自己ノ使用ニ供スル爲其ノ事業ニ必要ナル器具、機械又ハ化學藥料ヲ輸入スルトキハ本令施行ノ日ヨリ一年間朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

右は製鐵事業の發達が經濟上及國防上の急務にして、之が奬勵は今や帝國の國是となり、內地に於ては曩きに製鐵業奬勵法の公布施行せらるるあり、朝鮮に於ても其の必要を認むるに依り、輸移入稅免除に關し同法と同一の趣旨を以て改正せしものなり。又石炭の輸入稅を廢したるは、石炭が各種事業に必須の原料たるに拘らず、朝鮮に於て產出する無煙炭は其の用途一局部に限られ、一般に用途の廣汎なる有煙炭は少量の褐炭を除くの外、總て之が供給を輸移入に俟たざるべからざるを以て、之が輸移入に對する從價五分の課稅は朝鮮に於ける各種事業の開發上多大の影響あり。殊に當時の如く炭價騰貴の場合に在りては、當業者の苦痛甚大なるを以て、之が輸移入稅を廢止し、以て關係諸事業の發達を期したるものなり。

更に大正八年一月に至り、制令第一號を以て次の如く改正、同年四月一日より之を施行したり。

制令第一號（大正八年一月十六日）

朝鮮關稅定率令中左ノ通改正ス

第一條　朝鮮ニ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ輸入稅ヲ課ス

第二條　從價稅品ハ輸入港ニ到著シタルトキノ價格ニ依リテ課稅ス

第六條　削除

別表中輸入稅表第二百十九號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ輸出稅表ヲ削ル

二二〇　馬　同

二二一　綿羊　同

附　則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は曩きに一言したる如く、明治四十五年本朝鮮關稅定率令の制定に依り、從來の輸移出稅は其の大部分を廢止し、唯小麥、大豆、小豆、荏胡麻子、生牛、牛皮、石炭及鐵鑛の八種に限りて之を存置せしも、爾後貿易の盛況に伴ひて關稅收入を增加し、財政上にも多少の餘裕を存するに至りたるを以て、玆に斷然此等の輸移出稅を全廢せしものにして、又馬及綿羊の輸移入稅を廢したるは、軍事資源充實に關する總督府の計畫に伴ひ、優良なる內地及滿蒙產馬匹の輸移入を奬勵し、且又羊毛自給に關する中央政府の方針に呼應し、施設を爲さんとする總督府の綿羊飼育奬勵計畫の實施の爲なりとす。

第三目　關稅定率法の施行と其の特例

併合の際に於ける對外宣言に依る關稅据置期間は大正九年八月二十八日を以て滿了すべきを以

て、同年八月勅令第三百六號を以て、右滿了の翌日より關稅法其の他と共に關稅定率法及明治三十三年法律第八十六號（外國より輸入する鹹魚燻製魚及魚鮓に關する件）を朝鮮に施行することと爲し、同時に制令第二十號を以て從來の朝鮮關稅定率令は八月二十八日限り之を廢止したり。尋いで大正十三年七月法律第二十四號を以て贅澤品等の輸入稅に關する件制定せらるるや、同月勅令第百六十八號を以て、右法律は別表第六六號に揭げたる酒類中支那酒（蒸餾したるもの）を除くの外之を朝鮮に施行する旨を公布せられたり。以上關稅定率法、明治三十三年法律第八十六號、大正十三年法律第二十四號等の內容及之が改正に就ては、總て第六編「關稅」の部に讓りて玆には之を省略す。

大正九年八月關稅法等を朝鮮に施行するに當りては、朝鮮の特殊事情に鑑み其の特例を設くる必要ありしを以て、同年八月法律第五十三號を以て左の如く之に關する規定を公布したり。

關稅法關稅定率法保稅倉庫法及假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件（大正九年八月七日法律第五十三號）

第一條　朝鮮ニ輸入スル物品ニシテ別表ニ揭クルモノニハ別表ニ依リ輸入稅ヲ課ス

第二條　朝鮮ニ輸入スル左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免除ス

一　國道、府、面其ノ他ノ公共團體又ハ朝鮮總督ノ指定スル產業ニ關スル法人ノ輸入スル播種用ノ種子

二　朝鮮ニ於ケル金、銀、銅ノ掘採、採取又ハ製鍊ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥、鎔解劑トシテ使用スル鹽基性鑛物又ハ化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲鑛業者又ハ製鍊業者ノ輸入スルモノ但シ稅關カ相當ト認メタルモノニ限ル

三　朝鮮ニ於ケル鐵、石炭ノ掘採ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥又ハ化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲鑛業者ノ輸入スルモノ但シ稅關カ相當ト認メタルモノニ限ル

四　旅客又ハ貨物ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル車輛其ノ他ノ運搬具及其ノ備品附屬品

五　前號ノ車輛內ニ於テ消費スル食料品、燃料其ノ他ノ消耗品但シ稅關カ相當ト認メタルモノニ限ル

六　朝鮮ニ於テ從來關稅免除ノ特許ヲ受ケタル者ノ輸入スル免稅品

第三條　朝鮮ニ於ケル製鐵業者一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力若ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ爲ス爲又ハ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力若ハ製鋼能力ヲ增加スル設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮ニ輸入スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

前項ノ設備ヲ爲ス者朝鮮總督ノ指定シタル副生物製造ノ設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮ニ輸入スルトキ亦前項ニ同シ

第四條　朝鮮總督ハ凶作其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ期間ヲ指定シ朝鮮ニ輸入スル米、籾、大麥、小麥、小麥粉、粟、高粱、大豆、小豆、玉蜀黍及稗ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

第五條　平安北道新義州停車場ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ朝鮮總督ノ指定スル地點ニ由ルノ外貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入、積戻又ハ運送ニ關スル手續ハ朝鮮總督ノ指定スル場合ヲ除クノ外最初ノ到著地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第六條　左ニ揭クル物品ハ平安北道義州郡水口鎭ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス之カ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得但シ朝鮮總督ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　鐵道旅客以外ノ旅客ノ用品及職業上必要ナル器具

二　朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地域內ノ住民カ其ノ地域內ニ於テ收穫又ハ生產シタル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

三　前號ノ住民カ前號ノ地域內ニ於テ爲ス作業ニ必要ナル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

第七條　前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入スル物品ニ付テハ關稅法ヲ適用セス

第八條　朝鮮ニ於テハ關稅法、保稅倉庫法又ハ假置場法中大藏大臣又ハ主務大臣トアルハ朝鮮總督、市町村役場トアルハ府ノ官吏若ハ吏員又ハ面ノ吏員、國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

第九條　從來ノ開港ノ外開港ト爲スヘキ場所及開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督之ヲ定ム

附　則

第十條　本法ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　本法施行前朝鮮ニ於ケル保稅倉庫ニ庫入シタル外國貨物ニハ仍從前ノ輸入稅ヲ課ス

第十二條　本法施行前朝鮮關稅令、朝鮮保稅倉庫令又ハ朝鮮陸接國境關稅令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ關稅法、保稅倉庫法又ハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本法施行前朝鮮關稅定率令第三條第十六號、第四條、第四條ノ二及第八條ノ規定ニ依リ輸入稅又ハ移入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

（別　表）

輸入稅表

品名	單位	稅率
馬（生活力ヲ有スルモノ）	無稅	
綿羊（生活力ヲ有スルモノ）	無稅	
豚		
天日鹽（碎カサルモノ）	每百斤	三割
其ノ他	從價	
煙草		

輸入稅表

品名	單位	稅率
葉煙草	從價	二割
葉卷煙草、紙卷煙草及刻煙草	從價	四割
咀嚼煙草	每斤	○・二五
嗅煙草	每斤	○・五八
其ノ他	從價	四割
礦油（關稅定率法別表輸入稅表第一一二號二ノ乙ニ該當スルモノ）	每十ガロン	○・一九
コークス	無稅	
（備　考）從量稅率ノ單位ハ噸トス		
木材（關稅定率法別表輸入稅表第六一二號一ノ己及癸ニ該當スルモノ）		
		無稅

右は其の後二回の改正を經て大正末年に及びたり。即ち先づ大正十年四月に至り法律第四十六號を以て別表輸入稅表中煙草の部を削除したり。是れ朝鮮煙草專賣令の實施に依り、煙草に對する輸入稅率の特例を廢止したるものなり。而して之が施行期日は同年勅令第二百二十九號を以て大正十年七月一日と定めたり。次に大正十五年三月二十九日法律第三十七號を以て、朝鮮に於ける製鐵事業の材料の輸入稅免許を規定せる第三條第一項を『一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ノ爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ朝鮮ニ輸入スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス』と改め、同條第二項中『前項ノ設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者』を『前項ノ設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者』に改め、關稅法其の他中大藏大臣又は主務大臣とあるは朝鮮總督とする等のことを規定せる第八條中『關稅法、』の下に『關稅定率法、』を加へ、別表輸入稅表中『礦油（關稅定率法別表輸入稅表第一一二號二ノ乙ニ該當スルモノ）』を『礦油（關稅定率法別表輸入稅表第一一二號二ノ甲ニ該當スルモノノ內○・七三〇ヲ超エ○・八七五ヲ超エサルモノ）』に、『木材（關稅定率法別表輸入稅表第六一二號一ノ己及癸ニ該當スルモノ）』を『木材（關稅定率法別表輸入稅表第六一二號ノ一ノ己ノ二ノイ及ロ並癸ノイニ該當スルモノ）』に改め『綿羊（生活力ヲ有スルモノ）無稅』を削除し、即日より之を施行したり。

但し第三條の改正規定の施行期日は同年勅令第六十號を以て同年四月十日と定めたり。

第四目　關稅の免除及拂戻

輸入貨物に對しては原則として總て關稅を賦課せらるるものなるが、此等の有稅品と雖も尙ほ社會上・政治上・文化上又は經濟上の理由に基き、一定の條件を具備する場合に於て、例外的に關稅の賦課を免除又は稅金を拂戻せらるることあり。朝鮮に於ける關稅の免除に就ては最初は明治四十五年制定朝鮮關稅定率令第三條・第四條及第六條に於て規定せられしが、大正九年八月に至り朝鮮に關稅定率法を施行するに及び、同法第七條乃至第十條の規定に依り關稅を免除又は拂戻せらるることとなり、更に右關稅定率法の規定以外に特に朝鮮に限りて免稅又は戻稅を行ふ場合に就きては、大正九年八月法律第五十三號第二條・第三條及第四條に於て之が規定を設けたり。此等法令の規定及其の改正に就ては既に之を述べたるを以て、玆には之を省略す。而して此等の規定中免稅品目を列擧したるものは特に說明を要せずと雖も、中には免稅の大綱を規定せしに止まり、詳細の事項を命令に讓りたるものも亦尠からず。依て以下此等に就て其の概要を說述すべし。

第一　輸出貨物及輸入貨物の容器の免稅

明治四十五年朝鮮關稅定率令第三條第十六號は、輸出貨物の容器に供する爲輸入する物品にして朝鮮總督府令を以て指定したるものに對しては輸入稅を免除する旨を規定し、又同第四條第一號は輸入貨物の容器にして朝鮮總督府令を以て指定したるものに對しては、輸入の日より一年內に輸出するものに限り輸入稅を免除することを規定したり。依て右規定に基き前者に就ては明治四十五年三月府令第七十四號を以て『輸出貨物ノ容器ニ供スル爲輸入スル繰樽及箱竝其ノ組立材料（組立テラルル迄ニ仕上リタルモノ）但シ其ノ輸入ノ日ヨリ一年內ニ輸出貨物ノ容器トナリテ輸出セラルルモノニ限ル』と指定すると共に、其の手續に就て規定し、又後者に就ては大正二年七月府令第七十五號を以て壓搾瓦斯を塡充したる鐵製容器を指定したり。尋いで大正九年八月關稅定率法の朝鮮に施行せらるるや、同法第八條第二號及第二號ノ二に於て、夫々命令を以て指定せらるる輸入貨物及輸出貨物の容器に使用する物品は、共に一年以內の再輸出を條件として輸入稅を免除することを規定せるを以て、之に基き前者卽ち輸入貨物の容器に就ては同年八月府令第百二十六號を以て壓搾瓦斯を塡充せる鐵製容器を、又後者卽ち輸出貨物の容器に就ては同第百二十七號を以て(一)壓搾瓦斯の容器に使用する鐵製シリンダー(二)油類・酸類又は糖蜜の容器に使用する鐵製ドラム(三)砂糖の容器に使用するアムベラ袋(四)石炭タールの容器に使用する木製樽を指定したり。右府令第百二十七號は翌大正十年八月府令第百三十一號を以て、右物品中『アムベラ袋』の下に『及ガンニー袋』を加へ、且(五)セメント容器に使用するガンニー袋（但し朝鮮に於て使用するものに限る）を追加せられたり。

尙朝鮮關稅定率令は、再輸入に係る輸出貨物の容器の免稅に就ては特別の規定を設くることなかりしが、大正九年關稅定率法施行せらるるや、同法第七條第十八號に於て、命令を以て指定したる輸出貨物の容器にして再輸入するものを免稅する旨の規定存する爲め、之に基き同年八月府令第百二十四號を以て(一)鑛水罎及清凉飮料水罎(二)麥酒樽(三)硫酸壺及硫酸罐(四)鐵製壓搾瓦斯容器(五)綿製又は黃麻製の穀粉袋及セメント袋を指定したり。右は大正十一年九月更に(六)清酒・醬油又は味噌の容器として輸出したる木製樽（但し朝鮮より輸出したるものに限る）を追加し（府令第百三十六號）、更に十五年十一月府令第八十一號を以て更めて(一)鑛水・清凉飮料水・清酒・麥酒又は醋酸の容器として使用したる壜（但し麥酒壜に付ては大正十年勅令第二百三十八號に依り輸入稅の拂戻を受けたるものを除く）(二)清酒・麥酒・醬油・又は味噌の

容器として使用したる樽（但し味噌の容器に付ては朝鮮より輸出したるものに限る）、(三)硫酸・鹽酸・硝酸又は醋酸の容器として使用したる壺又は罐、(四)壓搾瓦斯のメントの容器として使用したる鐵製シリンダー、(五)穀粉又はセ

第二　加工又は製造の爲め輸入する物品の免稅

大正二年十月制令第六號を以て朝鮮關稅定率令を改正して第四條ノ二を追加せし結果、加工又は製造の爲め輸入し、輸入の日より一年內に加工品又は製造品として輸出する物品にして、朝鮮總督府令を以て指定したるものには輸入稅を免除せらるることとなりしを以て、之に伴ひ同年十月府令第九十五號を以て(一)絲拔・絓・刺繍若は縁縫を爲し又はレースを製作する爲め輸入する布帛・布帛製品及絲縷(二)精練・漂白又は染色の爲め輸入する布帛・布帛製品及絲縷(三)糅又は染色の爲め輸入する毛皮及獸皮を指定すると共に、其の手續を規定したり。右府令は爾後屢〻其の一部を改正せられ、免稅品目の追加改正を行はれしが（大正四年二月府令第七號・六年十月第七十七號・七年十二月第百十二號・八年一月第十一號・同年四月第六十四號・同年十二月第二百二號・九年七月第百一號）、大正九年八月關稅定率法の施行せらるるに及び、同法第八條第一號に加工の爲め輸入する物品にして輸入の日より一年以內に輸出するものには、命令の定むる所に依り輸入稅を免除する規定を存するを以て、之に基き同年八月府令第百二十五號を以て右規定に依ることを得べき物品に就ては明治三十九年勅令第二百六十一號に依る旨を公布したり。右勅令第二百六十一號に就ては第六編「關稅」の部に掲ぐるを以て、玆には之を省略す。

第三　製鐵用器具・機械及材料品の免稅

大正七年三月制令第三號を以て朝鮮關稅定率令に第三條ノ三及四を追加し、製鐵業者の輸入する製鐵用器具・機械及材料品等に對しては、朝鮮總督の定むる所に依り輸入稅を免除することと爲せしを以て、之に基き同年三月府令第二十一號を以て、輸入稅の免除を受くべき物品の種類、免稅に關する諸手續其の他の規定を設けたり。後大正九年八月に至り關稅定率法を朝鮮に施行するや、從來內地に於ては製鐵用器具・機械及材料品等の免稅に就ては製鐵業奬勵法中に規定し、關稅定率法中には之が規定を存せざりしを以て、右の朝鮮施行と同時に法律第五十三號を以て關稅定率法等の朝鮮に於ける特例に關する件を公布し、同法律第三條に於て同樣の免稅規定を設けたり。依て之に基き同年八月府令第百二十九號を以て之が施行に關する詳細の規定を公布せしが、後大正十五年四月に至り府令第三十五號を以て之が全部の改正を行ひたり。而して此等府令の全文を掲ぐるは煩雜に過ぐるのみならず、其の內容は大體に於て內地に於ける此等物品の免稅制度と同樣なるを以て、玆には之を省略す。

第四　直接燃料に供する礦油の免稅

關稅定率法第七條第四號ノ二は大正九年七月の改正に於て追加せられしものなるが、其の規定に依れば直接燃料に供する礦油は攝氏十五度に於ける比重〇、九〇四を超え、且命令の定むる所に依り政府の許可を受けて輸入するものに限り其の輸入稅を免除するものにして、同年八月定率法の朝鮮施行の結果、同年十二月府令第百九十五號を以て、右規定に依ることを得べき礦油に關する件を公布したり。其の內容は內地に於ける制度と殆ど同樣なるを以て之を省略す。

第五　私立學校に陳列する標本又は參考品の免稅

大正十五年三月關稅定率法第七條第十號を改正し、命令を以て指定したる私立學校に陳列する標

本又は參考品に對しては新に輸入稅を免除することと爲せしを以て、同年三月府令第三十二號を以て私立學校の種類を指定して幼稚園・小學校・普通學校・中學校・高等普通學校・高等女學校・女子高等普通學校・實業學校・專門學校及大學、竝に以上以外の學校として別に朝鮮總督に於て指定したるものと爲したり。

第六　製造輸出品の原料及肥料原料等の免稅又は戾稅

明治三十九年制定の關稅定率法第九條第一項は、輸入原料品を用ゐ命令を以て指定したる物品を製造して之を外國へ輸出したるときは、命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得るものとし、又同條第二項は輸入原料品を用ゐ命令を以て指定したる肥料を製造したるときは、命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得るものと定めたり。而して之に基き明治三十九年九月勅令第二百六十五號を以て右定率法第九條第一項に依る製造品輸入原料品の種目及之に對する拂戾金定率其の他の事項を定め、又同第二百六十六號を以て定率法第九條第二項に依り輸入稅の拂戾を爲すべき肥料輸入原料品及之に對する拂戾金定率其の他の事項を定めたり。大正九年八月關稅定率法を朝鮮に施行せらるるや、同年八月府令第百二十八號を以て朝鮮に於ける關稅定率法第九條の施行に關して規定し、定率法第九條第一項に依る輸入稅拂戾に關しては前記明治三十九年勅令第二百六十五號に、第九條第二項に依る輸入稅拂戾に關しては同年勅令第二百六十六號に依ることと爲すと同時に、一二朝鮮に於ける特別の場合を規定したり。

然るに翌大正十年四月に至り關稅定率法中改正あり、第九條の規定も亦改正せられ、其の第一項を以て製造輸出品の原料、第二項を以て亞鉛華及亞鉛板竝に肥料用の原料に就き、夫々命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得ることと爲せしを以て、同年三月府令第三十二號を以て、朝鮮に於ける關稅定率法第九條の施行に關して規定したり。

第七　船舶の建造又は修繕用品の免稅

大正十年四月關稅定率法中を改正し、其の第十條に於て、船舶の建造又は修繕に使用する鐵鋼材・艤裝品・艤裝品部分品・機關又は機關部分品にして、命令を以て指定したるものには命令の定むる所に依り其の輸入稅を免除することを得るものと規定したり。依て同年五月勅令第二百三十九號を以て之に關する命令を公布し、免稅物品の種類其の他の諸事項を規定せしが、朝鮮に於ては同年六月府令第百三號を以て更に同勅令の施行に關する詳細の手續規定を設けたり。右府令は大正十五年四月に至り府令第三十七號を以て其の全文を改正せられたり。

第八　穀物の減免稅

大正八年朝鮮に於ては內地と同じく穀價の騰貴に苦しめるに加へ、同年の旱魃に依り更に價格の昂騰を來さんとする形勢なりしを以て、內地に倣ひて之が關稅を當分の內免除して輸移出入を容易に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得ることと爲せしを以て、同年三月府令第三十二號を以て私立學校の種類を指定して幼稚園・小學校・普通學校・中學校・高等普通學校・高等女學校・女子高等普通學校・實業學校・專門學校及大學、竝に以上以外の學校として別に朝鮮總督に於て指定したるものと爲したり。

第六　製造輸出品の原料及肥料原料等の免稅又は戾稅

明治三十九年制定の關稅定率法第九條第一項は、輸入原料品を用ゐ命令を以て指定したる物品を製造して之を外國へ輸出したるときは、命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得るものとし、又同條第二項は輸入原料品を用ゐ命令を以て指定したる肥料を製造したるときは、命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得るものと定めたり。而して之に基き明治三十九年九月勅令第二百六十五號を以て右定率法第九條第一項に依る製造品輸入原料品の種目及之に對する拂戾金定率其の他の事項を定め、又同第二百六十六號を以て定率法第九條第二項に依り輸入稅の拂戾を爲すべき肥料輸入原料品及之に對する拂戾金定率其の他の事項を定めたり。大正九年八月關稅定率法を朝鮮に施行せらるるや、同年八月府令第百二十八號を以て朝鮮に於ける關稅定率法第九條の施行に關して規定し、定率法第九條第一項に依る輸入稅拂戾に關しては前記明治三十九年勅令第二百六十五號に、第九條第二項に依る輸入稅拂戾に關しては同年勅令第二百六十六號に依ることと爲すと同時に、一二朝鮮に於ける特別の場合を規定したり。

然るに翌大正十年四月に至り關稅定率法中改正あり、第九條の規定も亦改正せられ、其の第一項を以て製造輸出品の原料、第二項を以て亞鉛華及亞鉛板竝に肥料用の原料に就き、夫々命令の定むる所に依り輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得ることと爲せしを以て、同年三月府令第三十二號を以て私立學校の種類を指定して幼稚園・小學校・普通學校・中學校・高等普通學校・高等女學校・女子高等普通學校・實業學校・專門學校及大學、竝に以上以外の學校として別に朝鮮總督に於て指定したるものと爲したり。

第七　船舶の建造又は修繕用品の免稅

大正十年四月關稅定率法中を改正し、其の第十條に於て、船舶の建造又は修繕に使用する鐵鋼材・艤裝品・艤裝品部分品・機關又は機關部分品にして、命令を以て指定したるものには命令の定むる所に依り其の輸入稅を免除することを得るものと規定したり。依て同年五月勅令第二百三十九號を以て之に關する命令を公布し、免稅物品の種類其の他の諸事項を規定せしが、朝鮮に於ては同年六月府令第百三號を以て更に同勅令の施行に關する詳細の手續規定を設けたり。右府令は大正十五年四月に至り府令第三十七號を以て其の全文を改正せられたり。

第八　穀物の減免稅

大正八年朝鮮に於ては內地と同じく穀價の騰貴に苦しめるに加へ、同年の旱魃に依り更に價格の昂騰を來さんとする形勢なりしを以て、內地に倣ひて之が關稅を當分の內免除して輸移出入を容易

ならしめ、以て端境期以後に於ける食糧不足を緩和し、且價格の調節を圖るの必要を認め、同年九月十二日勅令第十七號を以て米・粟・高粱・小麥及小麥粉の輸入稅及移入稅は當分の內之を免除することと定め、公布の日より之を施行したり。然るに翌大正九年八月に至り關稅定率法を朝鮮に施行すると共に、法律第五十三號を以て之が朝鮮に於ける特例を定むるや、其の第四條に於て『朝鮮總督ハ凶作其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ期間ヲ指定シ朝鮮ニ輸入スル米・籾・大麥・小麥・小麥粉・粟・高粱・大豆・小豆・玉蜀黍及稗ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得』と規定せるを以て、右規定に基き同年八月府令第百三十號を以て、米・小麥・小麥粉・粟・高粱・大豆・小豆・玉蜀黍及稗の輸入稅を大正九年十月三十一日迄免除することと爲し、同時に制令第二十號を以て前記大正八年制令第十七號を廢止したり。

第四項　保稅制度

第一目　保稅倉庫

韓國に於ては其の貿易發展の一方策として當時最も缺乏せし倉庫の便を供する必要ありとし、光武十年（明治三十九年）先づ京城に保稅市場を設置し、其の後京城・仁川・釜山・大邱・平壤及鎭南浦等に保稅倉庫を設置したり。而して保稅倉庫に關しては總稅務司達を以て保稅倉庫假規則を定め、之が取締を爲し來りしも、其の規定頗る不備にして種々支障尠からざりしを以て、朝鮮關稅令の制定に伴ひ明治四十五年三月制令第十九號を以て朝鮮保稅倉庫令を制定し、朝鮮に於ける保稅倉庫に關しては保稅倉庫法第四條第六條及第九條の規定を除くの外、總て同法に依ることと爲したり。而して同法は主務大臣とあるは朝鮮總督とし、輸出入に關する規定は朝鮮と內地・臺灣及樺太との間に於ける移出入に之を準用するものとし、明治四十五年四月一日より之を施行したり。

右の如く朝鮮に於ける保稅倉庫に關しては大部分保稅倉庫法に據ることとなり、其の根本に於ては內地と共通の制度と爲したるものなりと雖も、之が施行の細則に至りては必ずしも一致せしめ難き特殊事情あるのみならず、行政法域を別にする關係上、右と同時に府令第五十號を以て朝鮮保稅倉庫令施行規則を定め、同じく明治四十五年四月一日より之を施行したり。其の全文左の如し。

朝鮮保稅倉庫令施行規則（明治四十五年三月二十八日府令第五十號）

第一章　總則

第一條　保稅倉庫ニ貨物ヲ庫入セムトスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ檢査ヲ經テ其ノ免許ヲ受クヘシ

第二條　藏置貨物ヲ庫移セムトスル者ハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クヘシ

第三條　保稅倉庫ニ藏置シタル內國貨物ニシテ輸出ノ目的ヲ變更シ之ヲ引取ラムトスル者ハ稅關ニ申告シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第四條　包裝ノ完全ナラサル貨物ハ改裝シタル上ニ非サレハ庫入スルコトヲ得ス

第五條　庫入シタル貨物ノ藏置ニ付テハ稅關官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

第六條　他ノ貨物ヲ傷害若ハ汚損スヘキ虞アル貨物ハ他ノ貨物ト混同シテ藏置スルコトヲ得ス

第七條　一戶前ノ倉庫內ニハ輸入手數未濟貨物ト內國貨物トヲ併セテ藏置スルコトヲ得ス

但シ稅關ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスル者ハ其ノ品名及數量ヲ記載シタル書面ヲ稅關ニ提出シ承認ヲ受クヘシ

第二章　官設保稅倉庫

第九條　官設保稅倉庫ニハ左ノ各號ノ一ニ該當セサル物品ニ限リ之ヲ藏置スルコトヲ得

一　輸入無稅品
二　巨大ナルモノ及重量ナルモノ
三　損傷腐敗セシモノ又ハ損傷腐敗シ易キモノ
四　發火質燃燒質又ハ爆發質ノモノ
五　倉庫又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキモノ
六　動物及植物
七　不潔物

第十條　官設保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置シタル者ハ貨物庫出ノ際別ニ定ムル定率表ニ依リ庫數料ヲ納付スヘシ

第十一條　官設保稅倉庫ニ貨物ノ庫入ヲ了シタルトキハ稅關長ハ其ノ署名捺印シタル預證券ヲ庫入申告者ニ交付スヘシ

預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス
一　貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量
二　庫入申告ノ年月日
三　庫入ノ年月日
四　庫入申告者ノ住所氏名
五　倉庫所在地及番號
六　輸入手數未濟貨物ニ付テハ輸入稅額
七　庫數料

第十二條　預證券ハ每品一通トス但シ證券所持者ノ請求ニ依リ分割スルコトアルヘシ

第十三條　預證券ノ裏書ハ被裏書人ノ氏名又ハ商號、裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス但シ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條　官設保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ一部ヲ庫出セムトスル者ハ預證券ヲ稅關ニ提出シ其ノ庫出シタル貨物ノ箇數、數量及庫出年月日ノ記入ヲ受クヘシ藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスルトキ亦同シ

第十五條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失、滅失シタルトキハ當該稅關ニ屆出ツヘシ

前項ノ預證券發見ノ場合ニ於テモ亦同シ

第十六條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失、滅失シタルトキ新證券ノ交付ヲ請ハムトスル者ハ再渡願書ニ除權判決書ノ謄本ヲ添ヘ當該稅關ニ提出スヘシ

第十七條　預證券ノ分割、再渡又ハ書換ヲ請フ者ハ手數料トシテ一通ニ付參拾錢ヲ納付スヘシ

第十八條　官設保稅倉庫藏置ノ貨物引取ノ權利ニ付訴訟アル場合ニ於テ其ノ當事者ヨリ藏置期限ノ延期ヲ請ハムトズルトキハ其ノ期限ヲ豫定シ出訴ノ年月日、事由及出訴シタル裁判所ノ名稱等ヲ記載シタル藏置期限延期願書ヲ稅關ニ提出シ承認ヲ受クヘシ延期豫定期限內ニ訴訟事件終結セサルトキハ更ニ延期ヲ求ムルコトヲ得

第三章　私設保稅倉庫

第十九條　私設保稅倉庫ニ藏置スヘキ貨物ノ種類ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第二十條　保稅倉庫ノ業ヲ營マムトスル者ハ倉庫ノ位置構造棟數坪數藏置スヘキ貨物ノ種類、營業年限ヲ記載シタル書面及倉庫竝附近ノ圖面ヲ添ヘ所轄稅關ヲ經由シテ朝鮮總督ニ願出ヘシ但シ會社ニ在リテハ別ニ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二十一條　私設保稅倉庫營業ノ特許ハ三十年內ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ之ヲ與フルモノトス但シ特許期限ノ延期ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十二條　私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ開業前ニ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ノ寫ヲ添ヘ稅關ニ屆出ツヘシ

第二十三條　擔保ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ徵ス

平家建總坪數二百坪迄
以上百坪迄ヲ增ス每ニ五百圓ヲ加フ
二階建總坪數二百坪迄
以上百坪迄ヲ增ス每ニ七百圓ヲ加フ

第二十四條　私設保稅倉庫坪數ノ增加若ハ構造ノ變更ニ依リ擔保ノ增加ヲ要スルトキハ庫主ハ稅關長ノ指揮ニ從ヒ其ノ增加額ニ相當スル金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ但シ擔保物ノ供託ニ關シテハ第二十二條ノ規定ヲ準用ス

第二十五條　私設保稅倉庫坪數ノ減少又ハ構造ノ變更ニ依リ擔保ニ過剩ヲ生スルトキハ庫主ハ稅關長ニ申出テ其ノ減少ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條　私設保稅倉庫ヲ改築シ構造ヲ變更シ又ハ之ヲ增設シ若ハ減少セムトスルトキハ稅關ノ認許ヲ受クルヲ要ス

第二十七條　私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ其ノ開業前ニ倉庫ノ改築構造變更若ハ增減ノ認許ヲ得タル者ハ工事落成ノトキ稅關ノ檢查ヲ受クヘシ

第二十八條　私設保稅倉庫ノ修繕又ハ造作ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ

第二十九條　私設保稅倉庫ノ庫主ニ於テ營業特許期限內ニ其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ稅關ニ屆出ヘシ

第三十條　私設保稅倉庫營業ノ特許消滅ノトキ其ノ業務ヲ引繼カムトスル者ハ第二十條ノ規定ニ準據シ朝鮮總督ニ願出ヘシ但シ此ノ場合ニ於テ其ノ使用スル倉庫ニ異動ナキモノハ圖面ヲ添附スルヲ要セス

第三十一條　發火質燃燒質又ハ爆發質ノ貨物ハ特ニ其ノ貨物藏置ノ爲設ケタル倉庫ノ外之ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十二條　私設保稅倉庫又ハ其ノ藏置貨物ニ異狀アリタルトキハ直ニ稅關ニ申出テ稅關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

藏置貨物腐敗損傷又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ減却ヲ要スルトキハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ

第三十三條　私設保稅倉庫藏置ノ貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ庫主ハ直ニ稅關ニ屆出テ外國貨物ニ對シテハ輸入稅ヲ納付スヘシ

第三十四條　私設保稅倉庫藏置ノ貨物藏置期限ヲ經過シタルトキハ庫主ハ直ニ該貨物ノ輸入稅ヲ納付スヘシ

第三十五條　私設保稅倉庫ノ庫主自ラ其ノ業務ヲ擔當スル能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ置キ其ノ業務ヲ擔當セシムヘシ

第三十六條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ防火其ノ他藏置貨物ノ保安上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第三十七條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關長ノ指揮ニ從ヒ貨物檢查上必要ノ場所ヲ設ケ器具機械ヲ備ヘ其ノ他相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第三十八條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關官吏ニ對シ貨物檢查上一切ノ利便ヲ與フルノ義務アルモノトス

第三十九條　私設保稅倉庫ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鑰一箇ハ稅關ノ保管ニ付スヘシ

第四十條　私設保稅倉庫ノ開閉又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ稅關官吏ノ立會ヲ受クヘシ

第四十一條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ義務ニ從事スル者ノ氏名ヲ稅關ニ屆出ツヘシ其ノ變更アルトキ亦同シ

第四十二條　庫主ノ屬人及其ノ使用スル人夫ニシテ私設保稅倉庫內若ハ其ノ構內ニ出入スル者ニ付テハ庫主ハ相當ノ取締方法ヲ設クヘシ

第四十三條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ藏置貨物ニ關スル帳簿ヲ設ケ其ノ出入ヲ明カニスヘシ

第四十四條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關ノ要求ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲スヘシ

第四章　雜則

第四十五條　保稅倉庫ノ開扉ハ日出ヨリ日沒迄ノ間ニ限ル

第四十六條　稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開庫願書ヲ稅關ニ提出シ特許ヲ受クヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ一時間迄毎ニ手數料壹圓ヲ納ムヘシ

第四十七條　保稅倉庫法第十七條及第二十七條ノ公告ハ所轄稅關ニ揭示スルノ外三日以上朝鮮總督府官報又ハ其ノ地ノ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第四十八條　貨物庫入ノ日ヨリ起算スル期間ハ庫入免狀交付ノ日ヨリ計算ス

第四十九條　貨主其ノ藏置貨物ノ調査ヲ爲シ又ハ其ノ保存上必要ノ行爲ヲ爲サムトスルトキハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ

第五十條　庫內ニ火氣ヲ入ルルコトヲ得ス燈火ヲ要スルトキハ軍艦用提燈ヲ用フヘシ

第五十一條　本令ニ依ル官設保稅倉庫數料及手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ庫數料又ハ手數料ヲ納付セムトスル者ハ納付書ニ貼附シテ之ヲ提出スヘシ

第五十二條　官設保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ニ係ル運搬費、公告料其ノ他貨物取扱ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

前項ノ請費ニシテ政府ニ辨償スヘキモノハ貨物庫出ノトキ稅關ニ納付スヘシ

第五十三條　官設保稅倉庫ノ藏置貨物取扱ニ從事スル人夫ハ稅關ノ承認ヲ得タル者ニ限ル

第五十四條　本令ニ依リ稅關ニ提出スヘキ申告書、願書及屆書ハ稅關所定ノ書式ニ依ルヘシ

第五十五條　本令ニ於テ稅關又ハ稅關長トアルハ稅關支署管轄內ニ於テハ稅關支署又ハ稅關支署長、稅關出張所所在地ニ於テハ稅關出張所又ハ稅關出張所長トス

第五十六條　本令中輸出入ニ關スル規定ハ朝鮮ト內地、臺灣及樺太トノ間ニ於ケル移出入貨物ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙ほ右施行規則第十條に依る官設保稅倉庫庫數料に關しては、明治四十五年三月府令第五十三號を以て之を定め、同年四月一日より施行したり。但し同令施行の際現に藏置する貨物に就きては舊定率に依るものとす。官設保稅倉庫庫數料定率表左の如し（大正七年四月府令第三十四號を以て定率表中『穀粉』を『穀粉及澱粉』に改む）。

官設保稅倉庫庫數料定率表

番號	品名	一箇月庫數料	番號	品名	一箇月庫數料
一	穀物及種子	毎立方尺 圓 ·〇一〇	十三	金巾、天竺布、白木綿及綿フランネル	毎立方尺 圓 ·〇一五
二	穀粉	同 ·〇一〇	十四	其ノ他ノ布帛及布帛製品	同 ·〇二〇
三	砂糖（アンペラ包又ハ麻袋入ノモノ）	同 ·〇一〇	十五	衣服及附屬品	同 ·〇二〇
四	酒類	同 ·〇二〇	十六	印刷料紙	同 ·〇一五
五	其ノ他ノ飮食物	同 ·〇二〇	十七	其ノ他ノ紙、紙製品及繪畫	同 ·〇二〇
六	鰯粕（各種）	同 ·〇二〇	十八	金屬（條、塊、筒、管、竿及板ノ類ニシテ包裝ナキモノ）	毎百斤 ·〇一〇
七	皮骨角蹄類	同 ·〇二〇	十九	其ノ他ノ金屬及金屬製品	毎立方尺 ·〇二〇
八	藥材、化學藥、製藥及調劑藥	同 ·〇二〇	二十	陶磁器、玻璃及玻璃製品	同 ·〇一五
九	油、脂、蠟及蠟燭	同 ·〇二〇	二十一	鼈甲、象牙、麝香、龍腦及艾片、金液及銀液、白金、貴石及眞珠、懷中時計及同部分品、鉞盤及同部分品、時計及同部分品（航海用ノモノ）、其ノ他ノ貴重品	從價千分ノ五
十	染料、顏料及塗料	同 ·〇二〇			
十一	繩機綠及繩麻綠	同 ·〇一五			
十二	其ノ他ノ絲綫、繩索及同材料	同 ·〇二〇	二十二	別號ニ揭ケサル物品	毎立方尺 ·〇二〇

（備　考）一、一箇月未滿ノ庫數料ハ十五日迄ハ半月分、十五日ヲ超ユルトキハ一箇月分ヲ徵收ス但シ庫入ノ初日ハ日數ニ算入シ庫出ノ日ハ日數ニ算入セス

二、一立方尺未滿ハ一立方尺、百斤未滿ハ百斤トシテ計算ス

朝鮮保稅倉庫令及同施行規則は爾後何等の改正なくして行はれしが、大正九年八月に至り、韓國併合の際に於ける對外宣言に基き、同年制令第二十號を以て他の關稅諸法規と共に同年八月二十八日限廢止せられ、同時に勅令第三百六號を以て同年八月二十九日より關稅法其の他と共に保稅倉庫法を朝鮮に施行したり。唯之が施行に際して同年八月法律第五十三號を以て朝鮮に於ける特例を定めたることは別に說きたる所の如し（第三項第三目參照）。而して右法律第五十三號施行以前朝鮮に於ける保稅倉庫に庫入したる外國貨物には尙ほ從前の輸入稅を課し、又朝鮮保稅倉庫令に依りて爲したる處分手續其の他の行爲は、保稅倉庫法に依り之を爲したるものと看做すこととしたり。

然るに朝鮮に於ける保稅倉庫法の施行に當りては、種々なる事情に因り直ちに內地に於ける同法施行細則を採り難きものあり。依て大正九年八月府令第百十六號を以て別に保稅倉庫法施行規則を定め、同年八月二十九日より之を施行することとし、同規則別表を以て新に官設保稅倉庫庫敷料定率表を定めたり。同規則の全文左の如し。

保稅倉庫法施行規則（大正九年八月二十八日府令第百十六號）

第一章　總則

第一條　保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置セムトスル者ハ稅關ニ庫入申告ヲ爲シ貨物ノ檢査ヲ經庫入免狀ヲ受クヘシ

第二條　藏置貨物ヲ庫移セムトスル者ハ稅關ニ庫移申告ヲ爲シ庫移免狀ヲ受クヘシ

第三條　保稅倉庫ニ藏置シタル內國貨物ニシテ輸出ノ目的ヲ變更シ之ヲ引取ラムトスル者ハ稅關ニ申告シ許可ヲ受クヘシ

第四條　包裝ノ完全ナラサル貨物ハ改裝シタル上ニ非サレハ庫入スルコトヲ得ス

第五條　庫入シタル貨物ノ藏置ニ付テハ稅關官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

第六條　他ノ貨物ヲ傷害又ハ汚損スヘキ虞アル貨物ハ他ノ貨物ト混同シテ藏置スルコトヲ得ス

第七條　一戶前ノ倉庫內ニハ輸入手數未濟貨物ト內國貨物トヲ併セテ藏置スルコトヲ得ス但シ稅關ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスル者ハ其ノ品名及數量ヲ記載シタル書面ヲ稅關ニ提出シ承認ヲ受クヘシ

第二章　官設保稅倉庫

第九條　官設保稅倉庫ニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ非サルモノニ限リ之ヲ藏置スルコトヲ得

一　輸入無稅品

二　巨大ナルモノ及重量ナルモノ

三　損傷腐敗セシモノ又ハ損傷腐敗シ易キモノ

四　發火質燃燒質又ハ爆發質ノモノ

五　倉庫又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキモノ

六　動物及植物

七　不潔物

第十條　官設保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置シタル者ハ貨物庫出ノ際別表ニ依リ庫敷料ヲ納付スヘシ

第十一條　官設保稅倉庫ニ貨物ノ庫入ヲ了シタルトキハ稅關長ハ其ノ署名捺印シタル預證券ヲ庫入申告者ニ交付スヘシ

預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一　貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量

二　庫入ノ年月日

三　庫入申告者ノ住所氏名

四　倉庫所在地及番號

五　輸入手數未濟貨物ニ在リテハ輸入稅額

六　庫數料

第十二條　預證券ハ每品一通トス但シ貨主ノ請求ニ依リ分割スルコトアルヘシ

第十三條　預證券ノ裏書ハ被裏書人ノ氏名又ハ商號、裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス但シ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條　官設保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ一部ヲ庫出セムトスル者ハ預證券ヲ稅關ニ提出シ其ノ庫出シタル貨物ノ箇數、數量及庫出年月日ノ記入ヲ受クヘシ藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスルトキ亦同シ

第十五條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失、滅失シタルトキハ其ノ證券ノ發シタル稅關ニ提出シ新證券ノ交付ヲ請ハムトスル者ハ再渡願書ニ除權判前項ノ預證券發見ノ場合ニ於テモ亦同シ

第十六條　預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失、滅失シタルトキハ其ノ證券ノ發シタル稅關ニ提出スヘシ決書ノ謄本ヲ添ヘ其ノ證券ヲ發シタル稅關ニ提出スヘシ

第十七條　預證券ノ分割、再渡又ハ書換ヲ請フ者ハ手數料トシテ一通ニ付三十錢ヲ納付スヘシ

第十八條　官設保稅倉庫藏置ノ貨物引取ノ權利ニ付訴訟アル場合ニ於テ其ノ當事者ヨリ藏置期限ノ延期ヲ請ハムトスルトキハ其ノ期限ヲ豫定シ出訴ノ年月日、事由及出訴シタル裁判所ノ名稱等ヲ記載シタル藏置期限延期願書ヲ稅關ニ提出シ認可ヲ受クヘシ延期豫定期限內ニ訴訟事件終結セサルトキハ更ニ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十九條　官設保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ニ係ル運搬費、公告料其ノ他貨物取扱ノ費用ハ貨主ノ負擔トス前項ノ諸費ニシテ政府ニ辨償スヘキモノハ貨物庫出ノトキ稅關ニ納付スヘシ

第二十條　官設保稅倉庫ノ藏置貨物取扱ニ從事スル人夫ハ稅關ノ承認ヲ得タル者ニ限ル

第三章　私設保稅倉庫

第二十一條　私設保稅倉庫ニ藏置スヘキ貨物ノ種類ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル前項ノ認可ヲ受ケタル貨物ノ種類ヲ減少セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條　保稅倉庫ノ業ヲ營マムトスル者ハ倉庫ノ位置、構造棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、營業年限ヲ記載シタル書面及倉庫竝附近ノ圖面ヲ添ヘ倉庫ヲ設ケムトスル地ノ所轄稅關ヲ經由シテ朝鮮總督ニ願出ツヘシ但シ會社ニ在リテハ別ニ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二十三條　私設保稅倉庫營業ノ特許ハ三十年內ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ之ヲ與フルモノトス但シ特許期限ノ延期ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十四條　私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ開業前ニ稅關ニ申出テ其ノ倉庫ノ檢查ヲ受クヘシ

第二十五條　私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ開業前ニ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ノ寫ヲ添ヘ稅關ニ屆出ツヘシ

第二十六條　擔保ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ徵ス

平家建總坪數二百坪迄　千圓

以上百坪迄ヲ增ス每ニ五百圓ヲ加フ

二階建總坪數二百坪迄　千五百圓

以上百坪迄ヲ增ス每ニ七百圓ヲ加フ

第二十七條　私設保稅倉庫坪數ノ增加又ハ構造ノ變更ニ依リ擔保ノ增加ヲ要スルトキハ保稅倉庫營業者ハ稅關長ノ指揮ニ從ヒ其ノ增加額ニ相當スル金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ但シ擔保物ノ供託ニ關シテハ第二十五條ノ規定ヲ準用ス

第二十八條　私設保稅倉庫坪數ノ減少又ハ構造ノ變更ニ依リ擔保ニ過剩ヲ生スルトキハ保稅倉庫營業者ハ稅關長ニ申出テ其ノ減少ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條　私設保稅倉庫ヲ改築シ、構造ヲ變更シ又ハ之ヲ增設シ若ハ減少セムトスルトキハ保稅倉庫營業

者ハ稅關ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタル者ハ其ノ工事落成シタルトキハ稅關ノ檢査ヲ受クヘシ

第三十條　私設保稅倉庫ノ修繕又ハ造作ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ保稅倉庫營業者ハ稅關ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條　保稅倉庫營業者特許期限內ニ其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨ヲ稅關ニ屆出ツヘシ

第三十二條　私設保稅倉庫營業ノ特許消滅ノトキ其ノ業務ヲ引繼カムトスル者ハ第二十二條ノ規定ニ準據シ朝鮮總督ニ願出ツヘシ但シ此ノ場合ニ於テ其ノ使用スル倉庫ニ異動ナキモノハ圖面ヲ添附スルヲ要セス

第三十三條　發火質燃燒質又ハ爆發質ノ貨物ハ特ニ其ノ貨物藏置ノ爲設ケタル倉庫ノ外之ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十四條　私設保稅倉庫又ハ其ノ藏置貨物ニ異狀アリタルトキハ直ニ稅關ニ申出テ稅關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

藏置貨物腐敗、損傷又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ減却ヲ要スルトキハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ

第三十五條　私設保稅倉庫藏置ノ貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ保稅倉庫營業者ハ直ニ外國貨物ニ對スル輸入稅ヲ納付スヘシ

第三十六條　私設保稅倉庫藏置ノ貨物藏置ノ期限ヲ經過シ貨主其ノ貨物ヲ引取ラサルトキハ保稅倉庫營業者ハ直ニ該貨物ノ輸入稅ヲ納付スヘシ

第三十七條　保稅倉庫營業者自ラ其ノ業務ヲ擔當スル能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ置キ其ノ業務ヲ擔當セシムヘシ

第三十八條　保稅倉庫ノ營業者ハ防火其ノ他藏置貨物ノ保安上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第三十九條　保稅倉庫營業者ハ稅關長ノ指揮ニ從ヒ貨物檢查上必要ノ場所ヲ設ケ器具、機械ヲ備ヘ其ノ他相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第四十條　保稅倉庫營業者ハ稅關官吏ニ對シ貨物檢查上一切ノ利便ヲ與フルノ義務アルモノトス

第四十一條　私設保稅倉庫ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鑰一箇ハ稅關ノ保管ニ付スヘシ

第四十二條　私設保稅倉庫ノ開閉又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ稅關官吏ノ立會ヲ受クヘシ

第四十三條　保稅倉庫營業者ハ其ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ヲ稅關ニ屆出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第四十四條　保稅倉庫營業者ハ其ノ雇人及使用スル人夫ニシテ私設保稅倉庫內又ハ其ノ構內ニ出入スル者ニ付相當ノ取締方法ヲ設クヘシ

第四十五條　保稅倉庫營業者ハ藏置貨物ニ關スル帳簿ヲ設ケ其ノ出入ヲ明カニスヘシ

第四十六條　保稅倉庫營業者ハ稅關ノ要求ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲スヘシ

第四章　雜則

第四十七條　保稅倉庫ノ開扉ハ日出ヨリ日沒迄ノ間ニ限ル

第四十八條　稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開庫願書ヲ稅關ニ提出シ特許ヲ受クヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ手數料トシテ一時間迄每ニ一圓ヲ納付スヘシ

第四十九條　保稅倉庫法第十七條及第二十七條ノ公告ハ所轄稅關ニ揭示スルノ外三日以上朝鮮總督府官報又ハ稅關所在地ノ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第五十條　貨物庫入ノ日ヨリ起算スル期間ハ庫入免狀交付ノ日ヨリ計算ス

第五十一條　貨主其ノ藏置貨物ノ檢查ヲ爲シ又ハ其ノ保存上必要ノ行爲ヲ爲サムトスルトキハ稅關ノ承認ヲ受クヘシ

第五十二條　庫內ニ火氣ヲ入ルルコトヲ得ス燈火ヲ要スルトキハ軍艦用提燈ヲ用ウヘシ

當ノ設備ヲ爲スヘシ

第五十三條　本令ニ依ル官設保稅倉庫庫敷料及手數料ハ收入印紙ヲ以テ庫敷料又ハ手數料ヲ納付セムトスル者ハ納付書ニ貼附シテ之ヲ提出スヘシ

第五十四條　本令ニ依リ稅關ニ提出スヘキ申告書、願書及屆書ハ稅關所定ノ書式ニ依ルヘシ

第五十五條　本令ニ於テ稅關又ハ稅關長トアルハ稅關支署ノ管轄內ニ在リテハ稅關支署又ハ稅關支署長、稅關出張所又ハ稅關出張所長トス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前保稅倉庫ニ庫入シタル貨物ノ敷料ニ付テハ仍舊令ニ依ル

（別表）官設保稅倉庫庫敷料定率表

番號	品名	一箇月庫敷料	
一	穀類、豆類及種子	每百斤	圓 ·〇三〇
二	穀粉及澱粉類		
	一　袋入ノモノ	每百斤	·〇三〇
	二　其ノ他	每立方尺	·〇一五
三	蔬菜、果實及核子	同	·〇三〇
四	茶、珈琲及コーコー	同	·〇三〇
五	乳製品（人造バター ヲ含ム）	同	·〇三〇
六	粗糖及精糖	每百斤	·〇三〇
七	酒類	每立方尺	·〇三〇
八	毛皮及革類		
	一　箱入ノモノ	每立方尺	·〇二〇
九	油、脂、蠟及其ノ製品	每百斤	·〇三〇
一〇	藥材、化學藥、製藥及其ノ調合品	同	·〇三〇
一一	染料及顏料	同	·〇三〇
一二	塗料及塡充料	同	·〇三〇
一三	絲糸及繩索	同	·〇三〇
一四	布帛及布帛製品（衣類ヲ含ム）	同	·〇三〇
一五	製紙用パルプ及紙類	同	·〇三〇
一六	寫眞用紙	同	·〇三〇
一七	紙製品及繪畫	同	·〇三〇
一八	寫眞用乾板	同	·〇三〇
一九	硝子板	同	·〇二〇
二〇	其ノ他ノ硝子及製品、陶磁器	同	·〇三〇
二一	鐵		
	一　塊、條、竿、板及線（車金屬ヲ鐵シタルモノ共）	每百斤	·〇一五
	二　線索、筒及管	同	·〇三〇
二二	銅	同	·〇一五
二三	錫	同	·〇一五
二四	鉛及亞鉛	同	·〇一五
二五	釘、リベット、螺旋釘類	每立方尺	·〇三〇
二六	金屬製品	同	·〇三〇
二七	置時計及掛時計	同	·〇三〇
二八	車輛、機械類及同部分品	同	·〇三〇
二九	懷中時計及同部分品	從價	千分ノ五
三〇	寶石、眞珠、珊瑚、同製品、貴金屬製品、貴金屬ヲ鍍シタル銅貨類	同	
三一	別號ニ揭ケサル物品	每立方尺	·〇三〇

（備考）一　一月未滿ノ庫敷料ハ十五日迄ハ半月分、十五日ヲ超ユルトキハ一月分ヲ徵收ス但シ日數ノ算出ニハ庫入ノ日ハ之ヲ算入シ庫出ノ日ハ之ヲ算入セス

二　一立方尺未滿ハ一立方尺、百斤未滿ハ百斤トシテ計算ス

右保稅倉庫法施行規則は其の後次の如き數次の改正を經て大正の末年に及びたり。卽ち先づ大正十年五月十七日府令第八十八號を以て、私設保稅倉庫營業の特許消滅のとき其の業務の引繼方を規定せる第三十二條の但書を削除し、第四十七條『保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開庫願書ヲ稅關ニ提出シ特許ヲ受クヘシ但シ關稅法第二十六條ノ特許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ手數料トシテ一時間迄毎ニ一圓ヲ納付スヘシ』と改め、稅關の休日に於ける保稅倉庫の開扉を定めたる第四十八條ヲ削除し、第五十二條に於て庫內に燈火を要するとき『軍艦用提燈』を用ふべしと定めたるを『稅關ノ許可ヲ受ケタルモノ』に改め、卽日より之を施行したり。次で同年七

月四日府令第百十號を以て、官設保稅倉庫に貨物の庫入を了したるとき稅關長が庫入申告者に交付すべき預證券の記載事項を定めたる第十一條第二項第五號中『輸入稅額』の下に『又ハ輸入稅率』を加へ、卽日より之を施行したり。更に又大正十一年三月二十九日府令第三十一號を以て、別表の官設保稅倉庫庫敷料定率表の備考の一中『庫出ノ日ハ』の下に『庫入ノ日ニ庫出スル場合ヲ除クノ外』を加へ卽日より之を施行したり。

第二目　假置場

朝鮮に於ては久しく假置場の設置を見ざりしも、大正九年八月一般關稅制度の刷新を機とし、關稅法其の他と共に假置場法を朝鮮に施行するに及び、始めて釜山稅關構內及清津稅關支署構內に之を設置したり。而して右假置場法の施行と共に、同年八月法律第十三號を以て關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及假置場法等の朝鮮に於ける特例に關して規定したるも、假置場法に關しては同法中大藏大臣又は主務大臣とあるは朝鮮總督とするの外特例とすべきものなし（第三項第三目參照）。唯之が施行規則に就きては朝鮮に於ける特殊事情竝に行政法域を異にする關係に鑑み、直に內地の規則を採るべからざるものあるを以て、同年八月府令第百十七號を以て左の如く假置場法施行規則を定め、同月二十九日より之を施行したり。

假置場法施行規則（大正九年八月二十八日府令第百十七號）

第一條　假置場法第一條第二項ニ依リ左ノ各地ニ假置場ヲ置ク

釜山稅關構內

淸津稅關支署構內

第二條　假置場法第十一條ニ依リ貨物移入ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ外國貨物ニ付テハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及藏置ノ目的、內國貨物ニ付テハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告スヘシ

第三條　外國貨物ト內國貨物トハ區別シテ藏置スルコトヲ要ス

第四條　貨物ノ改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ貨物ニ加工シ又ハ貨物ヲ製造ノ原料ニ使用セムトスルトキハ其ノ貨物竝其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、作業ノ種類及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第五條　前條ノ作業ヲ終リタルトキハ相當期間內ニ其ノ旨ヲ稅關ニ申告シ檢査ヲ受クヘシ但シ加工又ハ製造ヲ爲シタル場合ニ於テハ加工又ハ製造シタル物品及副產物ノ品名、數量、價格竝加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ品名、內外國貨物ノ區別、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テスルコトヲ要ス

第六條　前二條ノ規定ハ內國貨物ノミヲ以テ作業ヲ爲ス場合ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ稅關長ハ之ヲ適用セサルコトヲ得

第七條　內國貨物ヲ假置場ヨリ移出セムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告シ許可ヲ受クヘシ

第八條　藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスル者ハ貨物ノ記號、番號、品名及移入ノ年月日竝取出サムトスル見本ノ數量ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申請シ承認ヲ受クヘシ

第九條　假置場法第六條第一項但書ニ依リ貨物藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスル者ハ其ノ貨物ノ記號番號、品名、箇數、數量、延長期間及事由ヲ記シタル申請書ヲ稅關ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

假置場法第六條第二項ニ依リ稅關長ノ指定シタル藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第十條　官設假置場ニハ左ニ揭クル物品ヲ藏置スルコトヲ得ス但シ稅關長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラス

一　發火質、燃燒質又ハ爆發質ノモノ
二　建物又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキモノ
三　動物及植物
四　不潔物
五　巨大ナルモノ及重量ナルモノ

第十一條　官設假置場ヲ使用スル者ハ貨物ヲ移出スルトキ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

藏置貨物五十斤又ハ一立方尺迄毎ニ　一月　一錢五厘

一月未滿ノ使用料ハ十五日迄ハ半月分、十五日ヲ超ユルトキハ一月分ヲ徵收ス但シ日數ノ計算ニハ移入ノ日ハ之ヲ算入シ移出ノ日ハ之ヲ算入セス

第一項ノ使用料ハ重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物ニ在リテハ重量ニ依リ其ノ他ニ在リテハ容積ニ依リ之ヲ徵收ス但シ徵收上便宜ト認ムルトキハ重量ニ依ルヘキモノヲ容積ニ依リ容積ニ依ルヘキモノヲ重量ニ依リ徵收スルコトヲ得

第十二條　假置場私設ノ特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ地區ノ位置、面積、建設物ノ構造、棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、作業ノ種類及特許年限ヲ記シタル書面ニ地區、建設物及附近ノ圖面ヲ添附シ所轄稅關ヲ經由シテ朝鮮總督ニ出願スヘシ但シ出願人會社ナルトキハ仍定款ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十三條　內國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ記シタル文書ヲ以テ所轄稅關ヲ經由シ朝鮮總督ニ出願スヘシ

第十四條　假置場私設ノ特許期限ハ特許ノ日ヨリ二十年以內トス但シ朝鮮總督ハ申請ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第十五條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者其ノ地區ノ面積ヲ增減シ又ハ建設物ノ位置構造若ハ坪數ヲ變更セムトスルトキハ稅關ノ認許ヲ受クヘシ

第十六條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者特許期限內ニ廢業セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅關ヲ經由シテ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第十七條　假置場私設ノ特許消滅シタルトキハ其ノ業務ヲ引繼カムトスル者ハ第十二條ノ規定ニ準據シ朝鮮總督ニ出願スヘシ但シ此ノ場合ニ於テ其ノ使用スル地區及建設物ニ異動ナキトキハ圖面ヲ添附スルヲ要セス

第十八條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者藏置貨物ノ種類又ハ作業ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シテ朝鮮總督ノ認許ヲ受クヘシ

第十九條　內國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケタル者其ノ作業ノ種類又ハ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シ朝鮮總督ノ認許ヲ受クヘシ

第二十條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ稅關長ノ指揮ニ從ヒ貨物ノ檢查及監督上必要ノ場所ヲ設ケ器具機械ヲ備ヘ其ノ他相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十一條　私設假置場ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鑰一箇ハ稅關ノ保管ニ付スヘシ

第二十二條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ假置場ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ヲ稅關ニ屆出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第二十三條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ雇人及使用スル人夫ニシテ假置場ノ構內ニ出入スル者ニ付相當ノ取締ヲ爲スヘシ

第二十四條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　假置場ニ移入シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格及移入ノ年月日
二　改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シタル貨物及之ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格、手入ノ種類及檢查濟ノ年月日
三　加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數及數量

四　加工又ハ製造シタル物品竝副産物ノ品名、數量及檢査濟ノ年月日
五　假置場ヨリ移出シタル貨物ノ記號、番號、品名、內外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格、移出ノ目的及移出ノ年月日

第二十五條　假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ稅關ノ要求ニ從ヒ其ノ事業ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲スヘシ
第二十六條　稅關官吏ハ貨物ノ加工又ハ製造ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス
第二十七條　本令ニ於テ稅關又ハ稅關長トアルハ稅關支署ノ管轄內ニ在リテハ稅關支署又ハ稅關支署長稅關出張所所在地ニ在リテハ稅關出張所又ハ稅關出張所長トス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

右は其の後大正十一年三月に至り府令第三十二號を以て次の如く改正、以て大正の末年に及びたり。

府令第三十二號（大正十一年三月二十九日）

假置場法施行規則中左ノ通改正ス

第十一條第二項中「移出ノ日ハ」ノ下ニ「移入ノ日ニ移出スル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ
第十一條ノ二　官設假置場內ノ土地又ハ建物ヲ專用スル者ハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

土地	一坪迄每ニ	一月　五十錢
建物	同	同　一圓

土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ必要ト認ムルトキハ前項ノ使用料ヲ低減スルコトアルヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三目　保稅通路

關稅法第三十九條ノ二は『外國貨物ノ陸路ニ由ル運送ハ命令ヲ以テ定メタル通路ニ由ルヘシ』と規定せるが、明治四十五年三月朝鮮關稅令を公布し、原則として關稅法の規定を朝鮮に施行することとなるや、之に伴ひ同年三月府令第五十一號を以て左の如く保稅地域間の運送通路を定めたり。

府令第五十一號（明治四十五年三月二十八日）

朝鮮ニ於ケル保稅地域間ノ運送通路左ノ通之ヲ定ム

一　朝鮮總督府鐵道局所管ノ鐵道線路
二　鎭南浦ヨリ平壤ニ至ル大同江水路

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右運送通路は爾後屢〻改正追加あり、卽ち先づ大正二年三月府令第十八號を以て左の如く追加し、四月一日より施行したり。

三　清津ヨリ會寧ニ至ル輕便鐵道線路又ハ其ノ沿線道路
四　清津ヨリ雄基ニ至ル直航水路及雄基ヨリ下汝坪ニ至ル道路
五　清津ヨリ雄基ニ至ル直航水路及雄基ヨリ阿吾地ヲ經テ新阿山ニ至ル道路

翌三年四月府令第四十一號を以て更に左の一號を追加し、五月一日より施行したり。

六　清津ヨリ豆滿江沿岸龍洞ニ至ル水路

尋いで大正五年十一月に至り府令第九十五號を以て、前揭第三號を『清津會寧間ノ道路又ハ朝鮮總

督府鐵道局所管ノ鐵道線路及其ノ線路未設ノ場所ニ在ル輕便鐵道線路若ハ通路』に改め、同月十五日より施行し、翌六年十二月府令第九十八號を以て第一號中『朝鮮總督府鐵道局』を『朝鮮總督府』に改め且第三號を削除し、同月十八日より施行し、更に八年十二月府令第百九十七號を以て左の一號を追加し、十二月二十五日より之を施行したり。

七　會寧ヨリ三峰洞ニ至ル輕便鐵道線路

然るに大正九年八月に至り、關稅法及保稅倉庫法を朝鮮に施行せらるることとなるや、保稅倉庫法第四條の『保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通路ニ依ルヘシ』との規定に基き、新に保稅通路の指定を必要とするに至りしが、右に關しては前記關稅法第三十八條ノ二に依る運送通路と共通に指定することと爲し、同年八月府令第百二十二號を以て左の如く公布したり。其に於て前揭明治四十五年府令第五十一號は自然消滅に歸したり。

府令第百二十二號（大正九年八月二十八日）

關稅法第三十九條ノ二及保稅倉庫法第四條ニ依ル保稅地域間ノ運送通路ハ左ノ如シ

一　國有鐵道及國有鐵道ト連絡シテ運送ヲ爲ス場合ニ於ケル釜山下關間直航水路

二　鎭南浦ヨリ平壤ニ至ル大同江水路

三　清津ヨリ雄基ニ至ル直航水路及雄基ヨリ下汝坪ニ至ル道路

四　清津ヨリ雄基ニ至ル直航水路及雄基ヨリ阿吾地ヲ經テ新阿山ニ至ル道路

五　清津ヨリ豆滿江沿岸龍洞ニ至ル水路

六　會寧ヨリ三峰洞ニ至ル輕便鐵道線路

朝鮮ト內地、臺灣及樺太トノ間ニ於ケル移出入貨物ノ保稅地域間ノ運送通路亦前項ニ同シ但シ釜山下關間ノ直航水路ヲ除ク

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

右は其の後、次の如き數次の改正を經、以て大正末年に及びたり。即ち先づ大正十年五月府令第九十四號を以て第一項第三號及第四號中『清津ヨリ雄基ニ至ル直航水路及』を削り、第五號を『五　清津又ハ雄基ヨリ豆滿江沿岸土里ニ至ル直航水路及土里ヨリ龍堂ニ至ル豆滿江水路』と改め、同年六月一日より之を施行し、又同年十二月十二日府令第百五十六號を以て第一項第六號の次に『七　朝鮮總督府所管鐵道船橋里停車場ニ於テ同鐵道ト直通スル大日本製糖株式會社專用鐵道線路』なる一號を加へ即日より之を施行し、更に大正十一年十二月二十九日府令第百五十八號を以て第一項第六號中『三峰洞』を『鐘城』と改め、又大正十三年十二月一日府令第七十五號を以て第六號中『鐘城』を『潼關鎭』と改め、夫即日より之を施行したり。

第五項　陸接國境關稅

第一目　陸接國境關稅制度

既に述べたるが如く、朝鮮に於ける關稅制度は明治四十五年四月朝鮮關稅令及關係諸法規の制定實施に依り、其の面目を一新したり。然るに鴨綠江及豆滿江流域の陸接國境地方に於ける貨物の輸出入に關しては未だ法規の見るべきものなく、當時制定の朝鮮關稅令に於ても其の附則第二項を以て『平安北道義州府水口鎭ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ由ル貨物ノ輸出入ニ關シテハ當

分ノ內仍從前ノ例ニ依ル』と規定したり。斯くて此の地方の輸出入貨物に對しては從來の制度を踏襲して、貨物稅又は沿江稅と稱するものを賦課したるに過ぎず。然し乍ら斯くの如きは開港に依る貿易貨物との間に統一を缺き、且つ負擔の公平を得る所以に非ざるを以て、大正二年三月に至り制令第二號を以て左の如く朝鮮陸接國境關稅令を公布し、同時に府令第十七號を以て其の施行期日を同年四月一日と定めたり。

朝鮮陸接國境關稅令（大正二年三月十日制令第二號）

第一條　平安北道義州府水口鎭ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入ニ關シテハ本令ニ依ル

第二條　陸接國境ニ於テハ朝鮮總督ノ特ニ指定スル地點ニ由ルノ外貨物ノ輸入又ハ輸出ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ揭クルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具

二　朝鮮總督ノ定ムル陸接國境鄰接地域內ノ住民カ其ノ地域內ニ於テ收穫又ハ生產シタル物品但シ自ラ輸出入スルモノニ限ル

三　前號住民ノ作業ニ必要ナル物品但シ自ラ輸出入スルモノニ限ル

朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ揭クル物品ノ輸出入ニ相當ノ制限ヲ附スルコトヲ得

第三條　陸接國境ニ由リ輸入スル貨物ノ關稅ニ關シテハ朝鮮關稅定率令ヲ準用ス但シ前條第一項各號ノ規定ニ依リ輸入スル物品ニハ輸入稅ヲ免除ス

第四條　朝鮮總督ハ貨物ノ六月以上ノ平均價格ニ依リ換算シ從價稅ヲ從量稅ト爲スコトヲ得

前項ノ從量稅ハ物品ヲ細別シ又ハ風袋込ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第五條　貨物ノ輸出入、積戻又ハ運送ニ關スル手續ハ陸接國境ニ於ケル其ノ最初ノ到著地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第六條　第二條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル輸出入ノ制限ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七條　本令ニ定ムルモノノ外陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入ニ關シテハ朝鮮關稅令ヲ準用ス但シ朝鮮總督ハ土地ノ情況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ貨物ノ輸出入、積戻又ハ運送ニ關スル手續ニ付省略ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

卽ち平安北道義州府水口鎭より咸鏡北道豆滿江口に至る陸接國境に於ては、特定の物品を除き、朝鮮總督の指定する地點に依るの外貨物の輸出入を爲すことを禁じ、而して右陸接國境に依り輸入する貨物の關稅に關しては朝鮮關稅定率令を準用するを原則とし、本令に定むるものの外陸接國境に於ける貨物の輸出入に關しては朝鮮關稅令を準用し、努めて開港に依る貿易との間に統一を圖らんとしたるものなり。本令の實施は朝鮮に於て全く創始のことに屬したるも、諸般の措置機宜に適し當該地方の貿易の秩序を維持し、其の健全なる發達に資することを得たり。

然るに大正九年八月に至り關稅法、關稅定率法其の他の關稅諸法規を朝鮮に施行することとなるや、之と同時に法律第五十三號を以て此等關稅法等の朝鮮に於ける特例に關する規定を公布し、其の第五條乃至第七條に於て陸接國境關稅に關する規定を設け、同年八月二十九日より之を實施したり。玆に於てか從來の朝鮮陸接國境關稅令は其の必要なきに至りしを以て、之と同時に制令第二十號を以て廢止せられたり。右大正九年法律第五十三號及其の施行規則に就ては旣に本款第二項及第三

項中に之を掲げしを以て、茲には關係條項のみを掲出するに止むべし。

法律第五十三號（大正九年八月七日）（抄錄）

第五條　平安北道新義州停車場ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ朝鮮總督ノ指定スル地點ニ由ルノ外貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入、積戻又ハ運送ニ關スル手續ハ朝鮮總督ノ指定スル場合ヲ除クノ外最初ノ到著地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第六條　左ニ揭クル物品ハ平安北道義州郡水口鎭ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス之カ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得但シ朝鮮總督ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　鐵道旅客以外ノ旅客ノ用品及職業上必要ナル器具

二　朝鮮總督ノ定ムル陸接國境鄰接地域內ノ住民カ其ノ地域內ニ於テ收穫又ハ生產シタル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

三　前號ノ住民カ前號ノ地域內ニ於テ爲ス作業ニ必要ナル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸出スルモノ

第七條　前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入スル物品ニ付テハ關稅法ヲ適用セス

以上の陸接國境關稅に關する規定に就ては、爾後何等の改正もなくして大正末年に至れり。

第二目　輸入物品從量稅目の指定

大正二年制令第二號朝鮮陸接國境關稅令第四條は、朝鮮總督は陸接國境に由り輸入する貨物に就ては、右貨物の六月以上の平均價格に依り換算して、從價稅を從量稅と爲すことを得るものと規定せり。依て右に基き同年十一月府令第百五號を以て左の如く輸入物品の從量稅目を定めたり。

府令第百五號（大正二年十一月二十七日）

朝鮮、陸接國境關稅令第四條ニ依リ輸入物品從量稅目左ノ通定ム

輸入物品從量稅目

稅表番號	品名	單位	稅率	輸入稅表番號	品名	單位	稅率
	第一類				六　果實		
	一　穀物				一、生果		
	米	每百斤	圓 ・五〇二	一〇	砂糖　各種	每百斤	・〇九八
	大麥	每百斤	・〇九八	一二	氷砂糖	每百斤	・一八〇
	小麥	每百斤	・一八〇	一三	菓子類	每百斤	・〇七四
	燕麥	每百斤	・〇七四	一九	魚介類	每百斤	・一五一
	粟	每百斤	・一五一		一、生鮮ナルモノ	每百斤	・一五六
	黍	每百斤	・一五六		二、乾、鹽漬又ハ貯藏シタルモノ	每百斤	・一二六
	高粱	每百斤	・一二六		乾魚又ハ鹽魚	每百斤	・一一一
	玉蜀黍	每百斤	・一一一				
	二　豆類						
	大豆	每百斤	・一三三	二二	鹽	每百斤	・五八〇
	小豆	每百斤	・一八八	二九	麥酒	每百斤	・一三八
	三　穀粉及澱粉類				繰入ノモノ	大繰每打又ハ小繰每二打	・二一二
	小麥粉	每百斤	・三六〇	三二	酒精及蒸餾酒		
	第二類				二、樽入、繰入各種		
	五　蔬菜（生、乾、鹽漬又ハ貯藏シタルモノ）				燒酎	每斤	・〇三〇
				三四	煙草　各種		

	葉煙草	毎斤	円 ○・一八
	第四類		
五二	植物性油		
	二、其ノ他		
	大豆油	毎斤	・○○九
五五	石油及其ノ他ノ礦物性油		
	石油	毎十ガロン	・二一一
五八	蠟燭	毎斤	・○一七
	第五類		
五九	人蔘（紅、白、精、粗ヲ別タス）	毎斤	・○四一
	第六類		
七五	染料、顔料及彩料（別號ニ掲ケサルモノ）	毎斤	・○五五
	アニリン染料、アリザリン染料其ノ他類似ノコールタール染料	毎斤	・○四一
	第七類		
七八	實綿及繰綿	毎斤	・○二一
八二	繊絲各種（綿、毛、大麻等ニテ製シタルモノ）	毎斤	・○二三
	綿絲（英式番手二十四番ヲ超エサルモノ）	毎斤	・○二三
	第八類		
八七	綿製品		
	生金巾及生シーチング（長四十ヤード幅四十二吋ヲ超エサルモノ）	毎段	円 ・四六四
	晒金巾及晒シーチング（長四十ヤード幅四十二吋ヲ超エサルモノ）	毎段	・五三六
	ブランケット及ラッグ綿ブランケット	毎斤	・○三四
	第九類		
一〇六	靴及其ノ他ノ履物		
	支那靴	毎足	・○三〇
	第十五類		
一六四	木材（別號ニ掲ケサルモノ）		
	一、軟木		
	板	毎坪（六尺平方）	・○九二
	其ノ他	毎百才（尺角二間）	・一四二
一六九	木炭及骨炭		
	木炭	毎百斤	・○八二
	マッチ	毎グロス	・○一九
一九四	別號ニ掲ケサル生粗品又ハ未製品		
二〇一	生牛	毎頭	二・七六七
	薪材	毎百斤	・○一〇
	麩子	毎斤	・○○六

附　則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右從量稅目は大正六年二月に至り府令第十二號を以て更に左の如く改定せられ、同時に前揭大正二年府令第百五號は廢止せられたり。

府令第十二號（大正六年二月二十二日）

朝鮮陸接國境關稅令第四條ニ依リ輸入物品從量稅目左ノ通定ム

輸入物品從量稅目

輸入稅表番號	品名	單位	稅率
	第一類		
	一　穀物		
	米	毎百斤	円 ・三二〇
	大麥	毎百斤	・〇九三
	小麥	毎百斤	・一九七
	燕麥	毎百斤	・〇六三
	玄粟	毎百斤	・一三三
	精粟	毎百斤	・一九三
	稗	毎百斤	・一〇〇
	黍	毎百斤	・二一八
	高粱	毎百斤	・一二九
	玉蜀黍	毎百斤	・一一〇
	蕎麥	毎百斤	・一七三
二	豆類		
	大豆	毎百斤	・一〇二
	小豆	毎百斤	・一五七
	落花生豆	毎百斤	・二九七
三	穀粉及澱粉類		
	小麥粉	毎百斤	・三九二
	第二類		
八	胡椒（粉末ニセサルモノ）	毎斤	・〇二三
	砂糖各種	毎斤	・〇一二
一二	氷砂糖	毎斤	・〇二三
一四	素麺、餛飩及其ノ他ノ麺類		
	支那素麺	毎百斤	・七七一
一六	醤油	毎升	・〇一一

二二	醤	毎百斤	円 ・一三八	
二五	ラムネ、ジンジャービーア、曹達水及鑛水等ノ如キ諸飲料	毎打	・〇八五	
二六	飲食物（別號ニ掲ケサルモノ）			
	生卵	毎斤	・〇〇九	
二九	麥酒	毎升	・〇六〇	
	輸入ノモノ			
三二	酒精及蒸溜酒			
	二 樽入、輸入各種	毎升	・〇九〇	
三四	燒酎	毎升	・二一〇	
	煙草各種			
	葉煙草	毎斤	・〇二二	
	第三類			
三六	皮類			
	一 生又ハ治理セサルモノ			
	牛皮	毎百斤	・八四五	
	第四類			
五二	植物性油			
	二 其ノ他			
	大豆油	毎百斤	・八二七	
五五	石油及其ノ他ノ礦物性油			
	石油	毎十ガロン	・二一一	
五八	蠟燭	毎斤	・〇二六	
	第五類			
五九	人蔘（紅、白、精、粗ヲ別タス）			
	白蔘	毎斤	円 ・〇六五	
	第六類			
七五	染料、顏料及彩料（別號ニ掲ケサルモノ）			
	アニリン染料、アリザリン染料其ノ他類似ノ「コールタール」染料	毎斤	・〇四一	
	第七類			
七八	實綿及繰綿	毎斤	・〇二〇	
八〇	繭			
	柞蠶繭	毎斤	・〇四〇	
八二	機絲各種（綿、毛、大麻等ニテ製シタルモノ）			
	綿絲	毎斤	・〇二五	
	第八類			
八七	綿製品			
	生金巾及生シーチング	毎斤	・〇四八	
	晒金巾及晒シーチング	毎斤	・〇七二	
	更紗	毎斤	・一二二	
九一	絹製品（別號ニ掲ケサルモノ）			
	絹綿	毎斤	・一三六	
九七	ブランケット及ラツグ			
	綿ブランケット	毎斤	・〇五三	

一〇六	靴及其ノ他ノ履物			
	朝鮮草鞋	毎足	・〇	
	麻製ノモノ	毎足	・〇	
	其ノ他	毎足	・〇	
	支那靴	毎足	・〇	
	護謨製短靴	毎足	・〇	
	第十一類			
一一七	石炭及コークス			
	石炭	毎百斤	・〇	
一二七	石灰	毎百斤	・〇	
	第十五類			
一六四	木材（別號ニ掲ケサルモノ）			
	一 軟木			
	板			
	厚一寸ヲ超エサルモノ	毎（六尺平方）坪	・〇	
	厚二寸ヲ超エサルモノ	毎（六尺平方）坪	・一三五	
一六九	木炭及骨炭			
	木炭	毎百斤	・〇六九	
一七六	傘			
	二 其ノ他			
	洋傘	毎箇	・〇六〇	
一九四	マッチ	毎グロッス（十二打）	・〇二一	
一九七	油粕			
	豆粕	毎百斤	・一〇一	
二〇一	別號ニ掲ケサル生粗品又ハ未製品			
	生牛	毎頭	一・三二九	
	生馬	毎頭	一・一二八	
	生豚	毎百斤	・四八四	
	薪材	毎百斤	・〇一一	
	鬱子	毎百斤	・六七五	
	栗稈	毎百斤	・〇二五	
	其ノ他	毎百才（尺角二間）	・一六三	

附則

本令ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年朝鮮總督府令第百五號ハ之ヲ廢止ス

然るに大正九年八月に至り關稅法・關稅定率法等の朝鮮施行に伴ひ、既述の如く朝鮮陸接國境關稅令は同年八月二十八日限り廢止せられしを以て、前揭從量稅目の指定に關する大正六年府令第十二

號は自然消滅に歸したり。

第三目　輸出入地點の指定

朝鮮陸接國境關稅令第二條の規定に依れば、陸接國境に於ては朝鮮總督の特に指定する地點に由るの外、貨物の輸入又は輸出を爲すことを得ざるものなり。依て右規定に基き大正二年三月告示第五十六號を以て左の如く、貨物の輸入又は輸出を爲すことを得る地點を指定したり。

咸鏡北道慶興郡下汝坪	平安北道昌城郡私倉浦
咸鏡北道慶源郡新阿山	平安北道碧潼郡碧團
咸鏡北道慶源郡慶源	平安北道楚山郡新島場
咸鏡北道穩城郡訓戎鎭	平安北道江界郡高山鎭
咸鏡北道穩城郡穩城	平安北道慈城郡中江鎭

尙朝鮮陸接國境關稅令第二條但書を以て、朝鮮總督の定むる陸接國境隣接地域內の住民が、其の地域內に於て收穫又は生產したる物品又は其の作業に必要なる物品にして、自ら輸出入するものに就きては、特に指定する地點に依らざることを得るものと定めしが、右規定に基き大正二年三月告示第五十七號を以て、右陸接國境隣接地域とは國境より各二里以內の地域を謂ふものと定めたり。

朝鮮陸接國境關稅令第二條に據り貨物の輸出入を爲し得る地點は、其の後大正二年七月に至り告示第二百十一號を以て更めて左の如く指定したり。

平安北道義州府淸城鎭	平安北道江界郡滿浦鎭
平安北道渭原郡舊邑	平安北道慈城郡慈城江口

然るに翌大正三年四月に至り告示第百二十一號を以て、更に左の如く右地點を指定したり。

咸鏡北道慶興郡土里	咸鏡北道茂山郡三長面
咸鏡北道慶興郡古邑	咸鏡南道三水郡仁遮堡
咸鏡北道慶源郡龍洞	咸鏡南道三水郡羅暖堡
咸鏡北道茂山郡下社地	平安北道慈城郡舊城洞
咸鏡北道茂山郡西江村	平安北道厚昌郡厚州古邑

越えて大正八年十二月に至り告示第三百四十九號を以て、右地點中に更に『咸鏡北道鐘城郡南山面三峰洞』を追加指定したり。

然るに大正九年八月に至り既述の如く、從來の朝鮮陸接國境關稅令を廢止すると共に、同年法律第五十三號第五條乃至第七條を以て陸接國境關稅に關して規定せしを以て、同年八月府令第百二十一號を以て左の如く『陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入ニ關スル件』を公布し、更めて陸接國境に於て貨物の輸出入を爲し得る地點、竝に陸接國境隣接地域の區域に就て規定したり。

府令第百二十一號（大正九年八月二十八日）

陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　大正九年法律第五十三號第五條ニ依リ貨物ノ輸入又ハ輸出ヲ爲スコトヲ得ル地點ハ左ノ地域ニ於テ稅關長ノ指定シタル地點トス

平安北道新義州府新義州	平安北道昌城郡私倉浦
平安北道義州郡九龍浦	平安北道碧潼郡碧團
平安北道義州郡玉江浦	平安北道渭原郡舊邑
平安北道義州郡淸城鎭	平安北道碧潼郡忠興里
	平安北道楚山郡忠滿江口
	平安北道楚山郡新島場
	平安北道江界郡高山鎭
	平安北道江界郡滿浦鎭

平安北道慈城郡舊城洞	咸鏡北道茂山郡三長面
平安北道慈城郡慈城江口	咸鏡北道茂山郡茂山
平安北道慈城郡中江鎭	咸鏡北道茂山郡西江村
平安北道厚昌郡厚州古邑	咸鏡北道茂山郡下社地
咸鏡南道三水郡新芿坡鎭	咸鏡北道會寧郡會寧
咸鏡南道三水郡羅暖堡	咸鏡北道鍾城郡南山面三峰洞
咸鏡南道三水郡仁遮堡	咸鏡北道鍾城郡鍾城
咸鏡南道甲山郡惠山鎭	咸鏡北道穩城郡穩城

第二條　大正九年法律第五十三號第六條第二號ニ規定スル陸接國境隣接地域ハ國境ヨリ各二里以內ノ地域ヲ謂フ

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

右地點に就ては翌十年六月に至り府令第九十三號を以て、新に平安北道義州郡水口鎭・平安北道昌城郡甲巖浦・平安北道楚山郡雲來川里・平安北道渭原郡江界江口・平安北道江界郡伐登鎭・平安北道慈城郡土城浦・平安北道厚昌郡厚昌面金昌洞・平安北道厚昌郡東新面葡三洞・咸鏡北道會寧郡上水湖・咸鏡北道會寧郡高嶺鎭・咸鏡北道鍾城郡潼關鎭・咸鏡北道慶源郡農圃等を加へ、且『三長面』を『三長面三上洞』に『龍洞』を『龍堂』に改め、同年六月一日より之を施行せしが、更に大正十二年三月に至り府令第五十二號を以て左の如く改正し、以て大正末年に及びたり。

府令第五十二號（大正十二年三月三十日）

大正九年府令第百二十一號中左ノ通改正ス

第一條　大正九年法律第五十三號第五條ニ依リ貨物ノ輸入又ハ輸出ヲ爲スコトヲ得ル地點ハ左ノ地域ニ於テ稅關長ノ指定スル地點トス

平安北道新義州府	平安北道江界郡文玉面滿浦鎭
平安北道義州郡州內面九龍浦	平安北道江界郡文玉面玉洞
平安北道義州郡水鎭面水口鎭	平安北道慈城郡三豐面雲峯洞
平安北道義州郡加山面玉江浦	平安北道慈城郡三興面照牙洞
平安北道義州郡廣坪面淸城鎭	平安北道慈城郡慈下面慈城江口
平安北道義州郡昌城面甲巖浦	平安北道慈城郡長土面土城浦
平安北道昌城郡昌城面廟洞	平安北道慈城郡閭延面中江鎭
平安北道昌城郡昌城面私倉浦	平安北道厚昌郡厚昌面富興洞
平安北道昌城郡昌州面大吉里	平安北道厚昌郡厚昌面金昌洞
平安北道碧潼郡松西面鳳谷里	平安北道厚昌郡東新面葡三洞
平安北道碧潼郡碧潼面三朴里	平安北道厚昌郡東興面厚洲古邑
平安北道楚山郡城面內淵洞	咸鏡北道茂山郡豐溪面下社地
平安北道楚山郡楚山面雲海川洞	平安北道江界郡文玉面滿浦鎭
平安北道楚山郡楚山面新島場	平安北道江界郡文玉面玉洞
平安北道渭原郡密山面舊邑洞	平安北道慈城郡三豐面雲峯洞
平安北道渭原郡密山面江界江口	平安北道慈城郡三興面照牙洞
平安北道江界郡高山面高山鎭	平安北道慈城郡慈下面慈城江口
平安北道江界郡高山面美他洞	平安北道慈城郡長土面土城浦
平安北道慈城郡舊城洞	平安北道慈城郡閭延面中江鎭
平安北道慈城郡慈城江口	平安北道厚昌郡厚昌面富興洞
平安北道慈城郡中江鎭	平安北道厚昌郡厚昌面金昌洞
平安北道厚昌郡厚州古邑	平安北道厚昌郡東新面葡三洞
咸鏡南道三水郡新芿坡鎭	平安北道厚昌郡東興面厚洲古邑
咸鏡南道三水郡羅暖堡	咸鏡南道三水郡江鎭面新芿坡鎭
咸鏡南道三水郡仁遮堡	咸鏡南道三水郡好仁面仁遮堡
咸鏡南道甲山郡惠山鎭	咸鏡南道甲山郡普惠面惠山鎭
咸鏡北道茂山郡三長面	咸鏡北道茂山郡三長面三上洞
咸鏡北道茂山郡茂山	咸鏡北道茂山郡邑面茂山
咸鏡北道茂山郡西江村	咸鏡北道茂山郡永北面梁永鎭
咸鏡北道茂山郡下社地	咸鏡北道茂山郡永北面西江村
咸鏡北道會寧郡會寧	咸鏡北道慶源郡慶源面慶源
咸鏡北道鍾城郡南山面三峰洞	咸鏡北道慶源郡安農面金洞
咸鏡北道鍾城郡鍾城	咸鏡北道慶源郡東原面龍堂
咸鏡北道穩城郡穩城	咸鏡北道慶源郡阿山面新阿山洞
咸鏡北道慶源郡慶源	咸鏡北道慶興郡慶興面下汝坪洞
咸鏡北道茂山郡茂山	咸鏡北道慶興郡慶興面慶興洞
咸鏡北道慶源郡龍洞	咸鏡北道慶興郡慶興面古邑洞
咸鏡北道茂山郡西江村	
咸鏡北道茂山郡下社地	
咸鏡北道慶源郡新阿山	
咸鏡北道慶興郡下汝坪	
咸鏡北道慶興郡古邑	
咸鏡北道慶興郡土里	

咸鏡北道慶興郡蘆西面龍峴洞　一　咸鏡北道慶興郡蘆西面土里洞　一

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六項　移入稅

第一目　移入稅の創設

日韓併合の結果として從來の輸入稅に代へて、內地・朝鮮間貨物の移動に對して移入稅の規定を必要とするに至り、明治四十三年八月二十九日勅令第三百三十一號を以て「朝鮮ヨリ移入スル貨物ノ移入稅等ニ關スル件」を制定公布し、朝鮮より內地・臺灣及樺太に貨物を移入するときは輸入稅と同一の移入稅を課し、移入稅に關しては關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法及稅關假置場法等を準用する旨を規定せしが、右と相對應せしむる爲め之と同時に制令第四號を以て「朝鮮ニ於ケル關稅及移出入稅ニ關スル件」を制定公布し、內地・臺灣及樺太より朝鮮に移入する貨物に就ては、當分の內從來の輸入稅と同一の稅率に依り移入稅を賦課することと爲したり。之れ貿易に關しては當分の內尙ほ併合以前の兩者間の關係を持續すべきことを規定せるものに外ならず。然るに斯くの如きは內地・朝鮮間に於ける經濟交通の發達を促進し、產業の共同的進步を圖る所以に非ざるが故に、政府は之が漸次的撤廢を期し、內地側に於ては大正二年より同九年の間に於て之を實現し、大正九年八月二十九日以降朝鮮より內地・臺灣及樺太に移入する貨物には總て移入稅を撤廢することと爲したり。朝鮮側に於ても當然之と步調を一にすべきを理想とすと雖も、當時朝鮮に於ては文化的新施設の擴充に伴ひ經費益〻多端なる折柄、總督府歲入中重要の地位を占むる移入稅を撤廢すれば之が補充容易ならざるを以て財政計畫上大正九年度に於ては尙ほ之を存置することと爲したり。大正九年八月制令第十九號は之を規定せるものにして、同月二十九日より之を施行したり。其の全文左の如し。

朝鮮ニ移入スル物品ノ移入稅等ニ關スル件（大正九年八月二十六日制令第十九號）

第一條　內地・臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移入スル物品ニハ從前ノ朝鮮關稅定率令ニ依リ移入稅ヲ課ス但シ其ノ稅額カ同一物品ニ對シ課スヘキ輸入稅額ヨリ多キトキハ其ノ輸入稅額ニ相當スル移入稅ヲ課シ輸入無稅品ナルトキハ無稅トス

前項ノ物品ニシテ內地ヨリ外國ニ輸出スル場合ニ於テ關稅定率法第九條ノ規定ニ依リ原料品ニ對スル輸入稅ノ拂戾ヲ受クヘキモノナルトキハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル移入稅額ヨリ其ノ拂戾金ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ノ移入稅ヲ課シ其ノ拂戾金ニ相當スル金額カ前項ノ規定ニ依リ計算シタル移入稅額ト同額以上ナルトキハ無稅トス

第二條　移入稅ノ免除ニ付テハ從前ノ朝鮮關稅定率令ノ例ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ移入稅ヲ免除スルモノノ外移入物品カ輸入稅ヲ免除スヘキモノナルトキハ移入稅ヲ免除ス

第三條　移入稅竝朝鮮ト內地・臺灣又ハ樺太トノ間ニ於ケル船舶ノ出入及貨物ノ移出入ニ關シテハ關稅法大正九年法律第五十三號保稅倉庫法及假置場法ヲ準用ス

第四條　朝鮮ト內地・臺灣又ハ樺太トノ間ニ通航スル船舶ハ稅關ノ特許ヲ受ケ慶尙南道馬山浦及行巖灣ニ出入スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前移入稅竝朝鮮ト內地、臺灣又ハ樺太トノ間ニ於ケル船舶ノ出入及貨物ノ移出入ニ關シ朝鮮關稅令、朝鮮關稅定率令又ハ朝鮮保稅倉庫令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本令ハ大正十年三月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ但シ本令ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

右制令附則第三項に於て其の有效期間を大正十年三月三十一日限りと爲したるは、上述の如く同令に依る移入稅の賦課を大正十年度以降朝鮮財政計畫の確立迄の當分の間と爲したるが爲なり。然るに其の後大正十年度の財政計畫上移入稅は尙ほ豫定の如く之を撤廢すること能はざりしに依り、大正十年三月二十五日制令第四號を以て前記附則第三項を削除して引續き移入稅を存置することと爲し、卽日より之を施行したり。

尙右大正九年制令第十九號の施行に關しては、同年八月府令第百二十號を以て次の如く定め、同年八月二十九日より之を施行したり。

大正九年制令第十九號施行ニ關スル件（大正九年八月二十八日府令第百二十號）

第一條　大正九年制令第十九號第一條第二項ニ依リ課稅上ノ便益ヲ受ケムトスル者ハ移入申告書ニ稅關カ原料品ニ對シ交付シタル輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書竝明治三十九年勅令第二百六十五號ニ揭ケタル第一種ノ製造品ニ相當スル物品ニ在リテハ製造者ノ作製セル製造證明書第二種ノ製造品ニ相當スル物品ニ在リテハ內地、臺灣又ハ樺太ニ於ケル稅務官廳ノ製造承認書ヲ添附スヘシ

前項ノ場合ニ於テ移入貨物明治三十九年勅令第二百六十五號ニ依ル拂戾金ノ率ヲ從價ヲ以テ定メタル製造品ニ相當スル物品ナルトキハ前項ノ書類ノ外原料品ニ對シ納付シタル輸入稅額ヲ證明スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第一項ノ製造證明書及製造承認書ハ明治三十九年勅令第二百六十五號ノ規定ニ準シ作製シタルモノナルコトヲ要ス

第二條　加工又ハ修繕ノ爲移出シタル物品ニシテ大正九年制令第十九號第二條第一項ニ依リ移入稅ノ免除ヲ得ムトスルモノノ移出入手續ハ從來ノ例ニ依ル

第三條　前二條ニ規定スルモノヲ除クノ外大正九年制令第十九號ノ施行ニ關シテハ關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則保稅倉庫法施行規則及假置場法施行規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　移入稅の改正

右大正九年制令第十九號は其の後次の如く三回の改正を經て大正末年度に及びたり。卽ち大正十年九月二十八日制令第十三號を以て、第一條中『輸入稅ノ拂戾』とあるを『輸入稅ノ免除又ハ拂戾』に、又『其ノ拂戾金ニ相當スル金額』とあるを『其ノ免除又ハ拂戾ヲ受クヘキ金額』に改め、第四條中『稅關ノ特許ヲ受ケ』とあるを削除し、卽日より之を施行したり。但し第一條中の改正規定は大正十年六月一日以後移入したる物品に關し之を適用するものとせり。之れ卽ち同年四月關稅定率法中改正の行はれしに伴ふものなり。

次に大正十二年三月制令第五號を以て第一條中『又ハ樺太』とあるを『樺太又ハ南洋群島』に、『移入スル物品』とあるを『移入スル酒精及酒精ヲ含有スル飮料竝繊物』に改め、第三條を『關稅法第一條乃至第九條、第三十二條、第四十二條乃至第四十五條、第五十三條乃至第七十三條、第七十五條、第七十五條ノ二、

第八十二條ノ二乃至第九十七條及第百條竝大正九年法律第五十三號第八條ノ規定ハ移入稅ニ付之ヲ準用ス』と改め、第四條を削除し、同年四月一日より之を施行したり。而して右改正制令附則を以て同制令施行前移入したる物品にして、第二條の規定に依り其の物品又は其の加工品若は製造品を輸出又は移出する爲め移入稅の免除を得たるもの、及び從前の第三條の規定に依り移入免許前引取りたる物品の移入稅に付ては、仍從前の例に依ることとしたり。蓋し朝鮮に移入する物品の移入稅は既述の如く財政上の都合に依り大正十年度以後に於ても之が撤廢を延期し來りしものなるが、當時に至り先づ酒精及酒精含有飮料竝に繊物以外の物品の移入稅を大正十一年度限り撤廢し、以て內鮮經濟共通の理想實現を促進せんとしたるものなり。尙之と同時に本改正の結果、船舶貨物の取締制限は大に緩和せられ、內鮮間通航船舶及貨物に對しては、移入稅、消費稅等の課稅關係ある貨物を除き開港と不開港とを問はず其の出入を自由ならしめ、前記課稅關係ある貨物に對しても內鮮間交通の實情に鑑み、開港の外朝鮮東方及南方沿岸重要の諸港を指定して其の出入を許し、殆んど移入稅全部撤廢の場合と同樣ならしめたり。

其の後昭和二年三月に至り、移入稅を存置する物品中、綿繊物が民衆生活上の必需品にして、內地に於ては既に之に對する消費稅を撤廢したるに鑑み、制令第十號を以て大正九年制令第十九號中を改正し、民衆の負擔輕減の爲に從來の稅率の三分の一を減じて從價五分と爲し、昭和二年四月一日より實施することとしたり。其の全文左の如し。

制令第十號（昭和二年三月三十一日）

大正九年制令第十九號中左ノ通改正ス

第一條第一項但書ヲ左ノ如ク改メ同條第二項ヲ創ル

但シ綿繊物ニ付テハ其ノ稅率ヲ從價五分トス

第二條ヲ第五條トシ第三條ヲ第六條トス

第二條　本令ニ於テ綿繊物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ綿ヲ以テ組成シ絹、人造絹、金屬絲、金屬線、金屬箔、漆絲又ハ漆箔ヲ交ヘサル繊物ヲ謂フ

絹紡絲、苧蕉絲其ノ他朝鮮總督ノ定ムル原料ヲ以テ組成スル繊物ニシテ朝鮮總督ノ定ムルモノハ之ヲ綿繊物ト看做ス

第三條　移入稅ヲ課スヘキ場合ニ於テ同一物品ニ對スル輸入稅ノ稅額カ移入稅ノ稅額ヨリ少キトキハ其ノ移入稅ハ輸入稅ノ稅額ニ相當スル金額トシ同一物品カ輸入無稅品ナルトキハ之ヲ無稅トス

第四條　移入稅ヲ課スヘキ物品ニシテ之ヲ內地、臺灣、樺太又ハ南洋群島ヨリ外國ニ輸出スル場合ニ於テ關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ原料品ニ對スル輸入稅ノ免除又ハ拂戻ヲ受クヘキモノナルトキハ其ノ物品ノ移入稅ハ第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ計算シタル移入稅ノ稅額ヨリ其ノ免除又ハ拂戻ヲ受クヘキ金額ヲ控除シタル金額トシ其ノ免除又ハ拂戻ヲ受クヘキ金額カ第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ計算シタル移入稅ノ稅額ト同額以上ナルトキハ之ヲ無稅トス

附　則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前移入シタル物品ニシテ從前ノ第二條ノ規定ニ依リ其ノ物品又ハ其ノ加工品若ハ製造品ヲ輸出又ハ移出スル爲移入稅ヲ免除シタルモノ及大正十二年制令第六號第十二條ニ於テ準用スル關稅法第三十四條ノ規定ニ依リ移入免許前引取ヲ認許シタルモノノ移入稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

上述大正九年制令第十九號の施行に關する大正九年府令第百二十號も亦、其の根據法令たる制令第十九號中の改正又は其他關係法令の改正に伴ひ、三次に亙りて其の一部を改正せられたり。今其

の改正條項を列擧すれば左の如し。

（一）第一回改正

府令第百三十六號（大正十年九月二十八日）

大正九年朝鮮總督府令第百二十號中左ノ通改正ス

第一條　大正九年制令第十九號第一條第二項ノ規定ニ依リ課稅上ノ便益ヲ受ケムトスル者ハ移入申告書ニ大正十年勅令第二百三十八號第一條第一種製造品ニ相當スル物品ニ在リテハ製造者ノ作製シタル製造證明書及稅關カ原料品ニ對シ交付シタル輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書同條第二種製造品ニ相當スル物品ニ在リテハ內地臺灣又ハ樺太ニ於ケル稅務官署ノ製品檢査書ヲ添附スヘシ

前項ノ場合ニ於テ移入貨物大正十年勅令第二百三十八號第一條ノ拂戻率ヲ從價稅ニ依リ定メタル製造品ニ相當スル物品ナルトキハ前項ノ書類ノ外原料品ニ對シ納付シタル輸入稅額ヲ證明スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第一項ノ製造證明書及製品檢査書ハ大正十年朝鮮總督府令第百三號第十四條ノ規定ニ準シ作製シタルモノナルコトヲ要ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

內地ヨリ外國ニ輸出スル場合ニ於テ大正十年勅令第二百三十八號附則第三項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ受クヘキ製造品ニ相當スル物品ノ移入申告書ニ添附スヘキ書類ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

（二）第二回改正

府令第四十七號（大正十二年三月二十八日）

大正九年朝鮮總督府令第百二十號中左ノ通改正ス

第一條第一項中「及稅關ノ原料品ニ對シ交付シタル輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書」及同條第二項ヲ削リ同條第三項中「第一項」ヲ「前項」ニ改ム

第三條　前二條ニ規定スルモノノ外大正九年制令第十九號ノ施行ニ關シテハ關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則第一條乃至第十六條第三十八條第五十三條乃至第七十五條及第八十二條乃至第八十六條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（三）第三回改正

府令第二十八號（昭和二年三月三十一日）

大正九年朝鮮總督府令第百二十號中左ノ通改正ス

第一條ヲ第二條トシ同條中「第一條第二項」ヲ「第四條」ニ「又ハ樺太」ヲ「樺太又ハ南洋群島」ニ「大正十年朝鮮總督府令第百三號第十四條」ヲ「大正十五年朝鮮總督府令第三十六號第十四條」ニ改ム

第一條　左ニ揭クル原料ノミヲ以テ組成スル織物ハ大正九年制令第十九號第二條第二項ノ規定ニ依リ之ヲ綿織物ト看做ス

一　英式番手二十八號ヲ超エサル絹紡紬絲

二　芭蕉絲

三　黃麻

四　葛

五　藤

六　苧

七　楮

八　鳳梨

九　科
十　竹
十一　紙
十二　襤褸
十三　藁
十四　前各號ノ一種又ハ數種ト綿
十五　前各號ノ一種又ハ數種ト全重量百分中五未滿ノ毛又ハ黃麻以外ノ麻

第二條ヲ第三條トシ同條中「第二條第一項」ヲ「第三條第一項」ニ改ム
第三條ヲ第四條トシ同條中「前二條」ヲ「第三條」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七項　出港稅

第一目　出港稅の創設

併合以來行はれたる內地・朝鮮間に於ける移入稅は、兩地間の經濟交通の發達を促進し產業の共同進步に資する爲に之を撤廢せんとし、先づ內地側に於て大正九年八月二十九日より之を實施したるも、朝鮮側は其の財政上の事情よりして尙ほ姑く之を存置することとしたるは既に說く所の如し。然るに內地と朝鮮とは其の消費稅の制度を異にするを以て、內地側の移入稅撤廢に伴ひて其の貨物の兩地間の移動に對し、消費稅負擔の調節上適當の方法を講ずる必要あり。朝鮮に於ける關稅の特例に依りて內地と異りたる稅率を適用したる輸入貨物が內地に移動する場合に對しても亦然り。斯くの如き必要より大正九年八月制令第二十一號を以て朝鮮出港稅令を制定、同年八月二十九日より之を施行し、如上の貨物に對して出港稅を徵收することと爲したり。其の全文左の如し。

朝鮮出港稅令（大正九年八月二十六日制令第二十一號）

第一條　朝鮮ヨリ內地、臺灣又ハ樺太ニ移出スル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ出港稅ヲ課ス

一　內地、臺灣又ハ樺太ニ於テ內國稅ヲ課スル物品但シ骨牌、賣藥及賣藥類似品竝內地、臺灣又ハ樺太ニ輸入スル場合ニ內國稅ヲ課セサル物品ニシテ朝鮮ニ輸入シタルモノヲ除ク

二　大正九年法律第五十三號第一條ノ規定ニ依リ關稅定率法ノ輸入稅率ヨリ低キ稅率ニヨリ輸入稅ヲ課シ又ハ無稅ト爲シタル物品及同法第四條ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テノミ輸入稅ヲ低減又ハ免除シタル物品

三　帝國內ニ於テ製造シタル織物製品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ竝朝鮮ニ於テ製造シタル菓子及糖果

第二條　出港稅ノ稅率ハ左ノ區分ニ依ル

一　前條第一號ノ物品ニ在リテハ移出先ニ於ケル內國稅ノ稅率ト同一ノ稅率

二　前條第二號ノ物品中無稅ノ物品又ハ輸入稅ヲ免除シタル物品ニ在リテハ關稅定率法ニ依ル輸入稅率ト同一ノ稅率、其ノ他ノ物品ニ在リテハ關稅定率法ニ依ル輸入稅率ト大正九年法律第五十三號第一條ノ規定ニ依ル輸入稅率又ハ同法第四條ノ規定ニ依リ低減シタル輸入稅率トノ差ニ相當スル稅率

三　前條第三號ノ物品中織物製品ニ在リテハ其ノ原料トシテ使用シタル織物ノ價格ノ百分ノ十、菓子及糖果ニ在リテハ其ノ物品中ニ含有スル甘蔗糖百斤ニ付五圓

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ從價稅品ノ課稅價格ハ移出港ニ於ケル市價ニ依リ醬油ノ諸味步合ハ朝鮮總督ノ

定ムル所ニ依ル

同一物品ニシテ前條第一號及第二號ニ該當スルモノニ付テハ第一項第一號及第二號ノ稅率ヲ適用ス

第三條　關稅定率法第七條第一號第二號第六號第七號第十號第十一號第十三號第十四號及第十六號ノ物品竝內地、臺灣又ハ樺太ニ通航スル船舶ノ船用品ニシテ稅關ニ於テ適當ト認メタルモノニハ出港稅ヲ免除ス

第四條　左ニ揭クル物品ニシテ移出ノ日ヨリ一年內ニ移入スルモノニハ出港稅ヲ免除ス但シ移出ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

一　加工ノ爲移出スル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ

二　學術研究ノ爲移出スル物品

三　試驗品トシテ移出スルモノ

四　注文取集ノ爲移出スル見本品

五　博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スル爲移出スル物品

第五條　朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ出港稅額ニ相當スル擔保ヲ提供セシメテ三月以內出港稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第六條　出港稅ヲ課スヘキ物品ノ移出者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品又ハ其ノ包裝ニ納稅濟又ハ檢查濟ノ證印ノ押捺又ハ證票ノ貼付ヲ受クヘシ

第七條　出港稅ヲ課スヘキ物品ヲ郵便ニ依リ內地、臺灣又ハ樺太ニ移出セムトスル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ移出手續ヲ爲スヘシ

郵便物ノ出港稅ハ印紙ヲ以テ之ヲ納付セシムルコトヲ得

第八條　出港稅ノ逋脫ヲ圖リ又ハ出港稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ逋脫シタル者ニ付テハ直ニ出港稅ニ相當スル金額ヲ徵收ス但シ罰金額ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ出港稅ニ相當スル金額ノ徵收ニ付テハ國稅徵收ノ例ニ依ル

第九條　出港稅ヲ逋脫シタル物品ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條　內地、臺灣又ハ樺太ニ於テ前二條ニ該當スル罪ニ付處分又ハ處罰セラレタルトキハ同一事件ニ付本令ニ於ケル處分又ハ處罰ヲ受クルコトナシ

第十一條　第六條及第七條第一項ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依リ出港稅ヲ課スル物品ト同種ノ物品ニシテ出港稅ヲ課セサルモノニ付之ヲ準用ス

第十二條　關稅法第一章第四章及第七章ノ規定竝大正九年法律第五十三號第八條ノ規定ハ出港稅ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前朝鮮ニ輸入若ハ移入シタル外國產物品又ハ大正九年法律第五十三號第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ヲ課セラレタル外國產物品ヲ本令施行後一年內ニ內地、臺灣又ハ樺太ニ移出スルトキハ關稅定率法ニ依ル輸入稅ニ相當スル出港稅ヲ課ス

前項ニ規定スル物品ニシテ第一條第一號ニ該當スルモノニ付テハ仍第一條第一號ノ規定ニ依ル出港稅ヲ課ス

第六條及第七條第一項ノ規定ハ本令施行後一年內ニ內地、臺灣又ハ樺太ニ移出スル外國產物品ニシテ第十一條及前項ノ規定ニ該當セサルモノニ付之ヲ準用ス

右に伴ひ同時に府令第百十九號を以て朝鮮出港稅令施行規則を左の如く定めたり。

朝鮮出港稅令施行規則（大正九年八月二十八日府令第百十九號）

第一條　朝鮮出港稅令第一條第三號ニ依リ出港稅ヲ課スヘキ織物製品ハ左ノ如シ但シ既ニ使用シタルモノ

ヲ除ク

一　衣服
二　帽子
三　帶
四　足袋
五　蚊帳
六　浴巾
七　手巾
八　テーブルクロース
九　窓掛
十　蒲團及寢具

第二條　朝鮮出港稅令第一條ノ規定ニ依リ出港稅ヲ課スル物品ト同種ノ物品ニシテ出港稅ヲ課セサルモノヲ移出セムトスル者ハ證憑書類ヲ稅關ニ提出シテ課稅品ニ非サル旨ヲ證明スヘシ但シ稅關カ其ノ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　醬油ノ出港稅賦課ニ付適用スヘキ諸味ノ步合ハ醬油一石ニ付七斗五升トス

第四條　朝鮮出港稅令第四條第一號ニ依リ出港稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ物品ハ左ノ如シ

漂白、色染、捺染又ハ友禪染ノ爲移出スル織物

第五條　朝鮮出港稅令第四條ノ規定ニ依リ出港稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ第九條ノ場合ヲ除クノ外貨物移出ノ際移出ノ目的再移入ノ方法及場所ヲ稅關ニ申出ツヘシ

第六條　朝鮮出港稅令第四條ノ規定ニ依リ出港稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ再移入スル場合ニ於テハ引取前稅關ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケムトスル者ハ貨物ノ品名及數量、最初ノ移出ノ目的、方法及場所ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

稅關ハ前項ノ貨物ニ付移入濟ヲ認メタルトキハ申請者ニ交付スヘシ

第七條　朝鮮出港稅令第五條ノ規定ニ依リ出港稅徵收ノ猶豫ヲ請ハムトスル者ハ其ノ理由及出港稅ヲ納付スヘキ期限ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

第八條　郵便ニ依リ移出スヘキ物品ニ付朝鮮出港稅令第七條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ稅關ニ移出手續ヲ爲ス場合ニ於テハ稅關ノ移出免許ヲ得タル後郵便物トシテ之ヲ稅關ノ承認シタル郵便局所ニ差出スヘシ

第九條　朝鮮出港稅令第七條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ通信官署ニ移出手續ヲ爲ス場合ニ於テハ郵便物ヲ差出ストキ其ノ宛先及包有品ノ品名、數量、價格、朝鮮出港稅令第四條ノ規定ニ依リ出港稅ノ免除ヲ得ムトスル物品ニ在リテハ仍移出ノ目的竝再移入ノ方法及場所ヲ記載シタル郵便物移出申告書ヲ郵便局所ニ提出スヘシ

郵便局所ハ前項ノ郵便物ノ差出人ニ其ノ包有品ノ開示ヲ命スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ申告シタル再移入ノ方法又ハ場所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ移出手續ヲ爲シタル郵便局所ニ申告スヘシ

郵便物移出申告書用紙ハ郵便局所ニ於テ之ヲ交付ス

第十條　前條ノ郵便物ニ出港稅ヲ課シタルトキハ郵便局所ハ郵便物移出申告書ニ其ノ稅額ヲ記入シ之ヲ郵便物差出人ニ交付ス

前項ノ規定ニ依リ郵便物移出申告書ノ交付ヲ受ケタル者ハ出港稅額ニ相當スル收入印紙ヲ其ノ申告書ニ貼附シ之ヲ郵便局所ニ提出スヘシ

第十一條　前條第一項ノ規定ニ依リ郵便物移出申告書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三日內ニ出港稅ヲ納付セサルトキハ郵便局所ハ郵便物ヲ差出人ニ還付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ郵便物ヲ還付シタルトキハ其ノ郵便物ニ付爲シタル移出手續ハ無效トス

第十二條　郵便局所ハ第九條ノ郵便物ニ付出港稅ノ納付ヲ受ケ又ハ其ノ納付ヲ要セスト認メタルトキハ朝鮮出港稅令第六條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ其ノ郵便物ニ證票ヲ貼附シ之ヲ宛先ニ發送スヘシ

第十三條　第二條及第七條中稅關ニ關スル規定ハ第九條ノ郵便物ニ付テハ郵便局所ニ之ヲ準用ス

郵便局所ニ提出スル出港稅徵收猶豫ノ申請書ニハ第十條ニ依リ交付ヲ受ケタル郵便物移出申告書ヲ添附スヘシ

第十四條　第九條ノ郵便物ニ付郵便局所ニ提供シタル擔保ヲ以テ出港稅ニ充ツヘキ場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ管轄スル稅關長之ヲ出港稅ニ充當ス

第九條ノ郵便物ニ付過納又ハ誤納シタル出港稅ノ拂戻ハ出港稅ヲ納付シタル郵便局所ヲ經由シ其ノ所在地ヲ管轄スル稅關長ニ請求スヘシ

第十五條　朝鮮出港稅令第六條及第十一條ノ證印ノ押捺又ハ證票ノ貼附ハ物品ノ包裝ニ包裝ナキトキハ其ノ物品ニ之ヲ爲スヘシ

前項ノ證印ノ押捺又ハ證票ノ貼附ハ旅客ノ携帶スル用品ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第一項ノ證印及證票ハ別記樣式ニ依ル

第十六條　本令ニ規定スルモノヲ除クノ外關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則ハ出港稅ニ付之ヲ準用ス

附　則

第十七條　本令ハ朝鮮出港稅令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條　本令施行後一年內ニ外國產物品ヲ內地、臺灣又ハ樺太ニ移出セムトスル者ハ朝鮮出港稅令附則第二項ノ規定ニ依リ出港稅ヲ納付スル場合ヲ除クノ外其ノ輸入又ハ移入ノ時及大正九年法律第五十三號第十一條ノ規定ニ依リ輸入稅ヲ課セラレタルモノニ非サル旨ヲ證スル書類ヲ稅關又ハ郵便局所ニ提出スヘシ但シ稅關又ハ郵便局所カ其ノ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條ノ規定ハ本令施行後一年內ニ內地、臺灣又ハ樺太ニ移出スル外國產物品ニ付之ヲ準用ス

（樣式省略）

第二目　出港稅の改正

朝鮮出港稅令及同施行規則は其の後數次の改正を經、以て大正の末年に及びたり。卽ち出港稅令に關しては、先づ大正十年六月制令第十號を以て、其の第五條中『三月』とあるを『六月』に改め、第十一條ノ二を『第一條第一號ノ物品又ハ內地、臺灣若ハ樺太ニ於テ製造シタル繊物製品ニシテ保稅倉庫又ハ假置場ニ藏置スルモノヲ內地、臺灣又ハ樺太ニ之ヲ積戻ストキハ移出ト看做シ本令ヲ適用ス』と改め同年七月一日より之を施行したり。之れ朝鮮より內地、臺灣又は樺太に移出する物品にして、移出先の內國稅に相當する出港稅を課するものに對しては、移出先に於て同種物品の有する便益と均衡を得しむる爲め、朝鮮に於ける出港稅の徵收猶豫期間を內地に於ける內國稅の最長猶豫期間に準じ、六月以內とする必要あり、又內地、臺灣又は樺太に於て朝鮮への移出に對し內國稅の免除拂戻等を爲す物品に就ては、朝鮮移入稅存置中大正九年制令第十九號に依る保稅倉庫又は假置場の利用を完からしむる爲め、之に藏置中のものと雖も、既に移入手續を了したるものと同じく、其の移出地に於て內國稅の免除拂戻等を行ふと共に、之が積戻に對しては移出の場合と同樣出港稅を課する必要ありたるに依るものなり。

次で大正十二年一月制令第二號を以て次の如く改正したり。

制令第二號（大正十二年一月十六日）

朝鮮出港稅令中左ノ通改正ス

第一條第一號中「內地臺灣又ハ樺太」ヲ「移出先」ニ「骨牌」ヲ「砂糖、糖水、骨牌」ニ改メ同條第三號中「竝朝鮮ニ於テ製造シタル菓子及糖果」ヲ削リ同條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　朝鮮ニ於テ移出先ニ於ケル輸入稅ノ稅率ヨリ低キ稅率ニ依リ輸入稅ヲ課シ又ハ朝鮮ニ於テノミ輸入稅ヲ免除シ若ハ無稅ト爲シタル物品

第二條第一項第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二　前條第二號ノ物品中輸入稅ヲ免除シ又ハ無稅ト爲シタル物品ニ在リテハ移出先ニ於ケル輸入稅ノ稅率ト同一ノ稅率、其ノ他ノ物品ニ在リテハ移出先ニ於ケル輸入稅ノ稅率ト朝鮮ニ於ケル輸入稅ノ稅率トノ差ニ相當スル稅率

三　前條第三號ノ織物製品ニ在リテハ其ノ原料トシテ使用シタル織物ノ價格ノ百分ノ十

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

右は蓋し大正十一年四月一日以後朝鮮に於ける砂糖消費稅の稅率は、糖蜜を除くの外總て之を移出先に於ける砂糖消費稅率と同一と爲したる結果、朝鮮より內地・臺灣又は樺太に移出する砂糖・糖水・菓子及糖果の出港稅は之を存置する必要なきに至りたるを以て、之を廢止するの必要あり、又朝鮮の特例に依り輸入稅を課し若は之を免除し又は無稅と爲したる物品の出港稅に就ては、出港稅令の規定は專ら關稅定率法の輸入稅率を對稱と爲したるが爲め、將來若し移出先に於て同法以外の法令に依る輸入稅低減又は免除等の行はるる場合に於ては、實際に適せざるべきものあるを以て、之が關係條項を改正するの必要ありしに因るものなり。右改正制令は同年一月府令第二號を以て同年二月一日より之を施行せられたり。

更に大正十五年に至り內地に於ける各種稅法の改正行はるるに及びて、之に照應せしむる爲め同年六月制令第十號を以て朝鮮出港稅令中を改正し、出港稅の免除を規定したる第一條中第一號に依る出港稅免除品中より賣藥及賣藥類似品を除き、同條第三號『帝國內ニ於テ製造シタル織物製品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ』に『但シ移出先ニ於テ內國稅ヲ課セサル織物ヲ以テ製造シタルモノヲ除ク』の但書を加へ、又出港稅の稅率區分を定めたる同令第二條第二項中『前項ノ規定ノ適用ニ付テハ從價稅品ノ課稅價格ハ移出港ニ於ケル市價ニ依リ醬油ノ諸味歩合ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル』とあるを『前項ノ規定ノ適用ニ付テハ從價稅品ノ課稅價格ハ移出港ニ於ケル市價ニ依ル』と改めて、醬油に關する規定を削除し、關稅定率法所揭の物品に對する出港稅の免除を規定せる同令第三條中『第十號、第十一號』を『第十號乃至第十一號ノ二』に改め、同條に『但シ關稅定率法第七條第六號ノ物品ニ付テハ移出先ニ於テ免稅ヲ爲ス場合ニ限ル』なる但書を加へ、移出の日より一年內に移入する物品に對する出港稅の免除を規定せる同令第四條中第五號を第六號とし、第四號の次に『五　製作見本品トシテ移出スルモノ』の一號を加へたり。而して本令は公布の日卽ち大正十五年六月十七日より之を施行したるも、尙ほ附則を以て大正十五年四月一日以後出港稅を課せざるに至りたる物品にして、大正十五年三月三十一日迄に朝鮮出港稅令第四條の規定に依り出港稅を免除し、又は朝鮮出港稅令第五條の規定に依り出港稅の徵收を猶豫したるものに付ては、仍ほ大正十五年三月三十一日以前の例に依ることと爲したり。

次に朝鮮出港稅令施行規則に關しては、大正十年三月府令第四十四號を以て郵便に依り移出すべ

き物品の移出手續を定めたる第八條を削除し、同上第九條中の『遞信官署ニ』の五字を削除し、同年四月一日より之を施行せしが、同年六月府令第百七號を以て、出港稅の猶豫に就き規定せる第七條を次の如く改正し、同年七月一日より之を施行したり。

府令第百七號（大正十年六月二十八日）

朝鮮出港稅令施行規則中左ノ通改正ス

第七條　左ニ揭クル物品ニ付朝鮮出港稅令第五條ノ規定ニ依リ出港稅徵收ノ猶豫ヲ請フ者アルトキハ左ニ揭クル期間之カ徵收ヲ猶豫ス

砂糖、糖蜜、糖水	六月以內
織物	三月以內
石油	三月以內
酒精	三月以內

前項ニ揭ケサル物品ニ付朝鮮出港稅令第五條ノ規定ニ依リ出港稅徵收ノ猶豫ヲ請ハムトスル者ハ其ノ理由及出港稅ヲ納付スヘキ期限ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

次いで同年七月十五日府令第百十八號を以て、出港稅の免除に關して規定せる第四條中『漂白、』の下に『仕上、』を加へ、又大正十二年九月十四日府令第百六號を以て、出港稅徵收の猶豫を規定せる第七條中『砂糖、糖蜜、糖水』を『糖蜜』に改め、且『石油　三月以內』を削除し、大正十三年六月二十八日府令第三十八號を以て、同じく第七條中『酒精』の下に『及清酒』を加へ、更に大正十五年四月一日府令第二十六號を以て、出港稅を課すべき繊物製品に就き規定せる第一條の但書を『但シ既ニ使用シタルモノ及移出先ニ於テ內國稅を課セサル繊物ヲ以テ製造シタルモノヲ除ク』と改め、更に又同年六月十七日府令第五十五號を以て第一條但書を『但シ既ニ使用シタルモノヲ除ク』と改め、且第三條を削除し、何れも公布の日より之を施行したり。

第八項　關稅訴願

朝鮮に於ける關稅訴願の制度は明治四十五年四月一般關稅制度の刷新を機とし、同年三月制令第二十一號を以て『朝鮮關稅令及明治四十四年制令第二號ニ基ク訴願ニ關シテハ訴願法ニ依ル』と定め同年四月一日より之を施行したるを以て嚆矢とす。訴願法とは明治二十三年法律第百五號を以て公布せられたるものなり。然るに大正九年八月に至り關稅据置期間滿了と共に朝鮮に關稅法其の他の法令を施行し、且之と同時に制令第十九號を以て朝鮮に移入する物品の移入稅等に關する規定を制定施行するに及び、同年八月制令第二十二號を以て『關稅法、大正九年制令第十九號及明治四十四年制令第二號ニ基ク訴願ニ關シテハ訴願法ニ依ル』と改めたり。

要するに朝鮮に於ける關稅訴願の制度は、大體內地の制度に準據して之を創設したるものにして其の創設と同時に明治四十五年四月勅令第八十四號を以て朝鮮關稅訴願審査委員會官制を制定したり。然るに當時現行の關稅は從價稅にして、課稅價格に對して異議ある場合は別に評價課稅又は當該貨物買上の方法あり、且又各稅率の間に甚だしき高低なき爲め、訴願の提起せらるるもの多からず。

第四款　噸稅

噸稅に關しては我併合以後も姑く韓國時代舊條約の規定に依りたるも、種々不便尠からざりしを以て、之が完全なる規則制定の必要ありとし、明治四十五年三月に至り制令第十八號を以て朝鮮噸稅令を制定し、同年四月一日より之を施行したり。其の全文左の如し。

朝鮮噸稅令（明治四十五年三月二十八日制令第十八號）

第一條　外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付貳拾五錢ノ噸稅ヲ課ス但シ噸稅納付ノ日ヨリ四月間ハ何レノ開港ニ於テモ噸稅ヲ納ムルコトヲ要セス

前項ノ噸稅ニ關シテハ噸稅法第一條第一項ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

第二條　前條ノ規定ハ貿易ノ爲朝鮮ト內地臺灣及樺太トノ間ニ往來スル船舶ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の如く、朝鮮に於ける噸稅に就ては、噸稅率に關する第一條第一項の規定を除くの外主として噸稅法に依るものにして、此の規定は貿易の爲め朝鮮と內地臺灣及樺太との間に往來する船舶に之を準用したり。然れども之が施行に關しては內鮮間必ずしも事情を一にせざるものあるを以て、別に同年三月府令第四十九號を以て朝鮮噸稅令施行規則を左の如く定め、右と同時に之を施行したり。

朝鮮噸稅令施行規則（明治四十五年三月二十八日府令第四十九號）

第一條　稅關稅關支署又ハ稅關出張所ニ於テ噸稅ヲ徵收セムトスルトキハ朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル場合ノ外其ノ稅金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫若ハ通信官署ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

第二條　稅關稅關支署又ハ稅關出張所ニ於テ噸稅ヲ徵收シタルトキハ別記樣式ノ噸稅納付證ヲ交付スヘシ

第三條　外國貿易船朝鮮噸稅令第一條第一項但書ノ期間內ニ開港ニ入港シタルトキハ噸稅納付證ヲ稅關稅關支署又ハ稅關出張所ニ提示スヘシ

第四條　海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ開港ニ入港シタル外國貿易船ハ其ノ事由ヲ稅關稅關支署又ハ稅關出張所ニ證明スヘシ但シ噸稅ヲ納付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條　噸稅法第四條ニ依リ船舶カ測度ヲ受ケタル場合ニ於テ船舶測度證ヲ受ケムトスル者ハ稅關稅關支署又ハ稅關出張所ニ申請シ證書一通ニ付手數料壹圓五拾錢ヲ納付スヘシ

前項ノ手數料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼付シテ之ヲ納付スルコトヲ得

第六條　犯則ノ調查及處分ノ手續ニ關シテハ關稅令施行規則ヲ準用ス

第七條　本令ノ規定ハ貿易ノ爲朝鮮ト內地臺灣及樺太トノ間ニ往來スル船舶ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式省略）

右の朝鮮噸稅令及同施行規則は其の後何等の改正なく引續き之を施行し來りしが、大正九年八月に至り、新に制令第十八號を以て朝鮮噸稅令を次の如く制定して之に代へ、同年八月二十九日より之を施行したり。

朝鮮噸稅令（大正九年八月二十六日制令第十八號）

外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ噸稅ヲ課ス

噸稅ニ關シテハ噸稅法ニ依ル但シ同法中國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

舊令ニ依リ噸稅ヲ納付シタル船舶ニハ其ノ噸稅納付ノ日ヨリ四月間噸稅ヲ課セス

本令施行前舊令ニ依リ爲シタル處分手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

蓋し大正九年八月に至り韓國併合に關する宣言に依る關稅制度を布くを原則として之が整理を爲したるも、噸稅に關しては別に朝鮮に於ける特殊の事情無きを以て、稅率其の他總て內地の例に依ることと爲せしものなり。唯其の施行に關しては別に同年八月府令第百十八號を以て、左の如く朝鮮噸稅令施行規則を定め、右と同時に之を施行したり。

朝鮮噸稅令施行規則（大正九年八月二十八日府令第百十八號）

第一條　噸稅法第一條但書ニ依リ一時ニ噸稅ヲ納付セムトスル者ハ其ノ旨稅關ニ申告スヘシ

第二條　稅關ニ於テ噸稅ヲ徵收セムトスルトキハ其ノ稅金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

前項ノ規定ハ朝鮮總督府遞信官署現金受拂規則ニ依リ噸稅ヲ徵收スル場合ニ之ヲ適用セス

第三條　海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ開港ニ入港シタル外國貿易船ハ其ノ事由ヲ稅關ニ證明スヘシ但シ噸稅ヲ納付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　噸稅納付濟ノ證明又ハ噸稅法第四條ニ依リ測度ヲ受ケタル場合ニ於テ船舶測度證ヲ受ケムトスル者ハ稅關ニ申請シ證書一通ニ付手數料一圓五十錢ヲ納付スヘシ

前項ノ手數料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼附シテ之ヲ納付スルコトヲ得

第五條　犯則ノ調査及處分ノ手續ニ關シテハ關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則ヲ準用ス

第六條　本令ニ於テ稅關トアルハ稅關支署ノ管轄內ニ在リテハ稅關支署稅關出張所所在地ニ在リテハ稅關出張所トス

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮噸稅令ニ就テハ爾後何等の改正なくして大正末年に及びしが、其の施行規則に就ては大正十一年四月に至り府令第四十六號を以て次の如く其の一部を改正し、以て大正末年に至れり。

府令第四十六號（大正十一年四月一日）

朝鮮噸稅令施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

噸稅ヲ徵收セムトスルトキハ納付スヘキ日本銀行本店、支店又ハ代理店ヲ指定シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ日本銀行ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五款　關稅收入

朝鮮に於ける關稅收入は租稅收入中地稅に次で最も重要なる地位を占めたり。卽ち併合當初の明治四十三年度に於ては其の收入總額二百二萬餘圓にして、同年度租稅收入總額の二割二分强を占め、地稅に次ぎて第二位に在りたり。爾後大正七年度迄は其の收入總額三百八十九萬餘圓（大正三年度）乃至千三十八萬餘圓（大正七年度）の間に在りて、租稅收入總額の二割三分强乃至三割五分强を占め、常に

地稅に次ぎて第二位に在りたり。然るに大正八年度に至るや其の收入總額千五百五十四萬餘圓に達し、四割强を以て各種租稅收入中第一位に昇りたり。翌大正九年度には九百七十四萬餘圓に減少し、二割七分强を以て第二位に降りしも、大正十年度には再び千三百三十二萬餘圓に增加し、三割六分强を以て第一位と爲りたり。其の後七百十四萬餘圓（大正十二年度）乃至千三百八十二萬餘圓（大正十一年度）の間に在り、其の租稅收入總額に對する割合は二割强乃至三割二分强にして、大正十二・三兩年度に於て酒稅の下位に在りし外は、地稅に次ぎ第二位を占めたり。

今關稅・噸稅・出港稅其の他の稅關諸收入に就き、之が年度別決算額竝に年次別收入額を示せば左の如し。

累年關稅收入額表（イ）年度別決算額

年度	關稅	噸稅	出港稅	稅關雜收入	合計
明治四三	二、〇二五、六三五円	四三、一一四円		三二、三七二円	二、一〇一、一二二円
同四四	四、〇六一、八七五	九八、六一九		五七、三七九	四、二一七、八七四
大正元	四、七一二、一二四	八七、六五五		五四、一三七	四、八五三、九一六
同二	四、八〇六、六七三	八六、七七三		五〇、二〇四	四、九四三、六五〇
同三	三、八九三、〇六四	八七、四一二		六六、二九一	四、〇四六、七六八
同四	四、四一六、二三四	七二、〇四六		五七、四二〇	四、五四五、七〇一
同五	五、〇三一、五七八	六九、二七六		四六、〇四〇	五、一四六、八九五
同六	七、二九五、〇七六	六八、〇九四		七〇、八五七	七、四三四、〇二七
同七	一〇、三八九、二四五	九七、七四二		九九、六九三	一〇、五八六、六八〇
同八	一五、五四五、七四一	一二三、四五一		一一六、〇〇一	一五、七八五、一九四

累年關稅收入額表（ロ）年次別收入額

年次	輸移出稅 輸出稅	輸移出稅 移出稅	輸移入稅 輸入稅	輸移入稅 移入稅	噸稅	出港稅	稅關雜收入	合計
明治四三	二四七、二七八円	五四八、五五五円	五五七、〇七一円	二、四三一、三五五円	七七、八八〇円	円	六九、七五五円	三、四四三、三四一円
同四四	五七、六五〇	三六七、三九九	一、八四一、八四九	二、六〇七、三六九	九四四、二八六		八五、八三八	四、三八、四〇三
大正元	一二、四五三	三九四、八一三	二、〇六五、八〇〇	二、六〇九、六七一	九三、七五九		九四、六八一	五、〇六二、七一七
同二	二四、七三〇	三四二、〇七三	一、五九八、九〇三	二、四六二、七四五	八七、八九〇		一四七、八四四	五、二八五、七四二
同三	一六、六八五	五二五、九四六	一、一六八、六六一	二、五八六、三三〇	七七、二七七		一二四、六三六	四、四八九、一八五
同四	一七、四二三	五七七、七〇七	一、三八八、五八六	三、一八六、三六九	七三、八七一		一一七、八九〇	三、五六一、八三五
同五	三九、九八九	七二五、六四〇	一、七五二、八一九	四、一三、〇九九	八七、〇〇一		一四七、八四四	七、二六八、八九五
同六	一六、三七五	七九三、七九六	二、〇九五、三八五	六、五一五、七〇一	八六、四七四		二八、五九九	九、九二六、三三〇
同七	二、三九九	三四四、一三	四、八六、八六一	八、五三二、〇五三	一〇二、九四七		三〇一、五九〇	一七、〇六〇、九三三
同八	—	—	四、一六、七六六	九、二三五、五九一	一五、四七四		三二、三三一、三五四	一五、三二一、五三四
同一〇	—	—	五、六一六、七六六	九、二三五、五九一	一四四、九八〇		三一〇、七三三	一五、三二一、五三四

年次	關稅	噸稅	出港稅	稅關雜收入	合計
同九	九、七四七、六〇七	六一、三五一		九、九二一、四三二	
同一〇	一三、三三二、九七二	一五、八八九		一三、五四六、四九一	
同一一	一三、八二四、八四三	二六、四三〇		一四、二二八、〇七一	
同一二	七、一四五、〇四四	二二、八五一		七、四二〇、七〇七	
同一三	八、二三〇、三七九	二四、九一七		八、四九一、三八二	
同一四	九、九二六、〇七三	二四、八五八		一〇、二八一、八一八	
昭和元	一二、二〇二、八八〇	三九、〇一七		一二、四一二、二九八	

大正一一	—円	—円	七、二四四、六八四円	九、一〇五、一五八円	二三、九二七円	六六、七四八円	三八七、一一九円	一六、八二七、六三六円
同　一二	—	—	六、三一三、三三三	三、四九八、九九三	二三、三六六	九七、四九〇	三三三、九五〇	一〇、二五六、一三二
同　一三	—	—	六、一二七、二九一	二、八〇〇、七三三	二五、〇三八	九三、六九七	三二一、一七七	九、三六七、九二五
同　一四	—	—	五、六〇四、三九七	四、五〇九、七七七	二五、一八〇	二一三、五七八	三二八、三五〇	一〇、六八一、二八二
昭和　元	—	—	八、三〇四、六二三	四、四四八、一三三	三七、二三四	三四、九七八	二、二〇五、六七〇	一五、〇三〇、六三七

第七節　專賣

第一款　總說

朝鮮に於ける政府の專賣事業としては紅蔘煙草及阿片の三種あり。此の外鹽は專賣には非ざれども、殆んど之に準ずべきものなるを以て、朝鮮に於ける專賣を說くに當りては特に附說する所なかるべからず。而して此等は其の起原沿革・態様及重要性等夫々一様ならざるものあり。依て玆に彼此對照之を略述し、以て朝鮮に於ける政府專賣事業の概觀たらしむべし。

紅蔘は政府專賣事業中其の起原最も古く、既に併合以前より紅蔘專賣法を制定實施し、併合後も引續き同様の制度を施行し來りしが、大正九年十月に至り從來の制法の不備を補ひ新に紅蔘專賣令を施行して之に代へたり。之に比すれば煙草・阿片の兩者は其の實施遙に遲れ、煙草は大正十年朝鮮煙草專賣令を制定施行し、阿片は大正八年朝鮮阿片取締令を制定施行し、夫々專賣事業を開始したり。唯煙草に關しては既に併合以前我國による韓國財政整理に當り同國將來に於ける財源調査の重要なる一項目として之に著目し、之を專賣とすべきや否やに就き周密なる調査を遂げたりしが、將來專賣制度を施行すべき方針の下に、先づ煙草に對して課税主義を採ることに決し、隆熙三年(明治四十二年)二月以來之が耕作税及販賣税を徵し、以て併合後に及び、次いで大正三年に至り新に消費税及製造税を徵することと爲し、更に大正七年に至り葉煙草の消費税を創設して製造煙草の消費税との均衡を計ると共に耕作税を廢し、大正九年には製造税をも廢し、以て大正十年に於ける專賣施行の時に及びたり。又阿片に關しては、由來韓國に於ては隣國支那の惡習に感染し、之が吸食の常習者あり、併合當時既に所謂阿片癮に陷れるもの尠からず存したるを以て極力之が取締に腐心し來りたるも、大正八年に至り之が一層の取締を必要なりとし、專賣制度を採用するに至りたるものなり。次に鹽は煙草と同じく併合以前の我が財政整理に當り、將來に於ける財源調査の一項目として之が專賣の可否如何を考究したるも、光武十一年(明治四十年)差當り先づ民營を禁止し、翌隆熙二年之が官營を開始したり。然るに右は天日製鹽法に依る製鹽に關する限りのことにして、從來の煎熬製鹽法に依る製鹽に關しては必ずしも民業を禁止するものに非ず、從つて鹽に關しては專賣制度を採用したるものに非ざりしも、大規模なる天日製鹽法に依る製鹽に對しては、從來の不完全なる煎熬製鹽法に依る製鹽は到底對抗し得べきに非ず、斯くて政府としては殆んど專賣制度の採用と同様の效果を擧げ得たるものなりとす。

各種專賣品の製造及販賣の態様は夫々特徵ありて必ずしも一様ならず。即ち先づ製造に關しては紅蔘及煙草は政府其の製造を獨占し、唯煙草に就ては荒刻煙草及輸出用煙草の製造特許の例外を認めたり。又阿片は許可主義を採り、特許を與へたるものをして之を製造せしめ、其の製品を政府に

收納するものにして、之が製造原料の栽培に就ても許可主義を採り、罌粟の栽培は阿片製造の許可を得たるものに限り之を許すこととしたり。更に鹽に就ては天日製鹽を政府の官營とし、舊式の煎熬鹽のみ民間の製造を認めたり。次に販賣に關しては紅蔘は最初指名競爭入札を以て拂下ぐる方法を採り、大正三年度以降は特約一手拂下の方法により、煙草は政府又は指定元賣捌人又は小賣人をして販賣せしめ、阿片は特に指定したる販賣人をして特定用途に限り販賣せしむ。又鹽は最初一特定人に其の販賣を委託したるも、之に依りては尙ほ配給の圓滑を期し難きものありとし、大正七年度より全國各地に亙りて特約販賣人を分置して、該地方の小賣人及消費者に供給せしむることと爲したり。

紅蔘專賣は其の起原最も古しと雖も、其の財政上に於ける重要性は當初殆んど謂ふに足らず。卽ち其の收入を見るに、併合當初の明治四十三年度に於ては僅々十六萬八千餘圓に過ぎず、其の後に於ける保護奬勵により漸次製造高增進し、大正十年に於ける收入二百十萬四千餘圓、昭和元年度同上二百七十六萬九千餘圓に及びたり。唯右收入より支出を差引きたる專賣益金に就て見れば、大正十年度に於て六十一萬七千餘圓、昭和元年度に於て百七十七萬餘圓なりとす。次に阿片專賣が國民の保健衞生上の取締の必要に出で、之により財政上の收入を期待せざることは謂ふ迄もなき所にして、其の收入は大正十年度に於て十二萬一千餘圓、大正十三年度（大正十四年度は一時專賣中止）に於て五萬四千餘圓、又其の益金は大正十年度に於て三萬一千餘圓、大正十三年度に於て一萬三千餘圓に過ぎず。又鹽は國民生活上の必需品たると共に化學工業原料として重要なるものなるを以て、之による財政上の收入は必ずしも政府の期待する所に非ず、主として朝鮮內に於ける自給自足を得べき方針の下に之を經營したり。其の收入は明治四十三年度に於ては四千餘圓に過ぎず、其の後生產高の劇增により年々收入增加し、大正十年度に於ては百十六萬二千餘圓、昭和元年度に於ては百三十一萬四千餘圓に昇りたるも、其の益金は大正十年度に於て三十八萬六千餘圓、昭和元年度に於て十二萬一千餘圓に過ぎず。然るに此等に對し大正十年創始したる煙草專賣の收入は同年度に於て既に千三百五十八萬餘圓に達し、爾後累增して昭和元年度に於ては二千七百七十六萬八千餘圓に昇り、其の益金亦大正十年度に於て三百二十一萬二千餘圓、昭和元年度に於て千八十三萬七千餘圓に及び、之を專賣收入上より見るときは煙草專賣が最も重要性を有せるを知るべし。而して全專賣事業收入（鹽を含む）は大正十年度千六百九十六萬九千餘圓、昭和元年度三千百八十五萬二千餘圓にして、之を大正十年度總督府特別會計歲入決算總額一億七千五百十三萬四千餘圓（內經常歲入九千三百四十一萬七千餘圓、臨時歲入八千百七十一萬七千餘圓）、大正十五年度同上二億千百七十萬八千餘圓（內經常歲入一億五千九百六十四萬六千餘圓、臨時歲入五千二百六萬二千餘圓）に對比することによりて、專賣收入の朝鮮財政收入上に於ける地位を知ることを得べし。今大正十年專賣局設置以後大正末年度に至る各種專賣事業に就き其の收支及專賣益金を示せば左の如し。

各種專賣事業益金高表

種別		大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
煙草	歲入	一三、五八〇、五三九円	一八、二九五、〇二五円	一七、〇三二、五六五円	二〇、八三二、七六四円	二一、〇二四、九九九円	二七、七六八、五九三円
	歲出	一〇、三六八、一五六	一二、五四九、七四五	一二、二二六、四〇五	一四、六四一、九〇八	一三、三八四、三〇五	一六、九三一、一八四
	差引益金	三、二一二、三八二	五、七四五、二七九	四、七九六、一六〇	六、一九〇、八五五	七、六四〇、六九三	一〇、八三七、四〇九

紅蔘	歲入	二、一四四、七二〇	二、二五〇、七三一	二、三五六、八五六	二、七六九、六〇六
	歲出	一、四八六、九一九	一、六六六、六七一	一、九三九、六三一	二、四九八、九七八
	差引益金	六七七、八〇一	六四四、〇六一	六一六、一六三	九九八、九七八
蔘	歲入	一、一六二、三八〇	八八九、二九〇	五九七、三〇五	一、七七〇、六二七
	歲出	七三五、八三一	七七一、五六六	五〇七、一四五	一、三四四、二〇六
	差引益金	三八六、五四九	二六六、七三四	一〇九、一三九	四二六、六六六
阿片	歲入	二三、七九九	九、五六九	六四、一四〇	一三、五四〇
	歲出	九、四四〇	六一、二六九	五四、一四〇	—
	差引益金	一三、三五九	九、七九九	一〇、〇〇〇	—
合計	歲入	一九、八二二、六六四	二四、〇九七、五三四	二四、九四四、三五五	三一、三五四、六四四
	歲出	一四、七〇三、九九二	一六、九三六、八〇三	一五、四四七、六四七	一九、一三三、八六八
	差引益金	五、一七九、六七二	七、一六〇、七三一	九、四六六、七七七	一二、七九九、五七七

第二款　紅蔘專賣

第一項　序說

人蔘は朝鮮古來の名產なり。耕作人蔘の收穫せられたるものを水蔘と云ひ、之を蒸し更に乾燥して製造せるものを紅蔘と稱す。而して朝鮮の紅蔘は高麗蔘の稱呼を以て特に支那に輸出せらるること多く、其の聲價頗る高し。韓國政府は古くより之を清國朝貢品の隨一とし、兼ねて朝貢使をして之を販賣せしめたるが故に、其の栽培及製造に特別なる管理取締を加へ、久しく專賣類似の仕法を慣行し來れり。光武三年（明治三十二年）に至り、同國宮內府は此の事業を其の專管と爲したるも、當時既に國內多事にして、綱紀全く弛緩したる一般社會情勢の推移に伴ひ、紅蔘專賣事業も漸く頽廢の極に達し、蔘圃の病蟲害は全般に瀰漫し、且又蔘賊と稱するもの群を爲して恣に蔘圃を荒掠する等の事情に因りて、紅蔘の生產高は逐年著しく減少を來し、嘗て其の最盛時に於て年產額約十萬斤を以て算せられしに、隆熙二年（明治四十一年）に於ては僅に四千餘斤に過ぎざる激減を示せり。韓國政府は斯くの如き頽勢を挽回し、併せて國庫の收入を增加せしめんが爲には、先づ該事業の所管を宮內府より度支部に移屬せざるべからずとし、隆熙元年（明治四十年）十二月我統監の指導の下に之を實行し、次いで同二年七月紅蔘專賣法を公布して其の制度を確立したり。韓國併合の後は朝鮮總督府其の事業を繼承し特別耕作區域の指定、種苗の改良、病蟲の驅除豫防の科學的研究、耕作の奬勵等、蔘政の改善施設に努め他方蔘業組合を組織せしむる等、大いに斯業の發達を助長したり。然るに其の後に於ける時勢の變遷に適應せんが爲に、大正九年十月に至り右の紅蔘專賣法を廢止し、新に紅蔘專賣令を制定して之に代へ、益〻斯業の取締と發達とに資する所あらしめたり。

第二項　紅蔘專賣の實施

第一目　紅蔘專賣法制定以前

前述の如く光武三年（明治三十二年）以降韓國の宮內府は紅蔘專賣の事業を己が專管と爲したるが、今當時に於ける制度の概略を述ぶれば次の如し。卽ち宮內府は內藏院（後の經理院）の管理下に蔘政課なるものを置きて其の事務を掌らしめ、人蔘の耕作には別に制限を加へずと雖も、每年四五月の交蔘政課より吏員を耕作地に派遣して蔘圃を調査せしめ、臺帳を備へ、耕作者に憑券を下附す。人蔘栽培後

六七箇年を經過し之を採收せんと欲するものは、監採官の採決を經たる後、憑券を添へて其の旨を蔘政課に屆出で、蔘政課は臺帳と照合して之を許可し、吏員を派して採取を監督せしむ。又人蔘製造の事業は名義上政府の直營にして、製造は必ず其の手を經ざるべからず。唯事實上に於ては或は直營とし、或は私人の經營に委託したり。然るに當該官吏の腐敗は其の間幾多の私曲を頻出し、人蔘耕作者亦之を蔘政課に納付するよりも、寧ろ他に密賣するを利益とし、且又日淸兩國の奸商之に乘じて不法を逞くしたる爲め、一時人蔘の密採密造盛に行はれたり。我財政顧問の就任後、警務顧問の協力の下に此の弊風の剪除に努力して、其の成績漸く見るべきものありしが、一般財政整理中の一大綱目たる宮中府中の區別を明かにし、以て國庫の收入を增加せしむる必要上、斷然紅蔘專賣の事業をも度支部の所管に移屬するに決し、隆熙二年（明治四十一年）一月、一切の關係書類、建物敷地及前年民間製造の紅蔘全部を經理院より引繼ぎ、收納紅蔘に對しては正鵠なる評價を以て賠償金を交付したり。而して紅蔘專賣の事業を度支部所管に移屬すると共に、銳意事業施行に關する諸般の調査を遂げ、同年七月に至り紅蔘專賣法及其の施行細則を制定公布することを得たり。

第二目　紅蔘專賣法の制定

前述の如く韓國政府は隆熙元年（明治四十年）十二月を以て紅蔘專賣事業を宮內府より度支部に移管したる爲め、同部司稅局に蔘政課なるものを增設し、便宜上之を人蔘生產の中心地たる開城に分置して、紅蔘の製造及專賣竝に人蔘病源調查、栽培法改良助成等に關する事務を掌らしめたり。然るに右と共に紅蔘專賣に關する精細なる法規を定むる必要あるを以て、種々調查研究の結果翌隆熙二年七月法律第十四號を以て次の如き紅蔘專賣法を公布し、卽日より之を施行したり。

紅蔘專賣法（隆熙二年七月二十日法律第十四號）（譯文）

第一條　紅蔘ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第二條　紅蔘ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ販賣シ又ハ輸出スルコトヲ得ス

第三條　人蔘ハ政府ノ免許ヲ得タル者ニ非サレハ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

第四條　紅蔘製造ノ原料タルヘキ水蔘ハ政府之ヲ收納ス

第五條　政府ハ紅蔘製造ノ原料ニ充ツヘキ人蔘ノ特別耕作區域ヲ指定スルコトヲ得

第六條　人蔘耕作者ハ每年左ノ事項ニ付政府ニ申請シテ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

一　蔘苗圃ノ位置間數

二　成苗ヲ定植スヘキ蔘圃ノ位置間數及成苗ノ根數

三　收穫スヘキ蔘圃ノ位置間數及人蔘ノ根數

第七條　相續ニ因ルノ外人蔘ノ耕作ヲ承繼セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ

相續ニ因リ人蔘ノ耕作ヲ承繼シタル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第八條　政府ハ收穫前ニ水蔘ノ收穫量目及根數ヲ查定ス

第九條　人蔘耕作者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ前條ノ查定前ニ人蔘ヲ收穫スルコトヲ得ス

第十條　人蔘耕作者ノ收穫シタル水蔘ハ總テ之ヲ政府ニ納付スヘシ納付ノ期日及場所ハ政府之ヲ定ム

前項ニ依リ人蔘耕作者ノ納付シタル水蔘ニシテ政府ノ收穫ニ適セサルモノハ紅蔘ヲ製造スヘカラサル措置ヲ施シ之ヲ元納付者ニ還付ス

第十一條　政府ハ其ノ收納シタル水蔘ニ對シ賠償金ヲ交付ス

賠償價格ハ政府之ヲ定メ豫メ之ヲ公示ス

第十二條　人蔘耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定シタル量目又ハ根數以上ノ水蔘ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ對シ第十三條第二項ノ規定ニ準シ算定シタル金額ノ八倍ヲ納付セシムルコトヲ得

第十三條　人蔘耕作者私ニ耕作間數ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ減作地又ハ廢作地ニ生產スヘキ水蔘ノ價格ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

前項水蔘ノ價格ハ其ノ年ニ於ケル近傍類似蔘圃ノ水蔘收納額及之ニ對スル賠償金額ヲ標準トシテ之ヲ算定ス

第十四條　第六條及第八條乃至第十三條ノ規定ハ特別耕作地域內ニテ人蔘ヲ耕作スル者ニ限リ之ヲ適用ス

第十五條　人蔘耕作者本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十六條　政府ハ蔘圃乾燥場貯藏場其ノ他必要ト認ムル場所ニ立入リ物件ヲ檢査シ又ハ監督上必要ナル處置ヲ行フコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル現品ハ之ヲ沒收ス

一　第二條ニ違背シ紅蔘ヲ販賣シ又ハ輸出シタル者

二　第三條ニ違背シ免許ヲ受ケスシテ人蔘ヲ耕作シタル者

三　第六條第七條及第九條ニ違背シタル者

四　政府ニ納付スヘキ水蔘ヲ他ニ讓渡シ讓受ケ消費シ又ハ隱藏シタル者

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　人蔘耕作者ニシテ許可ヲ受ケサル土地ニ人蔘ヲ耕作シタル者

二　人蔘耕作者ニシテ正當ナル事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニ水蔘ヲ納付セサル者

第十九條　私ニ紅蔘ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル現品及製造器具器械ハ之ヲ沒收ス

第二十條　本法ノ犯罪ニ係ル現品ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ又ハ其ノ現品ニシテ他ニ所有者アル爲沒收スルコトヲ得サルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第二十一條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　當該官吏本法ノ犯罪ヲ調査シ其ノ心證ヲ得タルトキハ犯人ニ對シ罰金追徵ニ相當スル金額沒收ニ該當スル物品及書類送達其ノ他附帶ノ費用ヲ指定シ該期間ニ履行セサルトキハ告發スヘキ旨ヲ記載スヘシ

前項ノ通告ニハ期間ヲ指定シ該期間ニ履行セサルトキハ同一事件ニ對シ訴訟ヲ受クルコトナシ

第二十三條　犯人前條ノ通告ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ對シ訴訟ヲ受クルコトナシ

第二十四條　人蔘耕作者ハ其ノ代理人家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス第二條ノ規定ニ違反シ紅蔘ヲ販賣シ又ハ輸出スル者ニ對シテモ亦同シ

第二十五條　本法施行ノ爲必要ナル細則ハ度支部大臣之ヲ定ム

附　則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際人蔘ヲ耕作スル者ハ本法施行ノ日ヨリ三箇月內ニ政府ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲シタル者ハ第三條ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

右は紅蔘の製造を政府に專屬することを規定せる外、之が耕作・販賣・輸出等の全般に亙る統轄を明示したるものなるが、右と同時に別に度支部令第十八號を以て紅蔘專賣法施行細則を公布し、之亦卽日より施行せり。卽ち左の如し。

紅蔘專賣法施行細則（隆熙二年七月二十一日度支部令第十八號）（譯文）

第一條　人蔘耕作ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ度支部ニ差出スヘシ

前項耕作ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シテハ第二號書式ノ免許證ヲ公付スヘシ

紅蔘專賣法附則第二項ニ依リ申告シタル者ニ對シテモ亦同シ

第二條　前條ノ免許證ハ人蔘耕作者ニ於テ其ノ耕作ヲ廢止シ又ハ免許ヲ取消シタル場合ニ於テハ之ヲ度支部ニ返納スヘシ

第三條　紅蔘專賣法第六條ニ揭クル事項ニ對シテハ人蔘耕作者ハ度支部大臣ノ定ムル期間內ニ於テ度支部ニ申請シ許可ヲ受クヘシ

第四條　前條ノ許可ヲ得タル者ニ對シテハ左ノ書式ノ許可證ヲ交付スヘシ

一　播種ヲ許可シタルトキ　第三號書式

二　移植ヲ許可シタルトキ　第四號書式

三　收穫ヲ許可シタルトキ　第五號書式

許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シタル場合ニハ舊許可證ト引換ニ新許可證ヲ交付スヘシ

第五條　前條ノ許可證ハ證書不用ニ歸シタルトキ之ヲ度支部ニ返納スヘシ

第六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ人蔘耕作ノ免許ヲ爲サス又ハ耕作ニ關シ必要ナル制限ヲ付スルコトアルヘシ

一　人蔘ニ關スル法令ニ違反シタル者

二　人蔘耕作ノ成績不良ナル者

三　人蔘耕作取締上不便ト認ムル地方ニ耕作セムトスル者

四　耕作地積五十間ニ充タサル者

第七條　人蔘耕作者免許證又ハ許可證ヲ亡失シタルトキハ卽時事由ヲ具シ之カ再下付ヲ度支部ニ申請スヘシ

第八條　左ノ事項ハ度支部大臣ノ指示スル所ニ從フヘシ

一　蔘苗圃ノ設備及其ノ管理

二　播種、移植及收穫ノ時期

三　蔘圃每一間ノ植付根數竝根間ノ距離

四　其ノ他一般耕作方法

五　病蟲害ノ豫防及驅除方法

六　水蔘ノ作駄及運搬方法

第九條　成苗ノ定植ヲ了リタルトキハ殘存ノ蔘苗ハ當該官吏ノ承認ヲ經テ相當ナル處置ヲ行フヘシ

第十條　人蔘耕作者ハ其ノ耕作地每ニ耕作者ノ姓名ヲ記シタル標木ヲ立ツヘシ

第十一條　紅蔘專賣法第八條ニ依リ水蔘ノ收穫量目及根數ヲ查定セムトスルトキハ度支部大臣ハ其ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ公示スヘシ

第十二條　人蔘耕作者ハ災害盜難其ノ他ノ事故ニ因リ耕作人蔘ニ損害ヲ受ケタルトキハ卽時其ノ事由ヲ具シ度支部ニ申告スヘシ

第十三條　水蔘ヲ政府ニ納付スル場合ニハ其ノ年次、片數每ニ區分調理スヘシ

第十四條　收穫ニ際シ腐蝕根、未熟根等アルトキハ當該官吏ノ承認ヲ經テ相當ナル處置ヲ行フヘシ

第十五條　水蔘ヲ納付スヘキ期日及場所ハ度支部大臣之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第十六條　人蔘耕作者納付ノ爲水蔘ヲ運搬スルトキハ耕作許可證ヲ携帶スヘシ

前項ノ許可證ハ水蔘ヲ納付スル際之ヲ度支部ニ提出シ納付根數量目賠償金額還付根數等ノ記入ヲ受クヘシ

第十七條　人蔘耕作者ハ其ノ耕作間數ノ減少又ハ耕作廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ現存スル人蔘ニ對シテハ

當該官吏ノ承認ヲ經テ相當ナル處置ヲ行フヘシ紅蔘專賣法第十五條ニ依リ耕作ノ免許ヲ取消シタルトキ亦同シ

附　則

第十八條　本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

第三目　紅蔘專賣令の制定

前揭紅蔘專賣法は韓國併合後も引續き施行せられ、紅蔘專賣に關する根本法規を爲せしも、其の後に於ける事情の推移は右法令の不備を痛感せしめたるを以て、大正九年十月に至り、新に制令第二十四號を以て紅蔘專賣令を制定して之に代へたり。其の改正の主要點は、紅蔘專賣法に在りては水蔘又は人蔘種子の輸出入に就き何等の制限を設けざるも、無制限に之が輸出入を認むるときは紅蔘の密造を誘致し、或は朝鮮人蔘を劣惡ならしむる虞あるにより、新規定に於ては共に之を制限し、以て專賣制度の基礎の鞏固を圖らんとするに在り。其の他耕作免許の手續を簡易にし、或は本令違反者の制裁を緩和する等斯業の發達に資する所あらんとしたり。右紅蔘專賣令の全文左の如し。

紅蔘專賣令（大正九年十月十九日制令第二十四號）

第一條　紅蔘ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第二條　紅蔘又ハ人蔘種子ハ政府及政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

水蔘又ハ人蔘種子ハ政府及政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第三條　人蔘ヲ耕作セムトスル者ハ耕作坪數ヲ定メ免許ヲ受クヘシ

人蔘耕作者耕作ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

人蔘耕作者耕作坪數ヲ變更セムトスルトキハ許可ヲ受クヘシ

第四條　人蔘ノ耕作ヲ相續ニ因リ承繼シタルトキハ遲滯ナク之ヲ屆出ツヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外人蔘ノ耕作ヲ承繼セムトスルトキハ免許ヲ受クヘシ

第五條　朝鮮總督ノ指定シタル耕作區域内ニ於テ收穫シタル水蔘ニシテ紅蔘ノ製造原料ニ適スルモノハ政府之ヲ收納ス

第六條　前條ノ耕作區域内ニ於テ耕作シタル人蔘ハ其ノ收穫量目及根數ノ査定ヲ受クルニ非サレハ之ヲ收穫スルコトヲ得ス

第七條　第五條ノ耕作區域内ニ於テ收穫シタル水蔘ハ朝鮮總督ノ指定シタル期日迄ニ其ノ指定シタル場所ニ之ヲ搬入スヘシ

前項ノ規定ニ依リ搬入シタル水蔘ニシテ政府ニ收納セラレサルモノハ人蔘耕作者之ヲ搬出スヘシ

第八條　政府ハ其ノ收納シタル水蔘ニ對シ賠償金ヲ交付ス

水蔘ノ賠償價格ハ朝鮮總督豫メ之ヲ告示ス

第九條　人蔘耕作者第五條ノ耕作區域内ニ於ケル耕作坪數ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタルトキハ政府ハ人蔘ノ廢棄其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條　紅蔘ハ政府及政府ノ指定シタル賣捌人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

紅蔘ノ賣捌ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十一條　當該官吏ハ人蔘ノ苗圃、耕作地、乾燥場、貯藏場、店舖其ノ他必要ト認ムル場所ニ立入リ帳簿物件ヲ檢査シ又ハ取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條　人蔘耕作者本令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ耕作ノ免許ヲ取消シタルトキハ政府ハ人蔘ノ廢棄其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條　紅蔘ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル紅

蔘、紅蔘原料及製造器具器械ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收ス

第十四條　政府ノ命ヲ受ケスシテ紅蔘若ハ人蔘種子ノ輸入ヲ圖リ若ハ輸入ヲ爲シタル者又ハ政府ノ許可ヲ受ケスシテ水蔘若ハ人蔘種子ノ輸出ヲ圖リ若ハ輸出ヲ爲シタル者ハ其ノ紅蔘、水蔘又ハ人蔘種子ノ價格ノ十倍ニ相當スル罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル物件ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收ス但シ其ノ罰金額ハ百圓ヲ下ルコトヲ得ス

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル物件ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收ス

一　第三條第一項又ハ第四條第二項ノ免許ヲ受ケスシテ人蔘ヲ耕作シタル者

二　第六條ノ規定ニ違反シタル者

三　第五條ノ耕作區域内ニ於テ收穫シタル水蔘ヲ朝鮮總督ノ指定シタル場所ニ搬入前消費シ、隱蔽シ又ハ他人ニ引渡シタル者

四　政府ノ指定シタル賣捌人ニ非スシテ紅蔘ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第五條ノ耕作區域内ノ人蔘耕作者ニシテ第三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタル者

二　第四條第一項ノ屆出ヲ怠リタル者

三　第五條ノ耕作區域内ニ於テ收穫シタル水蔘ヲ正當ノ事由ナクシテ朝鮮總督ノ指定シタル期日迄ニ搬入セサル者

第十七條　第十三條第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ沒收スヘキ物件ヲ讓渡、消費其ノ他ノ事由ニ依リ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第十八條　當該官吏ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條　朝鮮間接國稅犯則者處分令及大正元年制令第四號ノ規定ハ本令ノ犯罪事件ニ付之ヲ準用ス但シ朝鮮間接國稅犯則者處分令ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十條　本令中輸入又ハ輸出ニ關スル規定ハ紅蔘、水蔘又ハ人蔘種子ヲ內地、臺灣若ハ樺太ニ移出スル場合ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

隆熙二年法律第十四號紅蔘專賣法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リ爲シタル免許、處分其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アルトキハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

右の紅蔘專賣令の施行期日は附則に定むる所により、大正九年十一月府令第百六十七號を以て同年十一月十五日と定められたり。同令は其の後大正十一年十一月二十八日制令第十一號を以て第二條、第十四條及第二十條中『水蔘』を『皮付白蔘、水蔘』と改めたり。之れ當時朝鮮內に產する人蔘を以て皮付白蔘を製造し、朝鮮外に於て之を原料として政府專賣の紅蔘に酷似する紅蔘を製造販賣するもの多く、爲に支那方面に於ける政府專賣の紅蔘の販路に影響する所尠からざるを以て、水蔘と同じく皮付白蔘に就ても其の輸移出は政府の許可を受けたるものに限らしむることとするの必要ありしに依る。紅蔘專賣令に就ては爾後何等の改正なくして大正末年に及べるものとす。

紅蔘專賣令の發布と共に大正九年十一月府令第百六十八號を以て、次の如き紅蔘專賣令施行規則を公布し、紅蔘專賣令の施行と同時に施行したり。

紅蔘專賣令施行規則（大正九年十一月六日府令第百六十八號）

第一條　人蔘耕作ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ蔘苗ヲ購入シテ人蔘ヲ耕作スル場合ニ在リテハ移植ノ前年三

月末日迄ニ其ノ他ノ場合ニ在リテハ播種ノ前年三月末日迄ニ第一號樣式ノ申請書ヲ提出スヘシ

前項ノ耕作ヲ免許シタルトキハ第二號樣式ノ免許證ヲ交付ス

第二條　免許證記載ノ年ニ播種又ハ移植ヲ爲ササリシトキハ前條ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ人蔘耕作ノ免許ヲ爲ササルコトアルヘシ

一　人蔘ニ關スル法令ニ違背シ又ハ人蔘耕作ニ關シ政府ノ指示ニ從ハサル者其ノ他人蔘耕作者タルニ不適當ナリト認ムル者

二　人蔘耕作ノ成績不良ナル者

三　人蔘耕作地トシテ不適當ト認ムル場所ニ耕作セムトスル者

四　取締上不便ナル地ニ耕作セムトスル者

五　一ノ場所ニ於テ苗圃ニ在リテハ三十坪未滿本圃ニ在リテハ百坪未滿ノ耕作ヲ爲サムトスル者

前項第一號乃至第三號及第五號ノ規定ハ紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域外ニ於テ人蔘ヲ耕作スル者ニ之ヲ適用セス

第四條　人蔘耕作者其ノ耕作ヲ廢止セムトスルトキハ第三號樣式ノ申請書ニ免許證ヲ添附シ之ヲ提出スヘシ」

人蔘耕作者耕作坪數ヲ變更セムトスルトキハ第四號樣式ノ申請書ニ免許證ヲ添附シ之ヲ提出スヘシ

第五條　人蔘耕作者紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域內ノ耕作ヲ廢止シ又ハ耕作坪數減少ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ現存スル人蔘ハ當該官吏ノ指揮ヲ受ケ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第六條　人蔘ノ耕作ヲ相續ニ因リ承繼シタルトキハ第四號樣式ノ申告書ニ免許證及相續開始ノ事實ヲ證スル書類ヲ添附シテ提出シ免許證ノ更正ヲ受クヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外人蔘耕作承繼ノ免許ヲ受ケムトスルトキハ第六號樣式ノ申請書ニ免許證ヲ添附シテ提出スヘシ

第七條　人蔘耕作者住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ三十日以內ニ免許證ノ更正ヲ申請スヘシ

免許證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ直ニ其ノ事實ヲ詳具シ之カ再交付ヲ申請スヘシ

第八條　人蔘耕作者人蔘耕作ノ免許ヲ取消サレタルトキハ直ニ免許證ヲ返納スヘシ

第五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九條　紅蔘專賣令第六條ニ依リ人蔘收穫ノ查定ヲ爲サムトスルトキハ豫メ人蔘耕作者ニ通知ス

前項ノ查定ヲ爲シタルトキハ第七號樣式ノ查定證ヲ交付ス

第十條　人蔘耕作者紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域內ニ於テ耕作中ノ人蔘又ハ收穫シタル水蔘ニ災害盜難其ノ他ノ事故ニ因リ損害ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ事實ヲ申告スヘシ

第十一條　紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域內ニ於テ人蔘ヲ耕作スル者ハ左ノ事項ニ付政府ノ指示ニ從フヘシ

一　蔘圃ノ設備

二　人蔘ノ耕作及病蟲害ノ豫防驅除方法

三　水蔘ノ荷造及搬入ノ方法

第十二條　人蔘耕作者紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域內ニ於テ水蔘ヲ收穫シ又ハ之ヲ政府指定ノ場所ニ搬入セムトスルトキハ收穫查定證ヲ携帶スヘシ

第十三條　政府ニ於テ水蔘ヲ收納シタルトキハ收穫查定證ニ收納量目根數賠償金額及紅蔘專賣令第七條第二項ノ人蔘ノ量目根數ヲ記入交付ス

第十四條　紅蔘專賣令第五條ニ依リ新ニ耕作區域ニ指定セラレタルトキハ指定ノ翌年以後ニ播種又ハ移植スル人蔘ニ付第五條及前五條ノ規定ヲ適用ス

第十五條　本令ニ依ル申請又ハ申告竝免許證ノ返納ハ紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域內ニ在リテハ朝鮮總督府財務局專賣課開城出張所長其ノ他ニ在リテハ所轄府尹郡守島司ニ之ヲ爲スヘシ

第十六條　朝鮮間接國稅犯則者處分令ニ定メタル收稅官吏ニ屬スル職務ハ紅蔘專賣令第五條ノ耕作區域內ニ在リテハ朝鮮總督府財務局專賣課開城出張所長其ノ他ニ在リテハ府郡ノ稅務官吏稅務署長ニ屬スル職務ハ紅蔘專賣令

第五條ノ耕作區域內ニ在リテハ朝鮮總督府財務局專賣課開城出張所長其ノ他ニ在リテハ府尹郡守島司之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正九年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式省略）

右の紅蔘專賣令施行規則は其の後次の如き改正を經て大正末年に至れり。卽ち先づ大正十一年八月七日府令第百九號を以て、同規則中に『朝鮮總督府財務局專賣課開城出張所長』とあるを『京城專賣支局開城出張所長』に『朝鮮總督府財務局官吏』とあるを『朝鮮總督府專賣局官吏』に改め、次に大正十三年五月府令第二十三號を以て、人蔘耕作の免許出願期日を定めたる第一條中『移植ノ前年三月末日迄』とあるを『一月末日迄』と改め、何れも卽日より之を施行したり。

第三項　紅蔘專賣の實績

第一目　人蔘の耕作

第一　特別耕作區域の指定

人蔘は朝鮮古來の名產にして、各地に於て之を栽培すと雖も、就中京畿道開城郡を中心とする地方に產出するものは其の品質最も優良にして、高麗蔘の稱呼を以て支那に於て珍重せらるるものは卽ち之れなり。隆熙二年（明治四十一年）七月法律第十四號紅蔘專賣法第五條は、政府は紅蔘製造の原料に充つべき人蔘の特別耕作區域を指定し得るものと爲し、右と同時に度支部令第二十二號を以て其の區域を京畿道の開城・長湍・豐德の三郡、黃海道の金川・兎山・平山・瑞興・鳳山の五郡と指定したり。此の特別耕作區域は其の後に於ける事業の發展と共に擴張の必要を生じ、大正二年八月告示第二百六十八號を以て黃海道の黃州・遂安の二郡を追加し、更に大正三年の行政區域變更の結果同年二月告示第五十二號を以て、豐德及兎山を除きたる九郡を更めて指定したり。大正九年十月に至り紅蔘專賣令制定せらるるや、其の第五條に於て、朝鮮總督の指定したる耕作區域內に於て收穫したる水蔘にして紅蔘の製造原料に適するものは政府之を收納すべき旨を規定せしも、其の耕作區域に就ては從來の紅蔘專賣法に依る特別耕作區域に關する告示を踏襲し、以て大正の末年に及べり。

右の特別耕作區域內に於て生產する人蔘は政府が專賣の紅蔘原料として收納するものなるが故に、之が耕作に對しては特別なる奬勵と保護を加へ、請願警察官を駐在せしめて之を監視し、以て盜難に備ふると共に、區域內に於て生產したる水蔘は一根と雖も區域外に搬出するを許さず、區域外の水蔘は亦之を區域內に移入することを禁じたり。

人蔘の耕作は同一地に連續して之を爲すこと能はず、一度耕作せし土地は二十年以上を經過せざれば其の生育良好ならず。斯くて政府は前述の如く紅蔘專賣法實施以來之が原料たるべき人蔘の耕作區域を特に指定したるも、右區域內に於て耕作の好適地漸次缺乏し、耕作者中其の適地を得るに苦しみ、往々にして不適當なる土地に栽培する者あるに至れり。斯くては人蔘の生育、病蟲害の豫防及取締上遺憾尠からざるを以て、明治四十三年以降は耕作者をして翌年春季蔘圃を新設せんとする豫定地を豫め申告せしめたる上、吏員を派して當該地の耕作地としての適否を檢せしめ、不適當と認むるときは蔘圃の新設を許さざることと爲したり。

第二　耕作の奬勵

前述の如く韓國政府は隆熙二年紅蔘の專賣を行ひ、以て歲入の增加を圖りたるも、當時蔘業は殆んど衰頽の極に達し居たりしを以て、右の目的達成の爲には種々の保護奬勵策を必要としたり。政府の人蔘耕作經營に對する保護奬勵策としては水蔘賠償金の先交、資金の融通、人蔘耕作者に對する褒賞等を擧ぐることを得べし。

抑も人蔘の栽培は他の農耕に比して巨額の資金を要し、而も其の回收は播種より收穫迄數箇年の歲月を待たざるべからず。當時蔘圃の病蟲害甚しく多數の倒產者を續出し、當業者の金融の逼迫著しきものありたるを以て、政府は隆熙二年（明治四十一年）十月、法律第二十五號を以て「水蔘賠償金先交ニ關スル件」を制定し、卽日より之を施行したり。其の全文は左の如し。

水蔘賠償金先交ニ關スル件（隆熙二年十月法律第二十五號）（譯文）

第一條　政府ハ人蔘耕作者ニ對シ耕作資金ニ充ツル爲メ水蔘賠償金ノ先交ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ政府ハ必要ト認ムルトキハ擔保ヲ徵スルコトアルヘシ

第二條　先交金ハ其年度內ニ收穫スヘキ水蔘ノ賠償金豫量價格ノ三分ノ二ヲ超過スルヲ得ス但人蔘耕作者カ所有セル人蔘以外政府ニテ確實ナリト認ムル擔保ヲ提供スル時ハ此限ニ在ラス

附則

本法ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

水蔘賠償金の先交は當年秋季に收穫すべき水蔘に對する賠償金の幾分を、春季播種移植の爲に資金の需要最も盛なる時期に無利子を以て貸與し金融の便を圖るものなり。故に耕作者にして苟も當年收穫すべき蔘圃を有する者は競つて之を出願すべしと雖も、政府は其の出願に對して必ずしも常に先交を爲すものに非ずして、蔘政課に於て出願者の信用を調査すると共に、吏員を派し蔘圃の實際に就きて其の收穫を調査豫量せしめ、以て其の貸否を決する制度なり。斯くて此の制度は耕作者を利惠するを趣旨とせしも、時恰も蔘業の衰頽し、收穫水蔘の最も激減したる折柄なりしを以て、其の效果は必ずしも所期の如くなるを得ず。且又明治四十三年の併合に依り新に會計法を朝鮮に施行するに及び、此の制度は同法施行上不都合を生じたるを以て、遂に明治四十五年を最後として之が實行を停止するに至れり。

右の如く政府は專賣實施の當初水蔘賠償金先交の制を設け、無利子貸付を行ひ以て當業者の金融難を救はんとしたるも、充分なる效果を奏するを得ずして、資金の需要は益〻切實なるものありたり。依て政府は更に隆熙四年（明治四十三年）三月、耕作者を勸誘して蔘業組合を組織せしめ、漢湖農工銀行に交涉して同年より四十五年に至る三年間每年十萬圓の低利資金を該組合に融通せしめたり。組合は之を當年春季新設の蔘圃間數に割當てて貸出し、四十五年十一月より五箇年間耕作者の受くる水蔘賠償金を以て之を償還せしむることとせり。斯くて耕作者は玆に資金融通の便を得て、其の耕作地積を著しく增加し、隆熙三年（明治四十二年）卽ち專賣法實施の翌年、二年根の定植蔘圃は九萬三千五百餘間に過ぎざりしに、翌年に於ては十九萬餘間となり、其の翌年には更に增加して三十四萬餘間の新設蔘圃あるに至れり。

政府は又人蔘耕作奬勵の一法として、斯業に熱心にして成績優良なる者及耕作者を指導し、耕作法の改良進步を圖り、功績特に顯著なるものを表彰せんとし、紅蔘專賣法施行に引續き隆熙二年（明治四十一年）九月度支部令第三十七號を以て人蔘耕作者褒賞規程を設けたり。卽ち左の如し。

人蔘耕作者褒賞規程（隆熙二年九月度支部令第三十七號）（譯文）

第一條　度支部大臣ハ人蔘耕作者ニシテ其成績良好他ノ模範トナル者ニ對シ褒賞ヲ授與ス

第二條　褒賞ハ左ノ四等トス但時宜ニ依リ賞金ヲ以テ此ニ代フルコト有リ

一等賞　金牌
二等賞　銀牌
三等賞　銅牌
四等賞　褒狀

第三條　褒賞ヲ授與スヘキ者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ限ル

一、水蔘ノ品質良好ナル者
二、水蔘ノ收穫多量ナル者
三、法令其他命令ヲ遵守セル者

斯かる奬勵法は韓國に於て嚆矢とする所にして、賞與亦優渥なるを以て、大に耕作者を刺戟したるも、明治四十四年二月に至り府令第二十一號を以て新に人蔘耕作奬勵規則を定めて從來の褒賞に關する規程を統一し、且つ耕作者の雇傭人にも褒賞を授與することとしたり。卽ち左の如し。

人蔘耕作奬勵規則（明治四十四年二月二十三日府令第二十一號）

第一條　紅蔘製造ノ原料タル人蔘ヲ耕作スル者又ハ其ノ雇傭人ニシテ法令其ノ他ノ命令ヲ遵守シ耕作ニ勉勵シ他ノ模範ト爲ルヘキ者ニハ本規則ノ定ムル所ニ依リ奬勵金ヲ授與スルコトヲ得

第二條　前條ノ奬勵金ヲ授與スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル

一　其ノ年ニ於ケル定植蔘圃又ハ蔘苗圃ノ一人平均耕作間數以上ヲ耕作スル者
二　十年以上定植蔘圃ノ耕作ニ從事スル者又ハ五年以上蔘苗圃ノ耕作ニ從事スル者
三　蔘圃苗圃ノ耕作又ハ病蟲害ノ豫防驅除ニ關シ特殊ノ功勞アル者
四　五年以上耕作者ノ雇傭人トシテ蔘圃苗圃ノ耕作又ハ管守ニ從事スル者

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ奬勵金ヲ授與セス

一　紅蔘專賣ニ關スル法令ニ違反シ處分又ハ處罰ヲ受ケタル後滿三年ヲ經過セサル者
二　蔘圃苗圃耕作ニ關シ政府ノ命令又ハ當該官廳ノ指示ヲ遵守セサリシ者ニシテ其ノ情狀重キ者
三　前年又ハ其ノ年正當ノ事由ナクシテ政府ノ查定シタル量目又ハ根數ノ水蔘ヲ納付セサル者
四　前年又ハ其ノ年當該官廳ノ許可ナクシテ耕作間數ヲ減少シタル者

第四條　朝鮮總督府專賣局長ハ每年各蔘圃苗圃ノ耕作者及其ノ雇傭人ニ付受賞候補者ヲ決定シ朝鮮總督ニ稟申スヘシ

第五條　蔘圃苗圃ノ耕作者ニ對スル奬勵金ハ一等乃至四等トシ第一號書式ノ賞狀及賞金ヲ授與ス但シ賞金ハ物品ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項奬勵金ノ金額又ハ物品ノ價格ハ定植蔘圃耕作者ニ對シテハ一人平均五十圓以內蔘苗圃耕作者ニ對シテハ一人平均五圓以內トス

第六條　蔘圃苗圃ノ耕作者ノ雇傭人ニ授與スヘキ奬勵金ハ一人平均五圓以內トシ第二號書式ノ賞狀ト共ニ之ヲ交付ス但シ奬勵金ハ其ノ金額ニ相當スル物品ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
人蔘耕作者褒賞規程ハ之ヲ廢止ス

（書式省略）

右は當時人蔘の耕作方法極めて幼稚にして且病蟲害甚大の爲め其の耕作殆んど絕滅に歸せんとする實情に在りしを以て、耕作の奬勵改善と共に之れが驅除緊要なりしに因る。斯て人蔘の耕作は

爾來著しき發達を遂げしも、其の後に於ける耕作の實況及需要地支那に於ける紅蔘の嗜好の變遷に鑑み、大正十四年六月府令第六十九號を以て次の如く同規則を改正し以て大正末年に及びたり。

府令第六十九號（大正十四年六月十九日）

人蔘耕作奬勵規則左ノ通改正ス

第一條　專賣局長ハ紅蔘專賣令第五條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル區域内ノ人蔘耕作者ニシテ人蔘ノ耕作及病蟲害豫防驅除ニ關シ特殊ノ功勞アルモノ又ハ五年以上引續キ人蔘耕作ニ從事シ耕作ノ成績優秀ナルモノニハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付スルコトヲ得

第二條　人蔘ノ耕作及病蟲害豫防驅除ニ關シ特殊ノ功勞アル者ニ交付スヘキ奬勵金ノ額ハ百圓以内トシ五年以上引續キ人蔘耕作ニ從事シ耕作ノ成績優秀ナルモノニ交付スヘキ奬勵金ハ一等乃至四等トシ其ノ額ハ一人平均五十圓以内トス

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ奬勵金ヲ交付セス

一　紅蔘專賣ニ關スル法規ニ違反シ其ノ處分ヲ受ケタル時ヨリ三年ヲ經過セサル者

二　紅蔘專賣ニ關スル法規違反ノ嫌疑アル者

三　人蔘耕作ニ關スル政府ノ指示命令ニ違反シ其ノ情重キ者

第四條　奬勵金ヲ受クヘキ者死亡シタルトキハ之ヲ其ノ相續人ニ交付ス

第五條　本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ專賣局長之ヲ定ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三　耕作の制限及取締

人蔘耕作の奬勵と共に耕作者は俄に蔘圃地積を增加し、殊に低利資金の融通を得るに及び一層此の勢を助長したり。之れ斯業發展の徴として喜ぶべき現象なりと雖も、耕作者が漫然事業を擴張するときは經營自ら粗放に流れ、人蔘の品質を不良ならしめ、或は資金固定の結果經營上の齟齬を來すを恐れなしとせず。且又最大需要地たる支那に於ける紅蔘の需要と雖も、亦自ら限度あるべきが故に俄に產額を增加するときは勢ひ販賣價格を低落せしむるの已むなきに至るべし。依て政府は玆に顧みて、耕作の奬勵を行ふと共に他方今後漫に耕作間數の增加を望まず、寧ろ小耕作地域に於ける優良品の生產を期するを必要なりとし、明治四十四年當分紅蔘三萬斤の生產を標準とし、每年新設の蔘圃は四萬間以内、定植蔘圃は三十萬間（此の稱呼は當時の用語にして、蔘圃一間の面積は場所に依り差違あり、平均本圃は約一坪、苗圃は約一坪三合八勺に相當す。但し實際に於ては一の蔘圃として多大の土地を要するを以て、間數に依りて蔘圃の總坪數を知ること能はず）以内たるべき旨を告示し、各耕作者の申請する新設蔘圃が右制限を超ゆるときは按分を以て之を減殺することとしたり。然るに大正五年度以降に於ては每年の移植三十萬間を超え、大正七年の如きは實に四十九萬間（人蔘耕作面積の稱呼は大正九年十月紅蔘專賣令發布後「坪」と稱す）の多きに達し、每年採掘坪數增加し、紅蔘製造高亦從つて增加したり。依て大正十年度以降需要狀況調査の結果斷然製造高制限の必要を認め、其の移植坪數を制限し、併せて品質の向上に資したり。

以上述べたる外、人蔘の耕作に關しては蔘種の撰擇、蔘苗の檢査、試作試驗、生產地調査、害蟲の驅除方法の研究等、政府は各方面に亙りて指導保護を加へたるも、今一々玆に言及せず。

（一）人蔘耕作表

年度	種蔘 耕作人員	種蔘 同上間數	二年根 耕作人員	二年根 同上間數	三年根 耕作人員	三年根 同上間數	四年根 耕作人員	四年根 同上間數	五年根 耕作人員	五年根 同上間數	六年根 耕作人員	六年根 同上間數	七年根 耕作人員	七年根 同上間數	合計 耕作人員	合計 同上間數
隆熙二	*一四 三三	一三、三三三間	*一〇 三四	五四、二四五間	*六七	八、五三三間	*九 一七	二、九九二間	*五四 一	一五、四八八間	*七 一五	三、二九五間	*二四	五、八一五間	*五三 一三三	一四〇、六九二間
同　三	*一九 四九	一九、四八七	*四九 三二	九三、五一二	*三七 一四	五二、七〇六	*七	六、七八二	*一六 四	一九、〇九八	*四 二	四、九五七	*二一	八一五	*一三四 一〇二	一九七、三五七
明治四三	*五四 五九	四五、七三四	*四三 三八	一九〇、四四一	*三八 一八	一二四、一七三	*二七 五	五一、五〇九	*三	一〇、一八八	*一	四、二八二	―	一、五四八	*一六六 一三〇	四二七、八七四
同　四四	*一五二 八三	一三六、七三〇	*六八 六〇	三四〇、一八〇	*五五 一九	一九四、八三九	*四三 一〇	一三一、三七二	*二五	四九、四九九	*三	五、二二六	―	八〇	*三四四 一七三	八三七、九〇六
大正元	一	三二、九三八	*二六 九五	七〇三、八四三	*五二 三三	三六三、〇八六	*四二 九	一七六、〇三六	*三二 五	一二五、四四〇	*一九	三九、一四三	*三	一三七	*一七二 一四三	一、四二九、六〇二
同　二	一	一一、五六二	*三	三〇、九三〇	*一九 九五	八〇六、〇一七	*五七 二七	三四七、四三七	*四〇 九	一六三、六九九	*二五 四	八六、七二七	*七	四、九四八	*一六〇 一三六	一、四五一、三三〇
同　三	*五 一	二九、九三〇	*三五 三	一〇〇、〇八二	*二七	一八、〇七〇	*七四 八六	七三三、九六四	*七四 二二	三一六、五八〇	*三八 三	二一九、一九九	*七	九、六九六	*二六〇 一二三	一、三三七、五三三
同　四	*四 一	三四、三八八	*五〇 二〇	二二七、〇八三	*四四 六	一三三、三七一	*二八 一	一八、一五六	*七二 八一	六四四、八〇八	四	一、九六三	―	―	*二〇二 一〇九	一、〇三八、七六九
同　五	*三 一	四二、一六三	*六三 三八	三三八、三一七	*五〇 一五	一九〇、一〇九	*四二 八	一三三、五三五	*二五	一六、〇七四	*六七 四〇	二九八、五一七	―	―	*二四九 一〇二	九九七、七一五
同　六	*七七 二三	五二、〇六二	*六七 三六	三九九、四七一	*六二 三〇	三三五、六五二	*五三 一四	一八九、三九五	*四一 九	一三三、五四九	―	―	―	―	*二九九 一一三	一、〇八八、一三八
同　七	*六四 一五	五七、三六二	*一〇三 四二	四九二、五五七	*八六 二六	四〇四、三〇八	*七四 二二	三三三、三九一	*五四 九	一八三、七八四	―	―	―	―	*三八二 一一六	一、四六一、四〇三
同　八	*八八 五	八六、五一六	*一二五 四四	四三七、一九七	*一〇四 四一	四九〇、二四三	*九四 二	四〇〇、八二八	*八一 九	三〇九、八七〇	―	―	―	―	*四八二 一三〇	一、七二四、六五四
同　九	*二五 一〇	六六、五四三	*一三六 四四	四一九、〇八二	*一三三 三五	四三〇、三七六	*一二六 三三	四八七、〇一五	*八五 二四	三八四、二七二	*一	五八七	―	―	*五七五 一四五	一、七八七、八七四
同　一〇	*一三九 七	二六、九八二	*一三九 二八	二六九、七四八	*一二九 五一	四二一、六二八	*一三〇 三九	四二六、八七二	*一〇四 四七	四七五、八九六	―	―	―	―	*六三二 一七二	一、六二一、一三六
同　一一	*二五 二	四七、八八六	*一一三 三三	一八二、三三〇	*一三〇 二九	二六七、五八九	*二六 六五	四〇八、六四八	*一〇八 六五	四二一、五八〇	―	―	―	―	*五八二 一九二	一、三三八、〇〇七
同　一二	*一四 三	六〇、六〇二	*一一五 九二	三三五、九〇四	*一三五 七	一八二、七四四	*一三三 二	二六六、五五〇	*一三四 五八	四〇七、一二四	*一三九 四七	四二一、二九四	―	―	*七七九 二三八	一、六七四、二二八
同　一三	*一五二 一	七九、四六三	*一三九 九四	三三四、八〇四	*一四六 五二	三二九、九七五	*一三一 九	一八二、五二三	*一三〇 二七	二六四、一〇六	*二二 六六	四〇四、九六三	―	―	*七九九 二四九	一、五九五、八三四
同　一四	*一五九 三	六八、二七八	*一五七 一〇二	三四〇、一三九	*一七八 五〇	三二九、六五〇	*一二四 五九	三二七、五七〇	*二一六 一三	一八二、四〇五	*八一 四〇	二六二、三四七	*二二	二三、〇一三	*二六八 八三六	一、五三三、四〇三
昭和元	*一七二 四	七八、五〇二	*一九〇 七七	三四一、四三三	*一八六 六五	三三七、二八三	*一七七 三八	三二八、〇八九	*一三〇 六五	三三六、六一六	*八九 二〇	一八二、四〇五	*一四	一八、二五三	*二六九 九四八	一、六二二、五八〇

（備考）＊印は一人にて二種以上耕作を爲すものを示し外書とす。

（二）水蔘收穫表

年度	四年根 間數	四年根 斤數	五年根 間數	五年根 斤數	六年根 間數	六年根 斤數	七年根 間數	七年根 斤數	其の他 間數	其の他 斤數	合計 間數	合計 斤數
隆熙二	六〇〇間	一、五三五斤	八、六七三間	五、一二六斤	二〇、八三〇間	一六、〇五三斤	四、二八四間	四、〇五六斤	五、九三五間	五、一四二斤	四〇、三三三間	三〇、五三二斤
同　三	一三	四	一四、二三九	九、四八七	六、八七七	四、一二三	八八	二五	一、二九八	一、一五八	二三、五一四	一四、七九二
明治四三	四三六	一〇九	三八七	二一	四、四七四	二、九六五	二、〇五九	一、四四二	―	―	七、三五六	四、七二七
同　四四	―	―	九、一六九	五、八一四	五、〇八九	七、四〇八	八八	六三	―	―	一四、三四六	一三、二八五
大正元	―	―	二一、八〇三	一八、一八三	三四、三三三	三九、一〇八	三三九	三一六	―	―	五六、四六四	五七、五一七
同　二	―	―	三九、二七九	三八、八三四	七六、七一四	九三、一四一	四、九四八	八、一三二	―	―	一三〇、九四一	一四〇、〇九六
同　三	―	―	六九、五二三	八一、七九三	一一三、二三五	一四九、三四七	九、六三三	一〇、六九六	―	―	一九二、三九〇	二四一、八三六
同　四	―	―	六八、七九二	七〇、八九四	二二五、六八三	二八四、七六四	六、〇四四	九、三六〇	―	―	二九〇、五一九	三六五、二一八
同　五	―	―	―	―	三四四、六〇九	五二五、二二四	二、二二四	三、四五四	―	―	三四六、八三三	五三八、六七八
同　六	―	―	―	―	一六、〇七〇	一八、五六八	二九五、五五七	四六六、四九九	―	―	三一一、六二七	四八五、〇六七
同　七	―	―	三、五七一	三、八八七	一三二、六四三	一九七、二七二	―	―	―	―	一三五、二一三	二〇一、一五九
同　八	―	―	一三、〇五一	八、五五九	一八三、五六九	三〇二、五四七	―	―	―	―	一九五、六二〇	三一一、一〇六
同　九	―	―	一〇、八九九	一〇、四三三	三〇八、四三二	五一四、七九七	―	―	―	―	三一九、三三一	五二五、二三〇
同　一〇	―	―	一、二五〇	一、三三二	三六九、四九一	七三一、〇〇四	五八七	七九一	―	―	三七一、三二八	七三三、〇一六
同　一一	―	―	―	―	四七五、三三九	八四二、三四六	―	―	―	―	四七五、三三九	八四二、三四六
同　一二	―	―	―	―	四一九、七八八	七〇五、一三四	―	―	―	―	四一九、七八八	七〇五、一三四

	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤	圓	斤
大正一三	—	—	六一六	三五三	三七九、五三三	五七二、六六三	—	—	—	—	三八〇、一四九	五七三、〇一六
同　一四	—	—	—	—	二八〇、七〇〇	四二六、一四四	二三、〇一三	三九、七三五	—	—	三〇三、七一三	四六五、八七九
昭和元	—	—	—	—	二二三、一五八	三二四、一八七	一八、二五三	三三、六二五	—	—	二三〇、四一一	三五七、八一二

（備　考）「其の他」は八年根・春採又は秋採を包含す。

第二目　水蔘の收納

朝鮮總督の指定したる耕作區域内に於て耕作したる人蔘は、其の收穫量目及根數の查定を受くるに非ざれば、之を收穫することを得ず。右區域内に於て收穫したる水蔘にして紅蔘の製造原料に適するものは政府之を收納す。而して之が收納期日及場所は朝鮮總督の指定する所にして、一旦搬入したる水蔘にして政府に收納せられざるものは、人蔘耕作者をして之を搬出せしむ。

政府は其の收納したる水蔘に對して賠償金を交付す。而して之が賠償價格は朝鮮總督豫め之を告示す。紅蔘專賣法の實施に當りて最も困難を感じたるは此の賠償價格の決定なり。惟ふに賠償價格の當否如何は獨り耕作者の利害に直接關係するのみならず、國庫收入に對しても重大なる意義を有し、更に延ては斯業の消長盛衰に影響する所頗る大なり。依て專賣法の實施に當りては特に愼重に從來の慣例を調査し、其の耕作・管理・收穫・納付等に要する諸費用及金利等を參酌し、優良品の產出を奬勵する意をも加へて之を決定し、隆熙二年九月度支部告示第十二號を以て之を公示したり。即ち之に依れば水蔘の品質に依り之を優等・上等・普通の三級及等外に區分し、更に右各等級に就き四級乃至二十級の片級を設け、此等の等級及片級に應じて價格の差等を設けたるものにして、其の價格一次（二百匁）に付優等品最高十圓七十錢最低三圓九十錢、上等品最高八圓二十錢最低三圓三十錢、普通品最高七圓十錢最低三圓、等外品最高三圓六十錢最低一圓五十錢なりとす。然るに右賠償價格の發表あるや、一般耕作者は大に之が不當を鳴したるも、其の後代表者が收納中に於ける鑑定・秤量等の實況を目擊するや、品位・等級の撰別の公平且正確なるに服し、收納全部終了の翌日悉く賠償金請求書を提出せしを以て、即日之が支拂を了したるに、其の他の耕作者も亦之に倣ひて引續き賠償金の交付を申請するに至り、以て圓滿に全部の支拂を終了するを得たり。右賠償價額は爾後引續き之を蹈襲して大正八年に至りしが、歐洲大戰以來の物價及賃銀の騰貴に應ずる爲め之が値上の必要を認め、大正八年度以降收納水蔘に就ては約三割五分の値上を行ふことに決定し、大正八年十月告示第二百七十八號を以て改定價格を公示したり（等外の級を廢止す）。然るに其の後物價騰貴の傾向は益〻甚しきものありしを以て、大正十年度以降更に約二割の値上を行ふことと爲し、大正十年四月告示第百六號を以て改定價格を告示せり。右は後大正十三年四月告示第九十一號を以て其の一部を改正し、新に下級品の一級を追加せられしのみにて、大正末年に至れるものとす。

專賣法實施の當時は蔘業の最も衰微せる時にして、紅蔘の製造數量極めて少く、支那に於ける需要を充す能はざる狀況なりしを以て、曾ては收納不適當と爲せる不良品をも收納したるが、隆熙三年（明治四十二年）八月に至りては新に等外品の賠償價格を定めて之を公示し、病害品と雖も喫蔘の原料として供用し得べきものは之を收納することとせり。然るに大正二年以後水蔘の產額漸次增加し、紅蔘の製造數量一萬斤以上に達し、同四年以後は豫定の如く三萬斤以上を製造し得るに至り、自ら其の品質を精選する必要を生じたるを以て、大正三年九月水蔘收納取扱手續を定めて其の鑑定を嚴にしたり。數年來收納の寬裕に慣れたる耕作者は之に對して多少の苦情ありしと雖も、當局者の說示によ

りて無事に收納を了することを得たり。

水蔘收納表

年度	收納水蔘品位									
	優等	上等	普通等	外	試製品原料	合計	賠償金額	一斤當平均賠償金額
隆熙二	七、六五六斤	二、六九三斤	二、八九三斤	一斤	一斤	一三、二四二斤	七一、〇四一円	五・三六五円
同三	三、七一一	二、六四二	一、一四三	四〇七	—	七、九〇三	三一、九一〇	四・〇三八
明治四三	一、〇四〇	一、一〇二	五七八	五一	—	二、七七一	一二、三八三	四・四六九
同四四	二、一九三	一、五三七	二、五一二	一、四七七	—	七、七一九	三三、七六〇	四・七六〇
大正元	五、四二〇	五、二八三	五、六五四	二、四五七	—	一八、八〇五	九四、五四五	五・〇二三
同二	二四	七三	二二	一四、八三八	—	一一八	二七一、七〇五	五・一一七
同三	一七、七〇二	一一、一五六	九、四〇四	六、一三一	—	五三、一〇〇	三七六、七七四	五・八四四
同四	九	二一、一〇二	三六	二二〇	—	四五	四七七、八九三	四・八一二
同五	一七、三五二	三四五	一九、八九二	六、九二九	一五、〇八三	六四、四七七	八四二、二八二	五・一八二
同六	二七八	一九、七九五	一八四	一三、〇二一	一八、九四七	一、〇二七	七四一、三九二	五・六二一
同七	一三、四七二	三四五	四四、〇二四	七、六〇八	六、四五七	九九、三〇三	三三五、三四四	四・九四六
同八	二六〇	三七、二七八	四五	二二一	九、六四六	六五〇	六八七、五八三	六・六二五
同九	一九、〇四四	三〇、五七四	七四、二四三	一、三一八	九、一五九	一六二、五三三	八四六、五三五	七・二六六
同一〇	五四〇	二八一	三〇〇	四二九	—	八四〇	一、三〇五、三〇九	九・二八四
同一一	一三、四六三	一一、六四三	七三、七九〇	—	—	一三一、八九二	一、四四五、九一二	三・八六八
同一二	六九	三七	五四九	一、三一八	—	一、一二〇	一、四三〇、六八〇	八・六〇四
同一三	二、一九五	一二、一四一	四三、〇一一	七、六〇八	一、四五七	一三一、八九二	一、一五二、六三四	八・一四六
同一四	二〇	一四〇	四六五	二二一	九、六四六	一、一二〇	九二六、八五四	七・四四〇
昭和元	七四	七、八八六	八〇、四六六	一、三一八	九、一五九	六七、八一三	八七六、八〇八	七・九八八
同一三	四	四、八二三	一二二、六〇三	一四、三〇二	—	一四一、七三二	一、一五二、六三四	八・一四六
同一四	二	二、六四二	二二九	一三、九二三	—	二二九	九二六、八五四	七・四四〇
昭和元	七四	六	九七、二五六	八、九三二	一二、七三二	一一三、八三二	八七六、八〇八	七・九八八
同一三	四	四、八二三	一二二、六〇三	一四、三〇二	—	一四一、七三二	一、一五二、六三四	八・一四六
同一四	二	二、六四二	二二九	一三、九二三	—	二二九	九二六、八五四	七・四四〇
昭和元	七四	六	九七、二五六	八、九三二	一二、七三二	一一三、八三二	八七六、八〇八	七・九八八

（備考）×印は試作地生産品にして内書とす。

第三目　紅蔘の製造

紅蔘の製造は政府に專屬す。故に隆熙二年紅蔘專賣法は其の第十九條に於て、私に紅蔘を製造し又は製造の準備を爲したる者に對する罰則を規定し、百圓以上千圓以下の罰金に處し、其の犯罪に係る紅蔘・紅蔘原料及製造器具器械にして犯人の所有し又は所持するものは、之を沒收するものと爲し大正九年紅蔘專賣法亦其の第十三條に於て右と同樣の規定を設けたり。

紅蔘の製造法は水蔘を良く洗ひ甑に入れて蒸し、取出して日光に曝すこと數日の後室中に格納し炭火を熾きて之を乾し支根を適宜切斷するにあり。其の手續は簡單なりと雖も、其の色相・光澤の宜きを得んには熟練なる技術を必要とす。韓國政府は紅蔘專賣の實施に當り、更に品質を改善する爲に改良を企てたるも、翌隆熙三年（明治四十二年）紅蔘製造所の改築に際し更に考案を加へ、其の後大正二・三年の製造所增築を機として諸設備を完成したり。斯くて政府は紅蔘の製造及其の品質の改善を圖る爲に、水蔘の貯藏法・洗蔘・蒸蔘及乾燥の諸裝置に多大の改良を加へ、其の成績見るべきものあるに至れり。

紅蔘製造高表

第四目　紅蔘の販賣

年度	天蔘	地蔘	雜蔘	小片蔘	合計	尾蔘
	斤	斤	斤	斤	斤	斤
隆熙二	四、一七三				四、一七三	
同三	二、二六一	一三三			二、三九四	五四六
明治四三	八七七	一七			八九四	二〇八
同四四	二、〇一三	二八六			二、二九九	六五三
大正元	五、五六五	三〇〇			五、八八六	一、五二四
同二	一二、二七〇	四、七四五			一七、一二二	三、五三六
同三	一二、八八五	四、六一五			一七、七〇〇	六、四〇四
同四	一八、六〇三	五、四五〇		三、一二二	二七、三二二	八、三九八
同五	三四、一九〇	七、四一五		四、七四七	四六、六三六	一四、一二一
同六	二九、二五一	六、三四〇		一、六六三	三七、三六八	一二、八一二
同七	一三、九五一	二、四〇三		二、四一〇	一九、一四三	六、四四一
同八	一三、八六九	九、二五〇		一、九四四	二六、〇〇三	一〇、〇二一
同九	一四、五六四	一四、五五五			二九、六九四	一二、一一五
同一〇	一六、〇〇五	一八、〇九七			三六、二六五	一五、五八一
同一一	一九、六四六	一九、七一三			四〇、五七一	一四、七三三
同一二	二三、一一九	二二、〇〇〇			四六、〇二二	一五、七八五
同一三	一八、九三七	一八、八七〇			三八、五三八	一三、三四四
同一四	一五、六八三	一五、三四五			三一、六二九	九、六九〇
昭和元	一三、五六九	一五、一七三			二九、三六九	一〇、〇八四

紅蔘專賣法第二條は紅蔘は政府又は政府の販賣令を受けたる者に非ざれば之を販賣するを得ざるものとし、紅蔘專賣令亦其の第十條に於て紅蔘は政府及政府の指定したる賣捌人に非ざれば之を販賣することを得ずと規定したり。隆熙二年（明治四十一年）紅蔘專賣法の施行に依り政府が紅蔘の專賣を行ふ以前に在りては、三井物產合名會社が光武七年（明治三十六年）以降五箇年間の特約を以て販賣事業の一切を擔當したるも、右滿期と共に隆熙二年紅蔘專賣事業が宮內府より度支部の所管に移りたるを機として販賣の方法をも變更し、廣く內外營業者に對して指名競爭入札に付し、最高入札者に拂下を爲すべき方針と爲し、此の旨を廣く一般內外人に公告し、買受希望者數名に就き其の身許・資產・信用の程度等を調査し、日本三井物產合名會社淸國人祐豐德・同同順泰・世昌洋行代表者ドイツ人バウル、バウマンの四名に入札を許可し、入札の結果同年度の紅蔘は同順泰を落札者と決定せり。翌年も右と同じく指名入札の方法に依りて紅蔘を拂下げ、其の成績大に見るべきものありて、豫想外に政府の收入を增加することを得たり。然るに同年の落札者より將來若干の期間繼續して拂下の特約を得んことを請願したるに、政府も人蔘市場の動搖を少からしむる趣旨より之を是なりとし、爾後五箇年間の紅蔘拂下契約案を示し、競爭入札に依り三井物產株式會社に落札したり。然し乍ら、右の指名競爭入札の方法は徒に競爭を劇甚ならしめ、其の聲價を維持し難く、延て將來に於ける販路開拓上にも不利なるべきにより、多年最大需要地たる支那方面の貿易に從事し、其の事情に通曉する者に一手拂下を特約し、之が販賣に當らしむるは紅蔘專賣遂行上最も有利なりとの見解の下に、大正三年度以降三井物產株式會社を之に撰びたり。而して政府は其の販賣に就て常に同社を督勵し、販路の擴張に努めしめたり。

紅蔘賣渡高表

年度	天蔘 数量	天蔘 価額	天蔘 平均一斤當價額	地蔘 数量	地蔘 価額	地蔘 平均一斤當價額	小片蔘 数量	小片蔘 価額	小片蔘 平均一斤當價額	尾蔘 数量	尾蔘 価額	尾蔘 平均一斤當價額	雑蔘 無償交付	雑蔘 数量	雑蔘 価額	雑蔘 平均一斤當價額	価額合計
隆熙二年	斤 二二、〇六四	円 五六、一〇〇	円 四六・三〇一	斤	円	円	斤	円	円	斤	円	円	斤 二、四〇二	斤	円	円	円 五六、一〇〇
同三年	四、一〇七	二六七、六九一	六四・五五一										九五一				二六七、六九一
明治四三年	二、四四一	一七〇、九五六	七〇・〇九九	一二〇	七、四一九	六二・二七七							五八八				一七八、五六六
同四四年	一、三三八	一〇七、四九六	八〇・二四一	二九三	一一、八五八	四〇・四七一							五二	一七四	三、四一三		一九、四五八
大正元年	一、六二四	三七九、一六八	八二・〇〇〇	三	三九三	八七・七一四							四九六	二六	八九		三七九、八五〇
同二年	七、一五二	五八六、四六四	八二・〇〇〇	二、三二四	一二、八二一	四八・九一四							五六八	二	三		七〇一、六九九
同三年	一四四、四四四	一、〇六五、二六八	七三・七五〇	四、三八六	一九七、〇八五	四四・九三五							五、七七一	八六	八六三	一、〇〇四	一、二六五、七六七
同四年	一七、四三三	一、三三一、三五〇	六四・九二一	六、二九二	二五三、一四〇	四一・二七七							一九〇	一九	五七六	二、八九八	二、一九七、一三七
同五年	二一、四六五	一、四二三、八〇五	六六・三二一	五、六四〇	二三四、八九〇	四一・二六七							一四六	一	一	一、九五〇	一、六七七、一三七
同六年	二三、七八五	一、五九三、五九五	六七・〇〇〇	五、〇四〇	二一八、一九〇	四三・九二二							一四六	一	一	一、九五〇	一、八一三、一三七
同七年	二四、六二四	一、六四九、八〇八	六七・〇〇〇	七、五六六	三二五、四六九	四三・〇一七							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同八年	二五、八八七	一、七二四、四二九	六七・〇〇〇	二、四四〇	一〇四、六七五	四三・六一五							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同九年	二九、三四七	一、九四四、四九五	八五・〇〇〇	一七、六三〇	八三二、九八一	四六・三六八							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同一〇年	五一、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	八〇・〇〇〇	一七、〇九〇	七九六、九八二	四六・六三四							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同一一年	一七、五六五	一、三七七、七八三	七九・〇一〇	一七、五六五	七九八、九五八	四三・二一〇							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同一二年	一七、五二一	一、三八四、〇八三	七九・九九六	一七、三四四	七四三、二三四	四二・八四六							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同一三年	一五、一六〇	一、三二三、〇七五	八六・六一四	一五、九〇〇	七九五、〇三〇	四〇・〇〇二							一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
同一四年	一九、八四〇	一、七二四、九五一	八六・八四三	一九、一〇〇	九一七、四一五	四八・〇三一	△ 七五	三、〇〇〇	四〇・〇〇〇	八三三	五二、八五三	六三・〇〇〇	一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七
昭和元年	二一、八三二	一、七九九、七九五	八二・〇一九	八三五、四一二	四二・七八六	四二・七八六	八三二	二、一五四	二五・七〇〇	八三三	二、一五四	二五・七〇〇	一四六	一	一	一、九五〇	二、〇〇一、一三七

（備考）小片蔘の數量欄中、×印は試作紅蔘、△印は雲州製優良紅蔘なりとす。

第三款　煙草專賣

第一項　序說

朝鮮に於ては煙草は古くより普遍的に嗜好せられ、其の需要頗る大なるものありたり。依て韓國政府は之を以て好個の財源と爲し、我國の指導の下に將來專賣制度を施行すべき方針を以て、隆熙三年（明治四十二年）二月法律第四號を以て煙草稅法を制定し、煙草耕作稅及煙草販賣稅を創設したり。次いで大正三年三月に至り、制令第五號を以て煙草稅令を制定して舊來の煙草稅法に代へ、煙草消費稅及煙草製造稅を新設し、又煙草製造工場の設置地域に限定を加へたり。更に大正七年六月に至り、制令第十四號を以て之に改正を加へ、新に葉煙草に消費稅を課して製造煙草に對する消費稅との權衡をとり、同時に煙草耕作稅は之を全廢するも、新に朝鮮總督の指定する地域に非ざれば煙草の耕作を許可せざることと爲し、併せて自家用耕作の取締に關する制度を設け、又製造煙草の消費稅を增率したり。越えて大正九年七月には制令第十七號を以て、更に製造煙草及葉煙草の消費稅を增率すると共に、稅額僅少なる製造稅は之を廢止したり。

第二項　煙草專賣の實施

第一目　朝鮮煙草專賣令の制定

前述の如く、朝鮮に於ては將來專賣制度を施行すべき方針の下に隆熙三年（明治四十二年）以來煙草稅を賦課し來りたるも、製造煙草及葉煙草に課したる消費稅を以てしては、歲入の確實なる增加を期し難く、且又葉煙草の取締困難なるにより、大正十年四月に至り豫ねて準備中なりし專賣制度を施行するに決し、制令第五號を以て次の如き朝鮮煙草專賣令を制定して煙草の製造は政府に專屬せしむることとし、同時に從來の煙草稅令は之を廢止し、七月一日より之を實施したり。

朝鮮煙草專賣令（大正十年四月一日制令第五號）

第一條　煙草ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第二條　煙草ハ政府及政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第三條　煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

第四條　煙草ノ耕作區域ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

第五條　政府ハ每年耕作スヘキ煙草ノ種類、耕作面積及葉煙草ノ賠償價格ヲ定メ豫メ之ヲ公示ス

第六條　煙草ヲ耕作セムトスル者ハ每年煙草ノ種類、苗床及耕作地ノ位置面積、乾燥場竝貯藏場ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第七條　煙草ノ耕作ヲ相續ニ因リ承繼シタルトキハ遲滯ナク政府ニ屆出ツヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外煙草ノ耕作ヲ承繼セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　煙草苗ノ讓渡及讓受ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第九條　煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ其ノ耕作ヲ完成スヘシ

第十條　煙草耕作者ハ政府ニ於テ葉煙草ノ收穫數量ヲ調査シタル後ニ非サレハ葉煙草ヲ採取シ又ハ幹根ヲ拔除スルコトヲ得ス但シ病蟲害其ノ他ノ事由ニ因リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ政府之ヲ收納ス

前項ノ葉煙草ハ乾燥調理ノ後政府ニ納付スヘシ

納付ノ期日及場所ハ政府之ヲ定ム

第一項ノ葉煙草ニシテ收納ニ適セサルモノハ之ヲ廢棄セシム

第十二條　煙草耕作者ノ納付シタル葉煙草ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシメ其ノ等級ニ依リ賠償金ヲ交付ス」煙草耕作者鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十三條　煙草耕作者面積ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタル場合ニ於テ耕作ヲ承繼スル者ナキトキハ政府ハ現ニ存スル煙草ヲ廢棄セシムルコトヲ得

第十四條　煙草耕作者ノ葉煙草ハ其ノ耕作地乾燥場貯藏場及其ノ收納官署ノ外他ニ之ヲ運送スルコトヲ得ス但シ天災其ノ他避クヘカラサル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　政府ハ煙草耕作者ノ組織スル組合ニ對シ專賣事務執行上必要ナル施設ヲ爲シ又ハ其ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合ニ對シテハ豫算ノ範圍內ニ於テ交付金ヲ下付スルコトヲ得

第十六條　第四條、第五條、第九條及第十條ノ規定ハ試驗ノ爲ニスル煙草ノ耕作ニ付之ヲ適用セス

第十七條　自家用煙草ヲ耕作セムトスル者ハ耕作地ノ位置及面積ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

自家用煙草耕作ノ許可ヲ受ケタル者ハ每年耕作稅八十錢ヲ納ムヘシ

第四條乃至第六條、第九條乃至第十二條及第十四條ノ規定ハ自家用煙草ノ耕作ニ付之ヲ適用セス

第十八條　煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

煙草賣捌人及煙草ノ販賣ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十九條　煙草小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ煙草ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス

第二十條　煙草賣捌人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル煙草ノ包裹ヲ開披シ若ハ之ヲ改裝シ又ハ包裹ノ破損シタル煙草ヲ販賣スルコトヲ得ス

第二十一條　輸出ニ供スル煙草ヲ製造セムトスル者ハ朝鮮總督ノ特許ヲ受クヘシ

前項ノ煙草ノ製造及輸出ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十二條　葉煙草ノ輸出ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十三條　健康上又ハ習慣上缺クヘカラサル煙草ニシテ政府ノ許可ヲ受ケ輸入ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製作シ販賣シ又ハ藏置スルコトヲ得ス

第二十五條　本令ニ於テ認ムル場合ヲ除クノ外葉煙草政府ノ證票ヲ附セサル製造煙草竝煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ヲ所持シ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第二十六條　營業ノ目的ヲ以テ煙草ニ代用スヘキ物品ヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

第二十七條　煙草耕作者輸出煙草製造者又ハ煙草製造專用ノ器具機械若ハ卷紙ノ製作者販賣者若ハ藏置者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ許可又ハ特許ヲ取消スコトヲ得

第二十八條　當該官吏ハ煙草ノ苗床耕作地乾燥場貯藏場輸出煙草製造場又ハ煙草製造專用ノ器具機械若ハ卷紙ノ製作場若ハ藏置場其ノ他必要ノ場所ニ立入リ煙草、原料、材料、製品、器具、機械、建物、帳簿、書類ヲ檢査シ又ハ取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ前項ノ檢査ニ際シ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第二十九條　私ニ煙草ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條　政府ノ命令又ハ許可ヲ受ケスシテ煙草ノ輸入ヲ圖リ又ハ輸入ヲ爲シタル者ハ其ノ煙草ノ價格ノ十倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ其ノ罰金額ハ百圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ價格ハ其ノ煙草ノ生產地又ハ仕入地ニ於ケル原價ニ荷造費、運送費、保險料其ノ他輸入地ニ到著スル迄ノ諸費及輸入稅ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第三十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　許可ヲ受ケスシテ煙草ヲ耕作シタル者

二　第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ隱蔽シタル者

三　政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ讓渡シ、消費シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者

四　煙草賣捌人ニ非スシテ煙草ヲ販賣シ又ハ販賣ノ命令ニ違反シタル者

第二十一條第二項又ハ第二十二條ノ規定ニ違反シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第三十二條　第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　許可ヲ受ケスシテ煙草ノ種類、苗床若ハ耕作地ノ位置面積又ハ乾燥場若ハ貯藏場ノ位置ヲ變更シタル者

二　許可ヲ受ケスシテ煙草苗ヲ讓渡シ若ハ讓受ケタル者

三　第七條第一項ノ屆出ヲ怠リタル者

四　第十條、第十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ違反シタル者

五　正當ノ事由ナクシテ政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ廢棄シ又ハ政府ノ定メタル期日ニ之ヲ納付セサル者

六　自家用煙草ヲ讓渡シ又ハ許可ヲ受ケスシテ自家用煙草ノ耕作地ノ位置若ハ面積ヲ變更シタル者

七　第二十三條ノ規定ニ依リ輸入シタル煙草ヲ讓渡シタル者

八　當該官吏ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者

第三十四條　本令ノ犯罪ニ係ル物件ヲ讓渡、消費其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第三十五條　朝鮮間接國稅犯則者處分令及大正元年制令第四號ノ規定ハ本令及本令ニ基キテ發スル命令ノ犯罪事件ニ付之ヲ準用ス但シ朝鮮間接國稅犯則者處分令ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十六條　本令中輸入又ハ輸出ニ關スル規定ハ內地、臺灣若ハ樺太ヨリ移入シ又ハ內地、臺灣若ハ樺太ニ移出スル場合ニ付之ヲ準用ス

附　則

第三十七條　本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條及第四十三條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條　煙草稅令ハ之ヲ廢止ス

第三十九條　舊令ニ依リ免許ヲ受ケタル煙草耕作者ハ本令ニ依リ當該煙草耕作ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十條　舊令ニ依リ免許ヲ受ケタル煙草販賣者ハ本令ニ依リ指定セラレタル煙草小賣人ト看做ス

第四十一條　本令施行ノ際現ニ在來ノ方法ニ依リ葉煙草ニ荒刻ヲ施シテ喫用スル煙草ヲ製造スル者ハ當分ノ內仍其ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ煙草ノ製造及販賣ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十二條　第四十四條第一項ノ葉煙草ヲ除クノ外本令施行ノ際現ニ葉煙草貯藏場乾燥場又ハ藏置場ニ存スル葉煙草及本令施行前消費稅ヲ納付セスシテ葉煙草貯藏場乾燥場又ハ藏置場ヨリ引取リ又ハ搬出シタル葉煙草ノ消費稅ニ關シテハ仍舊令ニ依ル本令施行前輸出ノ爲乾燥場又ハ藏置場ヨリ引取リタル葉煙草ノ消費稅ニ關シ亦同シ

第四十三條　本令公布ノ際現ニ存スル煙草製造用ノ建物其ノ敷地及製造場備付ノ煙草製造用器具機械ハ政府ニ於テ之ヲ徵收スルコトヲ得

政府ハ煙草製造者ノ營業場ニ就キ前項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ物件ヲ調査シ徵收目錄ヲ作成ス

徵收目錄ハ本令公布後三十日內ニ之ヲ所有者ニ交付ス

徵收目錄ノ交付ヲ受ケタル後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ徵收目錄ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第四十四條　大正十年六月三十日ニ於テ現ニ存スル煙草製造專用ノ器具機械、卷紙及煙草製造者ノ所有スル葉煙草ハ政府之ヲ徵收ス但シ第四十一條ニ規定スル煙草ノ製造用器具及葉煙草ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ規定スルモノノ外煙草ノ製造又ハ裝置ニ使用スル物件ニシテ大正十年六月三十日ニ於テ現ニ存スルモノハ政府之ヲ徵收スルコトヲ得

第四十五條　前二條ノ規定ニ依リ徵收シタル物件ニ對シテハ補償金ヲ交付ス

補償價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

鑑定人ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十六條　第四十四條ニ規定スル物件ヲ所有スル者ハ大正十年七月五日迄ニ其ノ種類及數量ヲ政府ニ申告スヘシ

第四十四條第一項ニ規定スル物件ニシテ前項ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタルモノハ其ノ徵收ヲ終ル迄第二十四條及第二十五條ノ規定ニ拘ラス之ヲ藏置スルコトヲ得

第四十七條　政府ハ第四十一條ニ規定スル者ヲ除クノ外煙草製造者ニ對シ其ノ請求ニ因リ煙草賣渡代金ノ二割二分ニ相當スル金額ヲ交付ス但シ其ノ金額五百圓ニ滿タサルトキハ五百圓ヲ交付ス

煙草製造用ノ建物及其ノ敷地ヲ所有スル煙草製造者ニシテ其ノ建物及敷地ノ全部ノ徵收ヲ受ケサルモノニ對シテハ前項ノ交付金ノ外其ノ六分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第四十八條　政府ハ外國産原料ヲ以テ外國ニ於テ製造シタル煙草ノ一手販賣ヲ業トスル煙草卸賣者ニ對シ其ノ請求ニ因リ煙草賣渡代金ノ一割一分ニ相當スル金額ヲ交付ス但シ其ノ金額二百五十圓ニ滿タサルトキハ二百五十圓ヲ交付ス

第四十九條　第四十七條第一項第二項及前條ノ規定ハ煙草製造者又ハ前條ノ煙草卸賣者ニシテ本令施行ノ際煙草元賣捌人ニ指定セラレタルモノニハ之ヲ適用セス

第五十條　第四十七條第一項及第四十八條ノ煙草賣渡代金ハ大正七年七月一日ヨリ大正九年六月三十日ニ至ル二年間ノ煙草賣渡代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依ル但シ大正七年七月二日以後ニ營業ヲ開始シタル場合ニ於テハ營業開始ノ翌月ヨリ大正九年六月三十日ニ至ル期間ノ煙草賣渡代金ノ平均月額ノ十二倍ニ相當スル金額ニ依ル

前項ノ煙草賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第五十一條　第四十七條第一項第二項ノ煙草製造者及第四十八條ノ煙草卸賣者ハ大正八年七月一日以前ヨリ大正十年六月三十日迄其ノ營業ヲ繼續シタル者ニ限ル但シ相續ノ場合ニ於テハ被相續人ノ營業期間ハ相續人ノ營業期間ト看做ス

第五十二條　第四十七條第一項第二項及第四十八條ノ交付金ハ大正十年八月三十一日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第五十三條　第四十七條第一項第二項及第四十八條ノ交付金ハ額面金額ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未滿ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四十五條ノ補償金ハ徵收期日前一年間ニ於ケル平均相場ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ葉煙草ニ對スル補償金及五十圓未滿ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第五十四條　本令施行ノ際現ニ存スル煙草ハ第四十四條第一項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ葉煙草ヲ除クノ外朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得

朝鮮煙草專賣令の制定に伴ひ、同時に府令第四十九號を以て次の如く其の施行規則を制定公布し

朝鮮煙草專賣令施行の日より之れを施行したり。

朝鮮煙草專賣令施行規則（大正十年四月一日府令第四十九號）

第一條　煙草耕作ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ專賣支局長ノ定ムル期間內ニ第一號樣式ノ申請書ヲ提出スヘシ

試驗ノ爲煙草ノ耕作ヲ爲サムトスル者ハ前項申請書ニ試驗ノ目的及其ノ方法ヲ記載スヘシ

煙草耕作ノ許可ヲ受ケタル者ニハ第二號樣式ノ煙草耕作許可證ヲ交付スヘシ

第二條　專賣支局長ハ申請者ノ資力及其ノ耕作上ノ設備ニ比シ申請ニ係ル面積過當ナリト認ムルトキハ其ノ面積ヲ減少シテ許可スルコトヲ得

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ煙草耕作者タルコトヲ得ス

一　煙草賣捌人

二　煙草製造專用ノ器具機械又ハ卷紙ノ製作者、販賣者又ハ藏置者

三　荒剝煙草製造者

四　煙草ノ輸出ヲ業トスル者

五　輸出煙草製造者

六　前各號ノ一ニ該當スル者ノ同居者

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ煙草ノ耕作ヲ許可セサルコトアルヘシ

一　煙草ニ關スル法令ニ違反シタル者

二　煙草耕作ノ成績不良ナリシ者

三　不適當ト認ムル場所ニ煙草ヲ耕作セムトスル者

四　取締上不便ト認ムル場所ニ煙草ノ耕作、乾燥又ハ藏置ヲ爲サムトスル者

五　面積百坪未滿ノ土地ニ煙草ヲ耕作セムトスル者

六　其ノ他煙草耕作者タルニ不適當ト認ムル者

第五條　煙草ノ苗床若ハ耕作地ノ位置、面積、煙草ノ種類、乾燥場若ハ貯藏場ノ變更又ハ煙草耕作ノ廢止ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第一號樣式ニ準シタル申請書ヲ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ申請書ニ煙草耕作許可證ヲ添附スヘシ

第六條　相續ニ因リ煙草ノ耕作ヲ承繼シタルトキハ第三號樣式ニ依リ煙草耕作許可證ノ書換ヲ申請スヘシ」相續ニ因ルノ外煙草耕作承繼ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第四號樣式ノ申請書ニ煙草耕作許可證ヲ添附シ之ヲ提出スヘシ

第七條　煙草ノ耕作者其ノ耕作面積ノ減少又ハ耕作廢止ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ現存スル煙草ニハ當該官吏ノ承認ヲ受ケ相當ノ處置ヲ爲スヘシ朝鮮煙草專賣令第二十七條ノ規定ニ依リ煙草耕作ノ許可ヲ取消サレタルトキハ亦同シ

第八條　煙草苗ノ讓渡又ハ讓受ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第五號樣式ノ申請書ヲ提出スヘシ

第九條　煙草耕作者煙草耕作許可證ヲ亡失若ハ毀損シ又ハ住所氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキハ直ニ煙草耕作者ハ事由ヲ具シ申請スヘシ

第十條　朝鮮煙草專賣令第二十七條ノ規定ニ依リ煙草耕作ノ許可ヲ取消サレタルトキハ煙草耕作許可證ヲ返納スヘシ

第十一條　煙草ノ栽培、乾燥調理及包裝ニ關シテハ專賣支局長ノ指示スル所ニ從フヘシ

第十二條　煙草耕作者煙草ノ移植ヲ終リタルトキハ殘存セル煙草苗ニハ直ニ相當ノ處置ヲ爲スヘシ但シ移植後三週間ヲ限リ豫備苗トシテ必要ノ本數ヲ保存スルコトヲ得

第十三條　煙草耕作者ハ耕作地一箇所毎ニ位置、面積、耕作者ノ住所氏名又ハ名稱及許可番號ヲ記載シタル標木ヲ樹ツヘシ

第十四條　煙草耕作者災害其ノ他ノ事故ニ因リ煙草ニ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ具シ屆出ツヘシ

第十五條　朝鮮煙草專賣令第十條ノ規定ニ依リ葉煙草ノ收穫數量ヲ調査セムトスルトキハ專賣支局長ハ其ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ公示スヘシ

第十六條　朝鮮煙草專賣令第十條但書ノ事由ニ因リ葉煙草ノ採取又ハ幹根ノ拔除ニ付許可ヲ受ケムトスル者ハ事由ヲ具シ申請スヘシ

前項ノ採取葉煙草ニハ當該官吏ノ承認ヲ受ケ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第十七條　煙草耕作者煙草ノ收穫ヲ終リタルトキハ幹根ヲ拔除シ其ノ幹ニ附著スル葉煙草ハ之ヲ廢棄スヘシ

煙草耕作者種子採取ノ爲母木ヲ保存セムトスルトキハ其ノ種類本數ヲ定メ豫メ專賣支局長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リ種子採取ノ爲母木ヲ保存シタル場合ニ於テ其ノ採取ヲ終リタルトキハ第一項ノ處置ヲ爲スヘシ

第十八條　乾燥調理ノ際生シタル葉屑等ニシテ收納ニ適セサルモノハ當該官吏ノ承認ヲ受ケ之ヲ廢棄スヘシ

第十九條　葉煙草納付ノ場所及期日ハ專賣支局長之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第二十條　煙草耕作者納付ノ爲葉煙草ヲ運送スルトキハ煙草耕作許可證ヲ携帶スヘシ

葉煙草ヲ納付スルトキハ煙草耕作許可證ヲ專賣官署ニ提出シ葉煙草ノ納付數量、賠償金額等ノ記入ヲ受クヘシ

第二十一條　煙草耕作者ノ納付セムトスル葉煙草ニシテ乾燥調理及包裝不完全ナリト認ムルトキハ耕作者ヲシテ更ニ相當ノ處置ヲ爲サシムヘシ

第二十二條　煙草耕作者賠償金ヲ請求セムトスルトキハ第二十條第二項ノ規定ニ依リ賠償金額ノ記入ヲ受ケタル煙草耕作許可證ヲ專賣官署ニ呈示スヘシ

第二十三條　煙草耕作者朝鮮煙草專賣令第十二條第二項ノ規定ニ依リ再鑑定ヲ求メムトスルトキハ賠償金ノ請求前ニ於テ第六號樣式ニ依リ其ノ不服ノ要領ヲ申立ツヘシ

第二十四條　前條ノ規定ニ依リ再鑑定ノ申立アリタルトキハ專賣支局長ハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定シ第七號樣式ノ決定書ヲ請求人ニ交付スヘシ

前項ノ鑑定人ハ少クトモ其ノ半數ハ專賣局職員以外ノ者ヨリ之ヲ選定スヘシ

第二十五條　朝鮮煙草專賣令第十四條但書ノ規定ニ依リ葉煙草ヲ運送シタルトキハ運滯ナク其ノ事由種類數量及其ノ運送先ヲ屆出ツヘシ

第二十六條　第一條乃至第二十五條ノ規定ニ依ル申請屆出其ノ他ノ手續ハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外耕作地ノ所在ヲ管轄スル專賣支局長ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條　朝鮮煙草專賣令第十五條第二項ノ規定ニ依リ下付スヘキ金額ハ專賣局長之ヲ定メ一回又ハ數回ニ分割シ適當ト認ムル時期ニ之ヲ下付ス

專賣局長ハ前項交付金ノ用途ヲ指定スルコトヲ得

第二十八條　前條ノ規定ニ依リ交付金ノ下付ヲ受クル組合ニシテ朝鮮煙草專賣令第十五條第一項ノ命令又ハ前條第二項ノ指定ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部若ハ一部ヲ下付セス又ハ既ニ下付シタル交付金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九條　第四條第二號第三號及第五號第十一條第十五條竝第十六條ハ試驗ノ爲ニスル煙草耕作ニ付之ヲ適用セス

第三十條　自家用煙草耕作ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ煙草ノ種類耕作地ノ位置及面積ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ但シ耕作地ノ面積ハ三十坪ヲ超ユルコトヲ得ス

自家用煙草耕作ノ許可ヲ受ケタル者ニハ第八號樣式ノ自家用煙草耕作許可證ヲ交付スヘシ

第三十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ自家用煙草耕作ヲ許可セス

一　朝鮮煙草專賣令第四條ノ規定ニ依リ指定シタル煙草耕作區域內ニ於テ煙草ヲ耕作セムトスル者

二　朝鮮煙草專賣令第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル煙草耕作者

三　自家用煙草耕作者ノ同居者

第三十二條　自家用煙草耕作地ノ位置面積ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキハ許可申請書ヲ提出スヘシ但シ耕作廢止ノ許可申請書ニハ自家用煙草耕作許可證ヲ添附スヘシ

第三十三條　自家用煙草耕作ニ關スル申請其ノ他ノ手續ハ耕作地ノ所在ヲ管轄スル府尹郡守又ハ島司ニ之ヲ爲スヘシ

第三十四條　自家用煙草耕作稅ハ每年十一月三十日限リ所轄府尹郡守又ハ島司ニ納付スヘシ

第三十五條　第一條第二條第四條第五條第十一條及第十四條乃至第二十六條ノ規定ハ自家用煙草耕作ニ付之ヲ適用セス

第三十六條　朝鮮煙草專賣令第二十三條ノ規定ニ依リ煙草輸入ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第九號樣式ノ申請書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

第三十七條　煙草製造專用ノ器具機械又ハ卷紙ノ製作販賣又ハ藏置ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第十號樣式ノ申請書ヲ專賣局長ニ提出スヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者其ノ業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨屆出ツヘシ

第三十八條　煙草製造專用ノ器具機械又ハ卷紙ノ製作者又ハ販賣者ハ帳簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　製作シタル器具機械又ハ卷紙ノ種類數量代金及製作年月日

二　買受ケタル器具機械又ハ卷紙ノ種類數量代金買受年月日及買受先

三　賣渡シタル器具機械又ハ卷紙ノ種類數量代金賣渡年月日及賣渡先

第三十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第七條第九條第十二條第十三條第十六條第二項第十七條第十八條又ハ第二十條第一項ノ規定ニ違反

シタル者

二　本令ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ事實ヲ僞リテ届出タル者

三　煙草製造專用ノ器具機械若ハ卷紙ノ製作者又ハ販賣者第三十八條ノ帳簿ヲ備ヘス又ハ其ノ記載ヲ僞リ若ハ怠リタル者

第四十條　朝鮮間接國稅犯則者處分令ニ定メタル收稅官吏ニ屬スル職務ハ專賣支局長又ハ專賣支局出張所長之ヲ行フ

第四十一條　本令中輸入又ハ輸出ニ關スル規定ハ內地、臺灣若ハ樺太ヨリ移入シ又ハ內地、臺灣若ハ樺太ニ移出スル場合ニ之ヲ準用ス

附　則

第四十二條　本令ハ朝鮮煙草專賣令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條　舊令ニ依リ免許ヲ受ケタル煙草耕作者ハ大正十年七月十五日迄ニ第一號樣式ニ掲クル事項ヲ耕作地ノ所在ヲ管轄スル專賣支局長ニ申告スヘシ

舊令ニ依リ免許ヲ受ケタル自家用煙草耕作者ハ大正十年七月三十日迄ニ煙草ノ種類耕作地ノ位置及面積ヲ耕作地ノ所在ヲ管轄スル府尹、郡守又ハ島司ニ申告スヘシ

第四十四條　舊令ニ依リ免許ヲ受ケタル販賣者ハ朝鮮煙草專賣令施行ノ際所持ニ係ル煙草ノ種類、名稱、數量價格及其ノ所在ヲ大正十年七月十日迄ニ店舖ノ所在ヲ管轄スル專賣支局長ニ申告スヘシ

前項ニ依リ申告シタル者ハ其ノ所持スル煙草ニ限リ同令施行後當分ノ內小賣又ハ卸賣ヲ爲スコトヲ得

（樣式省略）

第二目　專賣實施の準備

第一　交付金の給與

煙草專賣令の實施に依り、煙草製造者及外國產原料を以て外國に於て製造したる煙草の一手販賣を業とする煙草卸賣業者は、從來の營業を繼續することを得ざるに至り、直接生活上の打擊を受くべきを以て、專賣令第四十七條及第四十八條は、之が補償として前者（但し本令施行の際現に在來の方法に依り葉煙草に荒製を施して喫用する煙草を製造する者は、本令第四十一條の規定に依り、當分の內仍其の製造を繼續することを得と定められたるを以て、之を含まず）に對して、煙草賣渡代金の二割二分に相當する金額を交付することとし（其の金額五百圓に滿たざるときは五百圓を交付す）、又煙草製造用の建物及敷地の全部の徵收を受けざるものに對しては、右の交付金の外其の六分の一に相當する金額を交付することとし（但し朝鮮煙草株式會社に對しては此等の交付金を給せず）、後者に對しては煙草賣渡代金の一割一分に相當する金額を交付（其の金額二百五十圓に滿たざるときは二百五十圓を交付す）することとと爲したり。但し右の內本令施行の際に煙草元賣捌人に指定せられたるものには右の規定を適用せざるものとす。而して右の規定に依る交付金を給與するに當りて、同年五月府令第九十號を以て左の如く交付金の請求手續及請求期限等に關し規定し、專賣令施行と同時に之を實施することとしたり。

朝鮮煙草專賣令第四十七條及同第四十八條ノ交付金交付ニ關スル件（大正十年五月二十三日府令第九十號）

第一條　朝鮮煙草專賣令第四十七條及同第四十八條ノ交付金ヲ請求セムトスルモノハ大正十年八月三十一日迄ニ第一號樣式ノ請求書ニ印鑑證明書ヲ添ヘ所管專賣支局ヲ經テ專賣局長ニ提出スヘシ

第二條　朝鮮煙草專賣令第四十七條第二項ノ規定ニ依リ交付金ノ增給ヲ受ケムトスルモノハ前條ノ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ且煙草製造用ノ建物及其ノ敷地カ自己ノ所有ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ添付スヘシ

第三條　交付金額ハ專賣局長之ヲ決定ス

第四條　專賣局長交付金額ヲ決定シタルトキハ第二號樣式ノ交付通知書ヲ發スヘシ

附　則

本令ハ朝鮮煙草專賣令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式省略）

朝鮮煙草專賣令第四十七條及同第四十八條に依る交付金に關しては、其の算定の基礎たるべき賣渡代金は大正七年七月一日より大正九年六月三十日に至る二年間の煙草賣渡代金の二分の一に相當する金額に依ることと爲し（但し大正七年七月二日以後に營業を開始したる場合に於ては、營業開始の翌月より大正九年六月三十日に至る期間の煙草賣渡代金の平均月額の十二倍に相當する金額に依る）、之が決定に就きては當該製造業者の申請額を、確實なりと認むる帳簿に依りて對照すると共に、當該期間に於ける煙草の製造高・引取高・輸移入高及輸移出高等を調査して其の確否を判定し、更に專賣局に於て之を再審したり。

右の如くにして同年十月全部の調査を終了し、其の決定額を通知したるに、第四十七條に依る煙草製造業者たる交付金請求者は年度內に悉く承諾書を提出せしを以て、之に對し總額二百七十五萬九千餘圓を交付し、又第四十八條に依る一手販賣業者として交付金を請求したるもの七名中、有資格者として確認せられたるエル、ロンドン商會外二名に對して一萬千餘圓を交付したり。

第二　徵收及買上

煙草專賣令の實施に依りて從來煙草製造の用に供せられたる工場・敷地・器具・機械・葉煙草等の物件は直接其の利用の途を失ひ、當業者は有形無形の損害を被るべきは言を俟たず。依て朝鮮煙草專賣令に依りて此等の物件を政府に徵收し、之に對して補償金を交付することと爲したり。蓋し之に依りて當業者の損害をして成るべく尠少ならしむると共に、政府が民間製造業者の設備・物件及原料の收用するに足るべきものを利用するは、新に土地を購入し、工場を建設する等の勞を省き得るのみならず、此等の物件を民間に放置する專賣取締上の危險を除く等の效果あるに依るものなり。

卽ち煙草專賣令は本令公布の際現に存する煙草製造用の建物・其の敷地及製造場備付の煙草製造用器具・機械は政府に於て之を徵收することを得と定め、此の規定に依りて徵收すべき物件は政府之を煙草製造者の營業場に就き調査し、徵收目錄を作成し、本令公布後三十日以內に之を所有者に交付し、此の交付を受けたる後は所有者は政府の承認を得るに非ざれば之に記載したる物件を處分することを得ざることと爲したり（第四十三條）。又大正十年六月三十日卽ち本令施行の前日に於て現に存する煙草製造專用の器具・機械・卷紙及煙草製造者の所有する葉煙草は政府之を徵收し（但し本令施行の際現に在來の方法に依り葉煙草に莖刻を施して喫用する煙草を製造する者は、當分の內仍其の製造を繼續することを得べきを以て、之が製造用具及葉煙草は此の限に在らず）、右の外煙草の製造又は裝置に使用する物件にして、右の時に於て現に存するものは政府之を徵收することを得と定め（第四十四條）、此等に該當する物件を所有する者は、大正十年七月五日迄に其の種類及數量を政府に申告すべきこととしたり（第四十六條）。而して以上の諸規定に依りて徵收したる物件に對しては補償金を交付すべく、之が補償價格の決定は協議に依ることとし、若し協議調はざるときは別に定むる鑑定人の意見を徵して政府之を決定するものとす（第四十六條）。

斯くて政府は專賣令の公布と共に徵收すべき前記物件の調査に著手し、鋭意其の進捗に努めたる結果、器具・機械・製造場は同年六月に、葉煙草及卷紙其の他の材料品は同年十月に、夫々當該徵收物件に

對する補償價格を決定し、之を被徵收者に示して協調を求めたり。被徵收者四十二名中四十名は算定補償價格を異議なく承諾したるも、東亞煙草株式會社及朝鮮煙草株式會社は其の價格に不服にして容易に承諾せず、屢〻折衝を重ねたる結果遂に翌大正十一年三月三十一日に至り兩社共承諾書を提出したり。而して、補償金は葉煙草に對する分は現金五百三十萬五千百二十七圓を、葉煙草以外の物件に對する分は之を時價に換算したる公債三百五十萬千五十圓及端數の分現金九百十一圓を交付して、玆に徵收事務を完了したり。以下各物件の徵收に就き其の狀況を分說すれば左の如し。

（一）工場・同敷地の徵收

煙草專賣令の發布と同時に徵收すべき工場・同敷地の調査に著手したり。其の方針としては交通の便否・製造煙草需給の狀況等に鑑み、更に其の設備の比較的完備せるものを選び、東亞煙草株式會社・朝鮮煙草株式會社及東西商會の各工場を徵收して之に充當することと爲したり。最初の計畫に依れば東西商會の工場は徵收せざる豫定なりしが、同商會が徵收を希望したるのみならず、政府が既往數年間の民間に於ける製造煙草の販賣高等に顧みて豫定せる、專賣制度實施當初一年度間に於ける煙草製造數量たる口付九億本、兩切三十一億本、刻三萬貫の製造を爲すには前記二社の工場を徵收するのみにては不足すべきを以て、之を徵收するに決したるものとす。補償價格調査の方法は、徵收すべき土地の附近及徵收土地の存在する場所と其の地位を同じくすと認めらるる場所に於ける賣買實例を調査し、之を標準として適當に其の補償價格を算出する方針なりしも、當時一般經濟界不振の影響に依り土地・建物共に其の價格著しく低落せし折柄なりしを以て、之によりて補償價格を決定するは、徵收が其の性質上普通の賣買と異なるにより被徵收者に對して苛酷なる嫌あり。依て土地に就きては既往數箇年間の價格の騰落を調査し、調査當時の價格の指數と右數箇年間の平均指數とを比較し、後者の前者に對する增差の割合平均二割六分に相當する金額を、前述の如くして調査したる價格に增加し、之を以て補償價格と爲し、建物に就きても亦既往數箇年間に於ける主要建築材料の價格の騰落指數を調査し、土地の場合と同樣其の增差の割合平均二割に相當する金額を、前述の如くして調査したる價格に增加して補償價格を算定したり。尙此の際建築に要する賃金は、既往數箇年間の平均指數を調査したるも割合に低落せざることと明かとなりしを以て、敢て斟酌せざることと爲し總價格中より賃金に屬する部分を四割と見込みて之を控除して、以上の如く計算したるものとす。

斯くして土地に就きては同年六月、建物に就きては同七月、右補償價格を被徵收者に示して協議したるも、其の價格を低廉なりとして容易に承諾せず、他方當時土地・建物は其の價格漸次昻騰の趨勢に在りしを以て、此の事情を酌量し、各被徵收者より申出でたる價格と爰に査定したる補償價格との差額の寡少なるものは申出價格を是認し、其の他は右是認したるものの補償價格に對する割合土地二割一分二厘、建物三分五厘を算出し、其の割合に依りて爰に査定したる補償價格を增加し、之を被徵收者に示し、以て補償價格の協調を遂げたり。

（二）器具・機械の徵收

徵收工場に備付の煙草製造用器具・機械は建物・敷地と同じく、煙草專賣令公布と共に其の調査に著手し、同年五月下旬を以て補償價格の調査を終了したり。而して機械の如きは專門的の知識を有する者に非ざれば適正の價格を調査すること困難なるを以て、特に內地專賣局の機械主任技師をも囑託として之が調査に參加せしめたり。尙ほ工場を徵收せざる製造場に存在せる煙草製造專用の器

具・機械に就ては、所轄專賣支局をして各所有者より其の所在・種類・數量等を申告せしめ、前記の調査を行ひたり。又補償價格調査の方法は、機械に就きては其の買入又は製造年月、徵收當時に於ける新調價格竝將來使用し得べき年月等を調査し、既に使用したる年限・損傷程度及徵收後に於ける使用の適否等を鑑査して其の價格を決定し、又器具に就きては其の數量夥多にして、價格亦僅少なるを以て、單に之を甲・乙・丙・丁の四種に分類し、新調に等しきものを甲、保存年限の約三分の二を經過したるものを丙とし、殆んど保存年限に達したるものを丁とし、其の種類に應じ適當に其の價格を算定したり。

以上の如くにして徵收器具・機械の補償價格を算定し、工場を徵收する者に對しては同年六月之を被徵收者に示したり。然るに右の補償價格算出の標準たる今後の使用年限に關し異議ありて、價格低廉に失すと爲して承諾せざるものあり。依て同年八月に至り之を參酌して若干の變更を加へ、又工場を徵收せざる製造者に對しては同年十月其の補償價格を示し、兩者共に其の協調を遂げたり。

（三）葉煙草の徵收

煙草專賣令實施の際製造者の所有せる葉煙草を全部徵收することは、專賣實施後政府に於ける煙草の製造を支障なからしむると共に、爾後民間に於ける密造等の取締上よりするも不可缺の要件なり。依つて政府は煙草專賣令の實施に先ち、同年五月より製造者の持越すべき葉煙草に關する調査を開始したり。而して之が調査は獨り其の數量のみならず、葉煙草の所在に就き每包其の品位の鑑定と量目の秤量を爲す要ありて、頗る繁雜なりしが、銳意之が進捗を圖り、同年八月上旬を以て全部之を終了したり。

徵收葉煙草の等級及補償價格調査の方法は、大體朝鮮產のものに就きては、等級は舊煙草稅令に依り消費稅の賦課に使用したる標本に比準して其の品位に依り、量目は現品に就き實量目を秤量すると共に、標準減量步合を調査し、其の數量を加算して之を算定し、又輸移入煙草の等級は內地專賣局に於ける標本に比準して其の品位に依り、量目は朝鮮產のものと同樣の方法に依りて之を算定し、補償價格は原價に金利・保險料・倉敷料・關稅・運賃等を加へて之を算定したるものとす。

以上の如き方針の下に徵收葉煙草の等級・數量及補償價格を調査したるも、補償價格の決定に時日を要し、且又補償價格に對する現金は同年十一月に支拂ふこととなりたるを以て、右附帶費中の金利・保險料及倉敷料等は七月より十月に至る四箇月分を加算するの必要を生じたるにより、更に之を加へ、以て其の補償價格を算定し、十月に至り之を被徵收者に示して協議を遂げたり。今斯くして徵收したる葉煙草の種類・數量及補償價格を示せば次の如し。

葉煙草種類	調査量目	補償價格	葉煙草種類	調査量目	補償價格
朝鮮種	四六五、九二九・九貫	一、四六六、〇三七・〇圓	土耳古產　土耳古種	五八九・三貫	二一、七三一・八三〇圓
朝鮮產　內地種	一九九、七九九・〇	六六三、三七四・七一〇	馬尼拉產　馬尼拉種	一三、八五五・八	六五、六一七・九二〇
朝鮮產　黃色種	一七九、二八七・九	七七六、二四九・九一〇	米國產　黃色種	一二三、六〇五・六	一、七一八、八〇三・〇九〇
土耳古種	一、三九五・八	五、四六二・八一〇	中粉	四、二三三・七	八、四七四・四〇〇
內地產　內地種	二一、三八八・三	一四七、六三七・五八〇	半製品	二三四・四	四六八・八〇〇
支那產　支那種	四八、二〇三・三	九二、〇九三・五八〇	葉屑	八・五	五・一〇〇
黃色種	一三二、三二九・三	三九、一七六・四三〇	總計	一、一七九、七六〇・八	五、三〇五、二七〇・九〇

（四）卷紙其の他の材料品の徵收

巻紙其の他必要なる諸材料品も亦即時調達し難く、且煙草専賣令實施後之を民間に散在せしめ置くは密造の取締上よりするも危險なるは云ふ迄もなし。依て專賣令實施の際に製造者等の手許に現存せる巻紙・口紙・吸口・包裹用紙・錫紙・蠟紙・記號用紙等は總て之を徴收することとしたり。內地に於て煙草の專賣を實施したる際には、此等の材料品は豫め公示して專賣法實施の前年に於ける平均一箇月分の使用數量に制限を加へて之を徴收し、其の他は廢棄せしめたり。之れ巻紙以外の材料品の大部分は專賣實施後政府に於て使用するに適せざりしに因るものにして、此の事情は朝鮮の場合に於ても同樣なりしが、朝鮮に於ける煙草製造業は競爭激甚にして、此等材料品の持越勘からず、內地の如き方法を採用するは甚だ苛酷の嫌ありたるを以て、之を採らずして全部徴收したるものとす。而して其の徴收の方法は、煙草專賣令實施後此等の物件を所有する者をして其の種類・數量・買入價格等を申告せしめたる上、之を調査し、補償價格を決定せしものにして、本調査は七月中旬に著手し、八月上旬に終了したり。補償價格調査の方法は徴收當時專賣局に於て購入したる價格を標準として其の價格を鑑定し、尙ほ其の鑑定價格に各品の買入當時の價格と徴收當時の價格との差額二割四分、及金利・倉敷料・保險料等として六分を加へ、以て補償價格を決定し、同年十月に至り之を被徴收者に示して協議を遂げたり。

（五）印刷工場の買收

煙草の製造に要する包裹其の他の用紙類は之を民間の印刷業者をして製作せしむるよりも、政府に於て直營するを得策とす。蓋し其の所要數量莫大なるを以て、之を民間に委託するときは少からざる利潤を獲得せられ、政府は甚だ不利なるのみならず、斯かる多量の製品は動もすれば納期に遲れ易く、爲に煙草の製造作業上に惡影響を及ぼす虞あるを以てなり。依て政府は前述せる如き建物同敷地・器具・機械等の價格算定の方法に準じて其の價格を決定し、比較的完全なる設備を有し斯業に從事中なる京城印刷所を買收することとせり。即ち數回の折衝の後漸く算定價格金三十萬二千六百餘圓を以て協議調ひ、同年七月に至り之が買收を了し、代金は時價に換算したる公債三十六萬八千圓及端數現金三十二圓を交付し、以て買收事務を完了したり。

第三目　朝鮮煙草專賣令の改正

朝鮮煙草專賣令は大正十年四月一日公布せられ、同年七月一日より施行せらるることとなりしが其の施行に先ちて同年六月制令第十一號を以て、左の如く其の一部を改正せられたり。

制令第十一號（大正十年六月二十八日）

朝鮮煙草專賣令中左ノ通改正ス

第十七條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

耕作稅ハ每年十一月一日ヨリ同月三十日限之ヲ納ムヘシ但シ許可消滅シタルトキハ納期ニ拘ラス直ニ之ヲ徴收スルコトヲ得

第四十二條ニ左ノ二項ヲ加フ

本令施行ノ際現ニ製造場若ハ藏置場ニ存スル製造煙草又ハ本令施行前消費稅ヲ納付セスシテ製造場若ハ保稅地域ヨリ搬出シタル製造煙草ハ其ノ所有者ニ於テ之ヲ引取リタルモノト看做ス

前項ノ製造煙草及本令施行前消費稅ヲ納付セスシテ製造場藏置場又ハ保稅地域ヨリ引取リタル製造煙草ノ消費稅ニ關シテハ仍舊令ニ依ル輸出ノ爲製造場又ハ藏置場ヨリ引取リタル製造煙草ノ消費稅ニ關シ亦同シ

附　則

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

之れ當時經濟界の不況竝に專賣實施に伴ふ思惑により、製造煙草の賣行不良にして在庫品多く、專賣實施期日迄に煙草消費稅の完納を見ること困難なると、又自家用煙草耕作稅の納期を納稅者の利便とする時期に規定する必要ありたるとに因る。

朝鮮煙草專賣令は右の改正以後何等の變更なくして施行せられしが、昭和二年一月に至り更に重要なる改正行はれたり。蓋し次項に就て述ぶるが如く、煙草專賣の實施に當り政府は朝鮮人の葉煙草又は荒刻煙草喫用の慣習に鑑み、且荒刻煙草製造業者の現狀を考慮し、又一方政府の煙草製造工場の設備及販賣機關の普及狀況等を勘案して、當分の內自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造を認許し、且全葉喫用煙草の拂下を行ふ等の例外的制度を設けしが、爾後其の實績に徵するに自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造に對する取締甚だ困難にして、犯則多く、爲に專賣收入を侵害すること大なるものありしを以て、政府は成るべく速に此等の制度を撤廢する方針の下に、大正十一年度以降政府に於て簡易なる荒刻煙草を製造して之を發賣し、又十二年度より全葉喫用煙草の拂下を中止する等、專ら朝鮮人の全葉喫用の慣習を政府製造品に轉換せしむることに努めしが、其の結果自家用煙草耕作者及民間荒刻煙草製造者の數は漸次減少し、他方に於て政府の製造及販賣の設備も漸く充實するに至りしを以て、政府は玆に機の熟せるを認め昭和二年一月に至り制令第一號を以て煙草專賣令中を改正し、自家用煙草の耕作、民間荒刻煙草の製造を禁止することとしたり。但し之が爲め此等自家用煙草耕作者及民間荒刻煙草製造者の蒙る影響を慮り、右の禁止に相當の猶豫期間を與ふるを以て適當と認め、自家用煙草の耕作に就ては交通經濟の比較的發達せる地方に對しては昭和三年十二月末日より、其の他交通不便なる山間部等にて朝鮮總督の指定したる地方に對しては昭和四年十二月末日迄耕作を繼續することを許し、又荒刻煙草の製造に就ては昭和四年十二月末日迄其の製造を繼續することを得るものとしたり。今改正制令の全文を掲ぐれば左の如し。

制令第一號（昭和二年一月二十二日）

朝鮮煙草專賣令中左ノ通改正ス

第十七條　削除

第十八條中「煙草ハ」ヲ「製造煙草ハ」ニ、「煙草ノ」ヲ「製造煙草ノ」ニ改ム

第十九條及第三十一條第一項第四號中「煙草ヲ」ヲ「製造煙草ヲ」ニ改ム

第二十條中「煙草ノ」ヲ「製造煙草ノ」ニ、「煙草ヲ」ヲ「製造煙草ヲ」ニ改ム

第三十三條第六號　削除

第四十一條　削除

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條及第三十三條第六號ノ改正規定ハ昭和四年一月一日ヨリ、第四十一條ノ改正規定ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十二月三十一日迄自家用煙草ヲ耕作スルコトヲ得タル者ハ其ノ住所及耕作地カ朝鮮總督ノ指定スル地域內ニ在ル場合ニ限リ昭和四年十二月三十一日迄仍從前ノ規定ニ依リ其ノ指定地域內ニ於ケル耕作ヲ繼續スルコトヲ得

昭和三年十二月三十一日迄ニ自家用煙草ノ耕作ヲ廢止シタル者ノ耕作シタル自家用煙草ニシテ昭和四年一月一日現ニ存スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル前項ノ規定ニ依リ昭和四年十二月三十一日迄耕作ヲ繼續

スルコトヲ得タル者ノ耕作シタル自家用煙草ニシテ昭和五年一月一日現ニ存スルモノニ付亦同シ

昭和二年一月一日ヨリ昭和四年十二月三十一日迄ハ朝鮮煙草專賣令第十七條ノ規定ノ適用ニ付テハ同條第二項中八十錢トアルハ一圓六十錢トス

朝鮮煙草專賣令第四十一條ノ規定ニ依リ煙草ノ製造ヲ繼續スル者ノ販賣シタル煙草ニシテ昭和五年一月一日現ニ存スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和四年十二月三十一日迄朝鮮煙草專賣令第四十一條ノ規定ニ依リ煙草ノ製造ヲ繼續シタル者ノ所有スル煙草製造用器具葉煙草又ハ製造煙草ニシテ昭和五年一月一日現ニ存スルモノニ付テハ別ニ之ヲ定ム

朝鮮煙草專賣令施行規則も亦、其の制定後大正末年度に至る迄に於て數次に亙り改正を行はれたり。卽ち先づ大正十年六月本規則の實施に先だち左の如く改正せられ、本規則施行の日より施行せられたり。

府令第百五號（大正十年六月二十一日）

朝鮮煙草專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第四十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ自家用煙草耕作ニ關シテハ收稅官吏ニ屬スル職務ハ府郡島稅務官吏、稅務署長ニ屬スル職務ハ府尹、郡守、島司之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正十年府令第四十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尋いで同年八月に至り既述朝鮮煙草專賣令の改正に伴ひ府令第百二十號を以て本規則を改正し自家用煙草耕作稅の納期に關して規定せる第三十四條を削除したり。

翌大正十一年五月に至り府令第八十二號を以て、更に本規則中を左の如く改正したり。

府令第八十二號（大正十一年五月八日）

朝鮮煙草專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第二十七條　專賣支局長ハ煙草耕作者ノ組織スル組合ニ對シ朝鮮煙草專賣令第十五條第一項ニ規定スル處分ヲ爲スコトヲ得

朝鮮煙草專賣令第十五條第二項ノ規定ニ依リ下付シ適當ト認ムル時期ニ之ヲ下付ス

專賣支局長ハ前項交付金ノ用途ヲ指定スルコトヲ得

第二十八條中「第二項」ヲ「第三項」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

越えて大正十三年二月、府令第五號を以て左の如き改正を加へたり。

府令第五號（大正十三年二月二十一日）

朝鮮煙草專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第十條中「取消サレタルトキハ」ノ下ニ「直ニ」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

煙草耕作者死亡シタル場合ニ於テ相續人其ノ耕作ヲ承繼セサルトキハ相續人相續人在ラサルトキハ管理人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十四條　第六條第一項又ハ第九條ノ規定ニ依リ自家用煙草耕作許可證ノ再交付又ハ書換ヲ受クルトキハ手數料トシテ一枚ニ付十錢ヲ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ

第三十九條第一號中「第九條」ノ下ニ「第十條」ヲ加フ

第四十條　朝鮮間接國稅犯則者處分令ニ定メタル收稅官吏ニ屬スル職務ハ專賣局官吏、府郡島稅務官吏、稅關官吏又ハ道警察官吏、稅務署長ニ屬スル職務ハ專賣局官吏又ハ道警察官吏ノ發見ニ係ル犯罪事件ニ在リテ

ハ犯罪事件發見地ヲ管轄スル專賣支局長又ハ專賣支局出張所長、府郡島稅務官吏ノ發見ニ係ル犯罪事件ニ在リテハ犯罪事件發見地ヲ管轄スル府尹、郡守又ハ島司、稅關官吏ノ發見ニ係ル犯罪事件ニ在リテハ犯罪事件ニ關シテハ朝鮮間接國稅犯則者處分令施行規則ヲ準用ス

（樣式中改正省略）

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

然るに昭和二年一月に至り既述の如く煙草專賣令中を改正して、自家用煙草の耕作及荒刻煙草の製造を禁止せしに伴ひ、同年三月府令第十一號を以て左の如く本規則に改正を加へたり。

府令第十一號（昭和二年三月九日）

朝鮮煙草專賣令施行規則中左ノ通改正ス

第三條第三號　削除

第三十條乃至第三十五條　削除

（樣式中改正省略）

附　則

本令ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第三條第三號ノ改正規定ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年制令第一號附則第二項ノ規定ニ依リ自家用煙草ノ耕作ヲ繼續スルコトヲ得ル者ニ對シテハ昭和四年十二月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル

第三項　煙草專賣の實績

第一目　葉煙草の耕作

第一　耕作の指導及奬勵

煙草耕作の指導に關しては、專賣令施行以前は朝鮮總督府財務局專賣課の主管する所にして、各道の產地に技術員を派遣して指導し來りたるが大正九年に至り之が任務を各道に移管し、各道は耕作改良事項を定め、道府郡技手をして直接其の衝に當らしめたり。大正十年七月煙草專賣令の實施と共に更に之を專賣局の所管と爲し、大體從來の方針を襲用し、煙草耕作指導規定を制定して指導上の大綱を擧示し、一方煙草耕作試驗に關しては從來財務局專賣課時代より大田、忠州及大邱に同課の出張所を設け、之に關する凡百の試驗を施行したりしが、專賣開始と共に先づ耕作の指導改善上直接必要なる應用的試驗に主力を傾倒し、大田及忠州の二出張所に於て之を施行し、他方各道をして其の地方に適應すべき種類の撰定及二番葉採否に關する試驗を施行せしむることとしたり。

次に煙草耕作の奬勵に關しては大正十一年五月府令第八十三號を以て煙草耕作奬勵規則を設け專賣局長は煙草耕作の成績優良にして一般の模範となるべき耕作者に對して奬勵金を交付することを得るものとし、即日より之を施行したり。右規則の全文左の如し。

煙草耕作奬勵規則（大正十一年五月十日府令第八十三號）

第一條　專賣局長ハ煙草耕作ノ成績優良ニシテ一般ノ模範ト爲ルヘキ耕作者ニ對シ每年度豫算ノ範圍內ニ

於テ奬勵金ヲ交付スルコトヲ得

第二條　奬勵金ヲ交付スヘキ耕作者ノ員數ハ各收納官署別ニ其ノ區域内ニ於ケル耕作者數ノ百分ノ一以内、奬勵金ハ耕作者一人ニ付三十圓以内トス

第三條　奬勵金ヲ交付スヘキ耕作者ハ左ノ各號ヲ斟酌シ專賣局長之ヲ定ム

一　平均一貫匁當賠償價格ノ多寡

二　平均一段步當收納數量ノ多寡

三　收量調査當時ニ於ケル耕作面積ノ多寡

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル耕作者ニ對シテハ奬勵金ヲ交付セス

一　煙草專賣ニ關スル法規ニ違反シ其ノ處分ヲ受ケタルトキヨリ滿五年ヲ經過セサル者

二　煙草專賣ニ關スル法規違反ノ嫌疑アル者

三　煙草專賣ニ關スル法規ニ基キテ發スル指示命令ニ違背シ其ノ情重キ者

四　翌年煙草ノ耕作ヲ許ササル者

第五條　奬勵金ヲ受クヘキ耕作者死亡シタルトキハ之ヲ其ノ相續人ニ交付ス

第六條　本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ專賣局長之ヲ定ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規則は其の後大正十二年六月六日府令第八十二號を以て、第二條中『百分ノ一』を『百分ノ五』に、『三十圓』を『二十圓』に改め、又大正十五年八月五日同府令第六十五號を以て、第二條及第三條乃至第五條中『奬勵金』を『奬勵金ヲ』を『奬勵金又ハ奬勵品』に、又第二條中『奬勵金額又ハ奬勵品ノ價格ハ』に改め、何れも卽日より之を施行したり。

第二　耕作の取締

煙草の耕作區域は朝鮮總督之を指定し（專賣令第四條）、政府は每年耕作すべき煙草の種類、耕作面積及葉煙草の賠償價格を定め豫め之を公示するものにして（同第五條）、煙草耕作者は政府の定むる方法及手續に依り其の耕作を完成せざるべからず（同第九條）。而して專賣令施行の最初の年たる大正十年度に於ける煙草の耕作は、既に舊煙草稅令に依り其の耕作區域を指定し、之を許可したるを以て、其の儘收穫に係る葉煙草の全部を收納したりしが、當時朝鮮に於ける葉煙草の產額は遙に其の需要數量を超過し、生產過剩の狀態にありたるを以て、專賣實施と共に之が需給の調節を圖らんが爲に產地整理の必要を存したり。然れども之が實行の農家經濟上に及ぼす影響の甚大なるに鑑み、政府は數年を期して漸次之を遂行せんとし、產地の適否、生產品の品質及交通の便否等を參酌して產地整理の調査を進め、翌十一年度の耕作區域及面積の公示に際し、前年度に比し面數百三十四、面積約二千五百町步を整理したり。而して耕作者の大部分は此の事情止むを得ざるを了解したるも、山間僻陬の地方民は他の農作物が煙草の耕作よりも不利なる爲に、請願書を提出して苦痛を訴ふるものありたり。之に對しては能く其の趣旨を說明し、且つ地方廳と協力して大に代作物を奬勵したる結果、圓滿に之を遂行することを得たり。然るに他方從來僻陬の地方民に全葉喫用として拂下げたる葉煙草の代用として、新に價格低廉なる荒刻煙草を製造供給したるに、一般の嗜好に適したる爲め需要增大し、著しく原料の不足を見るに至れり。依て大正十三年度に於て現產地及現產地に接續し將來產地として發達の見込ある地域に於て三千六百五十九町步餘、更に大正十四年度に於て同じく二千七百五町步、大正十五年度に於て同じく四百九十一町步を擴張し、以て葉煙草需給の圓滑を圖りたり。斯くて

昭和元年度の耕作面積を專賣創始の年たる大正十年度に比較すれば、四千二百十二町歩の增加を來せり。

次に煙草の耕作を爲さんとする者は毎年煙草の種類苗床及耕作地の位置、面積、乾燥場竝に貯藏場を定め政府の許可を受くるを要するものにして（專賣令第六條）、政府は年々の需要額に鑑み、毎年各地域毎の作付段別を公示し、此の範圍內にて耕作許可の申請の許否を決するものなるが、之が決定に當りては、法令上特に耕作を禁止したる者（專賣令施行規則第三條及第四條）の外は成るべく一般に之を許可して耕作の利益を廣く享受せしむるを以て方針としたり。而して煙草耕作の許可を受けんとする者は所定期間內に一定の樣式に依り申請書を提出すべく、之に對し煙草耕作の許可を受けたる者には所定樣式の煙草耕作許可證を交付するものとし（同上第一條）、許可を受けたる煙草耕作者にして、煙草專賣令又は同令に基きて發する命令に違反したるときは、政府は許可を取消すことを得るものとしたり（專賣令第二十七條）。

專賣令の實施に當り、葉煙草の生產額夥多なる爲め產地整理の必要ありたること前述の如し。然るに朝鮮に於ける一般耕作者は幼稚にして、耕作面積に對する觀念の如きも薄弱なるを以て、假令耕作面積に制限を加ふるも、之を許可面積と一致せしむること難し。依て政府は植付檢查規程を制定し、煙草の植付を爲したる時實地檢查を執行し、許可面積を超過して煙草を植付けたる者に對しては其の超過部分を廢棄せしむることとしたり。然るに專賣實施の初年度より直に之を勵行して廢棄處分を爲すは、從來の情勢により許可面積を超過して耕作を爲せるもの尠からざるにより、聊か苛酷に過ぐる嫌あり。故に內地種又は外國種耕作者の如き比較的進步せる知識を有する者に對しては直に之を執行することとし、主に朝鮮人の耕作する朝鮮種に對しては、特に大正十年度を限り其の儘之を認容し、專賣令の趣旨を懇切に說明し以て將來を戒むるに止めたり。然し乍ら本規程の勵行は煙草專賣の基礎を鞏固ならしむる上に於て必要缺くべからざるを以て、次年度以降に於ては取締を嚴重にしたるは云ふ迄もなし。而して植付檢查方法は大體內地專賣局に於ける制度に倣ひ、各耕作者より耕作地一箇所每に每畦の植付株數等を記載したる耕作明細票を檢查前に提出せしめ、本票を以て檢查簿に代用し、檢查の際には耕作者の調查したる每畦の植付株數を點檢し、一定の公差を設け其の差が公差の範圍內なるときは之を是認し、其の植付株數を調查し、一面に於ては畦株間の距離を測定し、之を基本として耕作面積を檢查するものなり。

次に朝鮮に於ては氣候の關係上、煙草の植付より收穫迄に作柄の變化を來すこと尠からず。故に其の年度に於ける葉煙草收納及製造計畫上、植付檢查後收穫時期に於て收量の調查を執行するの必要あり。依て煙草收量調查規程を制定し、之を施行することとしたり。而して此の調查方法は植付檢查の整理を爲したる耕作明細票を更に各耕作者に交付し、每畦を植付株數の下に、活著せざりしもの、又は病蟲害にて枯死したるもの等の缺損株數を調查記入の上提出せしめ、之によりて各耕作地每に現存株數を調查すると共に、生育の中庸を得たりと認めらるるものに依り標準株を選定して其の生葉の量目を秤量し、之に乾燥步留を乘じて標準株の量目を算定し、之を其の耕作地の現存株數に乘じて、其の收量を調查するものなり。

第三　耕作組合

煙草耕作の改良發達を圖り、併せて耕作者の經濟狀態を向上せしむる目的を以て、從來煙草の主產

地に耕作組合を組織せしめ、低利資金の供給其の他の方法により相當意義ある存在を示したりしが大正十年七月煙草專賣令の實施と共に政府は一層其の必要を認めて之が擴充を期し、煙草耕作者の組織する組合に對し、專賣事務執行上必要なる施設又は補助を爲し、又は其の補助を爲すべきことを命ずることを得るものと爲すと同時に、豫算の範圍內に於て之に交付金を下付することを得るものとしたり（專賣令第十五條）。

元來朝鮮に於ける煙草耕作者は未だ多く幼稚にして、政府に提出すべき申請申告等の書類を完全に作成し得る者僅少なりしを以て、政府は組合をして代りて此等の書類を調製せしめ、又政府に於ける煙草耕作の指導を徹底せしむる爲に、組合に相當の技術員を置き、政府の指示に基き各耕作者の指導に任ぜしめ、其の他適當なる職員を置かしめ、政府に於ける煙草植付檢查、收量調查及收納事務等の補助に當らしめたり。而して組合の業務は政府より命ぜられたる事項以外に、或は組合の名を以て朝鮮殖產銀行等より肥料購入及乾燥設備等に要する資金を低利に借受け、之を各耕作者に融通し、或は成績良好なる耕作者に種子の採取を囑託し、又は內地の原產地より優良種子を移入し、無料又は僅少の實費を以て之を各耕作者に配布し、或は組合に於て肥料又は農具等を低廉に共同購入し、更に或は苗床、本圃、收穫葉煙草等の品評會を開催して其の成績優秀なる者に對して金品を施賞する等、政府專賣事業の補助及指導に齟齬からず貢獻したり。今每年の耕作組合數を見るに、大正十年度三十九、十一年度三十二、十二年度二十五、十三年度三十六、十四年度三十九、昭和元年度四十二なりとす。

政府は組合に對して前記の必要事項を命じたる場合は組合に對し豫算の範圍內に於て、耕作人員、耕作面積、賠償金及設備費等を標準として交付金を下付することとしたり（專賣令第十五條）。專賣創始後大正末年に至る迄の交付金は、大正十年度二十三萬四千四百六十七圓、十一年度十七萬千七百六十三圓、十二年度十四萬八千二百四十五圓、十三年度二十二萬八千七百九十一圓、十四年度二十三萬二千百二十圓、昭和元年度二十三萬四千二百十九圓にして、常に組合總經費の四割乃至七割餘に及びたり。

第四　自家用煙草耕作の許容

朝鮮に於ける煙草專賣制實施に當り、特に認められたる重要なる一例外として自家用煙草耕作の制度なるものあり。元來朝鮮人は農業の傍ら自ら煙草を耕作し、其の耕作せる葉煙草を其の儘消費する習慣を存し、煙草稅令に依り免許を受けて現に自家用煙草を耕作しつつありしもの約六十萬人の多きに及べり。斯くの如き實情なるを以て、政府は專賣令の實施に際し俄に右の如き自家用消費を嚴禁するは穩かならずと爲し、姑く之を認許し、漸を以て之を整理する方針を採りたり。卽ち自家用煙草を耕作せんとするものは耕作地の位置及面積を定め、政府の許可を受くべく、之を變更し又は耕作を廢止せんとするとき亦同じ。而して自家用耕作の許可を受けたる者は每年耕作稅八十錢を納むべきものとす（專賣令第十七條）。但し此の場合耕作地の面積は三十坪を超ゆることを得ず。又此の許可を得たる者には別に定むる樣式の自家用耕作許可證を交付す（專賣令施行規則第三十條）。自家用煙草耕作地の位置、面積を變更し、又は耕作を廢止せんとするときは、右の自家用煙草耕作許可證を添付し、許可申請書を耕作地を管轄する府尹、郡守又は島司に提出すべきものとす（同上第三十二條及三十三條）。尙自家用煙草耕作の許可は廣く一般に之を認むるを趣旨とすれども、專賣取締の上必要上若干の例外を設くることとし、專賣令施行規則に於て之を規定したり（第三十一條）。